

令和3年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会

令和4年3月24日（木）
14時00分～16時00分（予定）
ラジオ日本クリエイト貸会議室 A会議室

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局長挨拶

3 報告

- (1) 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について（資料1）
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和3年度の取組状況について（資料2）
- (3) 令和4年度予算について（資料3）

4 その他

【配付資料】

- ・資料1 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
- ・資料2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和3年度の取組状況について
- ・資料3 令和4年度予算概要
- ・資料4 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料5 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

次回 令和4年度 第1回精神保健福祉審議会は8月4日（木）を予定しています。

令和3年度第2回 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

氏名	職名
天貝徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯島倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
池田陽子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
石井一彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石渡和実	東洋英和女学院大学 人間科学部 名誉教授
伊東秀幸	田園調布学園大学 副学長
大友勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大貫義幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
金子由紀子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川越泰子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
佐伯隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
豊田まゆ美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
長尾孝治	中区生活支援センター 所長
西井華子	神奈川県精神科病院協会 顧問 医療法人社団養心会 理事長
長谷川吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋口美佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
菱本明豊	横浜市立大学医学部精神医学教室 主任教授
三村圭美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮川玲子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山口哲顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和3年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏 名	所 属
事務局	田中 博章	健康福祉局長
	田畠 和夫	健康福祉局保健所長（担当理事兼務）
	上條 浩	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
	佐渡 美佐子	障害施策推進課長
	渡辺 文夫	障害自立支援課長
	高橋 昌広	障害施設サービス課長
	粟屋 しらべ	企画課長
	佐藤 修一	医療援助課長
	岩松 美樹	保健事業課健康づくり担当課長
	水野 直樹	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長（こころの健康相談センター担当課長兼務）
	近藤 友和	精神保健福祉課担当課長
	松浦 拓郎	障害施策推進課施策調整係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	田辺 興司	障害施策推進課計画推進担当係長
	萩原 昌子	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	根岸 桂子	障害施策推進課相談支援推進係長
	川上 俊輔	障害施策推進課担当係長
	米津 克哉	障害施策推進課区分認定係長
	今井 智子	障害施設サービス課施設管理係長
	赤池 洋一	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	品田 和紀	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	水原 伸浩	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	米田 一貴	障害施設サービス課担当係長
	廣沢 大輔	障害施設サービス課担当係長
	奈良 茜	障害自立支援課就労支援係長
	奈木 修人	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	工藤 岳	障害自立支援課社会参加推進係長
	中西 勇人	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	岡田 由起子	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	今野 友香里	精神保健福祉課担当係長
	神谷 昌吾	精神保健福祉課担当係長
	山内 航	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	壺井 亜希子	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	石井 正則	企画課企画係長
	松本 瑞絵	医療援助課福祉医療係長
	矢島 陽子	保健事業課健康づくり担当係長
	高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長
	山本 憲司	医療政策課長
	山寄 信也	医療政策課担当係長

横浜市依存症対策地域支援計画の策定について

本市の総合的な依存症対策の方向性を示す横浜市依存症対策地域支援計画を令和3年10月に策定しましたので、御報告いたします。

1 計画の冊子及び概要版リーフレット

別紙1 「横浜市依存症対策地域支援計画」

別紙2 「横浜市依存症対策地域支援計画 概要版」

2 令和3年度依存症対策検討部会について

(1) 第2回 令和3年11月19日（オンラインと集合のハイブリッド形式での開催）

ア 報告事項

- ・横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
- ・令和3年度上半期（4～9月）の事業実施状況について
- ・医療機関を対象とするアンケート調査の中間報告について

イ 主な意見

- ・依存症の専門でない医療機関でも自助グループ等を紹介できるような取組はできないか
- ・医療機関や支援の情報を探す際に、医療機関も含めて活用しやすいHPができるとよい

(2) 第3回 令和4年3月16日（オンラインによる開催）

ア 報告事項

- ・令和3年度の依存症対策事業実施状況について
- ・令和3年度の横浜市依存症関連機関連携会議の実施状況について
- ・医療機関を対象とするアンケート調査及び事業者を対象とする依存症対策に関するヒアリング調査の結果について
- ・令和4年度の依存症対策事業について

横浜市依存症対策 地域支援計画

計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 10 月

横浜市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 国及び神奈川県における取組.....	1
(2) 本市における取組	2
2 用語の定義.....	4
3 計画策定の位置付け	6
(1) 計画の位置付け.....	6
(2) 計画策定の流れ	8
4 計画の期間.....	9
5 計画で取り扱う依存対象	10
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	11
1 本市の依存症に関連する状況.....	11
(1) 各依存症に関連する状況.....	11
(2) 市民の認知度や地域の特徴など	30
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	35
(1) 身近な支援者の取組と状況.....	35
(2) 医療機関の取組と状況.....	40
(3) 民間支援団体等の取組と状況	45
(4) 本市における取組と状況.....	50
3 計画課題の整理	55
(1) 課題導出の流れ.....	55
(2) 本市の依存症対策における課題の設定	57
(3) 課題の具体的な内容	58
第3章 計画の目指すもの	87
1 基本理念	87
2 基本方針	88
(1) 基本方針の考え方.....	88
(2) 基本方針の実現に向けた取組体制.....	91
第4章 取り組むべき施策	92
1 本計画における取り組むべき施策の整理	92
2 一次支援に係る重点施策.....	94
重点施策1 予防のための取組.....	94
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	94
(2) アルコール依存症に特化した取組	96

(3) 薬物依存症に特化した取組.....	97
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組.....	97
重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	98
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	98
3 二次支援に係る重点施策.....	99
重点施策3 相談につながるための普及啓発.....	99
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	99
(2) アルコール依存症に特化した取組	100
(3) 薬物依存症に特化した取組.....	101
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組.....	101
重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	103
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	103
(2) アルコール依存症に特化した取組	106
(3) 薬物依存症に特化した取組.....	107
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組.....	107
4 三次支援に係る重点施策.....	108
重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	108
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	108
重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組.....	111
(1) 総合的な依存症対策の取組.....	111
第5章 計画の推進体制	113
1 関係主体に期待される役割	113
(1) 身近な支援者	113
(2) 専門的な医療機関	114
(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)	114
(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)	115
2 計画の進行管理	117
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理	117
(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定	118
(3) 指標の検証のための取組の方向性	119
(4) 繼続的な現状把握	131
資料編.....	132
1 計画の検討過程	132
2 検討部会の構成員名簿	133
3 各種実態把握調査の実施概要	134
(1) 依存症に対するイメージや知識に関するアンケート(e アンケート).....	134

(2) 依存症社会資源調査.....	135
(3) 横浜市における依存症回復施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)	136
(4) 市内依存症回復施設等における依存症支援の実態に関するヒアリング(市内回復支援施設ヒアリング)	137
(5) 依存症に係る社会資源実態調査(県社会資源実態調査)	138
4 連携会議の実施状況(令和3年8月1日時点)	139
(1) 参加機関一覧.....	139
(2) 有識者一覧	140
(3) 令和2年度開催実績.....	140
5 パブリックコメントの実施状況	141
(1) 実施概要	141
(2) 意見総数及び意見提出方法	141
(3) 意見募集結果	141
(4) ご意見への対応状況.....	142
(5) その他	142
6 用語解説	143

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 国及び神奈川県における取組

アルコールや薬物、ギャンブル等¹の依存症は、本人の健康状態や社会生活等を悪化させるだけでなく、家族等の周囲の人へも影響を及ぼします。

また、依存症は、適切な治療や支援により十分に回復が可能であるという側面を有しているながらも、本人や家族等の依存症に関する情報不足などにより相談につながることができなかったり、周囲の偏見などにより回復が妨げられたりする事例も散見されます。

さらに、依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。しかしながら、必ずしも個々の領域の支援者が依存症の問題に精通しているとは言い難い面もあり、相談の初期段階から回復段階にかけて包括的で切れ目のない支援が行いづらい状況にあります。

こうした問題に対応し、依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等を適切に支援する体制を整備するため、国において平成 26 年 6 月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行を皮切りに、平成 28 年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、平成 28 年 6 月には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。さらに、平成 28 年 12 月には「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」案の附帯決議には、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。(中略)カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」が盛り込まれました。平成 30 年 10 月には「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行、平成 31 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。

また、平成 29 年 4 月には、都道府県と指定都市が行うアルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の総合的な依存症対策に関する指針を定めた国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)が適用となりました。神奈川県でもアルコール健康障害対策推進基本計画に沿った形で平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「神奈川県アルコール健康障害対策

1 ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等を「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」と定義している。

「推進計画」が策定され、令和 3 年 3 月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿った形で「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」が策定されました。

コラム 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割

国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づいた様々な依存症対応施策が展開されており、ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における予防教育、消費者向けの啓発、支援人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。

また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策総合支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携しながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関や依存症の相談拠点の設置（精神保健福祉センター等）、地域支援計画の策定を行うほか、連携会議の運営や依存症の本人や家族への支援、支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。

このうち、専門医療機関や治療拠点機関の選定については、本市を含む神奈川県内の 3 つの指定都市と神奈川県が協調し、神奈川県が代表して行っています。それ以外の事業については、神奈川県と本市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。

（2）本市における取組

本市においては、従来から各区役所での精神保健福祉相談の中で依存症に関する相談対応などを行ってきました（52 ページ参照）。こころの健康相談センター（精神保健福祉センター）では、平成 15 年に薬物依存症家族教室を開始するなど、依存症対策に特化した施策に取り組み、平成 29 年からアルコール依存症・ギャンブル等依存症にも対象を拡大し、「依存症家族教室」として現在に至っています（50 ページ参照）。

平成 29 年 5 月からはこころの健康相談センターで依存症相談窓口を開始するなど、依存症の本人や家族等への相談対応や依存症に関する普及啓発、回復支援、依存症に関する支援者の育成等の事業を展開しています。

さらに、実施要綱を踏まえ、平成 30 年度から本市の附属機関である横浜市精神保健福祉審議会の部会として、依存症対策検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、依存症対策に必要な施策等に関する検討を進めてきました。

令和 2 年 3 月には、こころの健康相談センターを実施要綱に定められた「依存症相談拠点」と位置付け（51 ページ参照）、依存症対策の充実を図っています。

一方で、これまで市内では、長きにわたって、アルコール・薬物・ギャンブル等の依

存症の本人や家族等への支援に、多数の民間支援団体等が活動してきました。

こうした取組を進め、関係者とコミュニケーションを図る中で、本市における依存症対策の課題等が見えてきました。依存症に対する理解不足や偏見の解消に向けた取組や、複合的な問題に対する重層的な支援を行うことが求められています。

そこで、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯

本市における依存症に関する支援の歴史を見ると、昭和 38 年 4 月に開設された「せりがや園」(現:神奈川県立精神医療センター)が、全国に先駆けて麻薬中毒患者専門医療施設として収容治療を開始しました。また、同年 7 月には、神奈川県内で「国立療養所久里浜病院」(現:久里浜医療センター)が、日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、本市における専門的な依存症治療体制の基礎が築かれていきました。その後、平成 3 年には、依存症専門のクリニックとして「大石クリニック」が開設し、平成 5 年に民間病院として「誠心会神奈川病院」がアルコール依存症の病棟を開設しました。

神奈川県内でのこうした動きに加えて、依存症の自助グループの活動や回復支援施設の開設が見られるようになりました。

市内では、昭和 44 年に横浜断酒新生会が結成され、昭和 54 年にはアルコホーリクス・アノニマス(AA)のミーティングが開始されました。昭和 59 年には横浜マックが開設、平成 2 年には横浜ダルク・ケア・センターが全国 3 番目のダルクとして開設、平成 4 年には寿アルクが開設されました。その後、平成 12 年には全国初のギャンブル依存症の回復支援施設として「ワンデーポート」が開設され、平成 16 年にはギャンブル等依存症者の家族を支援する全国初の施設「ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル」が開設、平成 19 年には、全国初の女性のギャンブル等依存症者を対象とした「デイケアぬじゅみ」が開設されました。

現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(45 ページ参照)や自助グループ(48 ページ参照)が多数市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支え続けています。

このように本市では、先進的・意欲的な医療機関や民間支援団体等が依存症の本人や家族等の支援の取組を積極的に進め、長年にわたって依存症対策に関する取組が進んできた経緯があります。

2 用語の定義

本計画では、検討部会での意見等を踏まえ、以下のように用語の定義を行いました。

図表 1-1:本計画における用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none">● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である● 疾病及び関連保健問題の国際統計分類²(第11回改訂版)(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none">● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいくこと、自分らしく健康的な暮らしを続けること
家族等	<ul style="list-style-type: none">● 依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)の家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む
身近な支援者 (35 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">● 依存症支援を専門としていないものの、初期の相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・司法・教育といった幅広い領域の相談・支援者
民間支援団体等 (45 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">● 依存症の支援を専門とする回復支援施設、家族会を含む自助グループ等
専門的な医療機関 (40・41 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">● 実施要綱に基づき、神奈川県とともに選定する依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、その他の依存症の治療を行う医療機関
専門的な支援者	<ul style="list-style-type: none">● 民間支援団体等の支援者、専門医療機関(40 ページ参照)、依存症の治療を行う医療機関(41ページ参照)、こころの健康相談センター(50 ページ参照)、区役所の精神保健福祉相談(52 ページ参照)などの依存症に関する相談・支援・治療を行う窓口及び機関

2 世界保健機関(World Health Organization, WHO)が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病、関連保健問題に関する分類のこと。2018年6月には約30年ぶりに改訂を施した第11回改訂版(ICD-11)が公表されており、現在、国内への適用に向けた検討が行われている。

コラム 「依存症」の定義について

依存症の定義に関しては、支援者間でも様々な議論がなされており、確定的な定義を示すことは簡単ではありません。検討部会においても、依存症の定義をめぐって様々な議論がなされ、次のような意見が聞かれました。

まず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で回復できる人や自然回復する人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気」、「脳の病気」という恐怖心等を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。

一方で、依存症が「病気」であるということを理解すると、本人も家族も回復に向かって前向きになり、勉強をしていこうというきっかけになるという意見、依存症が「病気」であるから医療の対象になり、「障害」であるから福祉的支援の対象になるということを押さえておく必要がある、という意見が聞かれました。

定義の幅についても、自然回復できるような人から対象とすべきという意見から、本当に困っている重症の人に対象を絞るべきという意見までありました。

さらに、自然回復できる／できないという話については、依存症からの回復者として、アルコール依存症から回復したとしても、完全に「治った」といえる状況は想定されにくく、「治ったから、また飲める」という誤解を与えてしまうのでは、という危惧も示されました。依存症からの回復に関しては、支援につながれば直ちに回復につながる場合ばかりではなく、数年以上の長期にわたって、本人に粘り強く寄り添っていく必要があるとの意見も聞かれました。

このように、依存症は、疾患としての病態が非常に多様で幅広い状態像を包含するものであり、回復についても様々な経過や形があるとの議論がなされました。

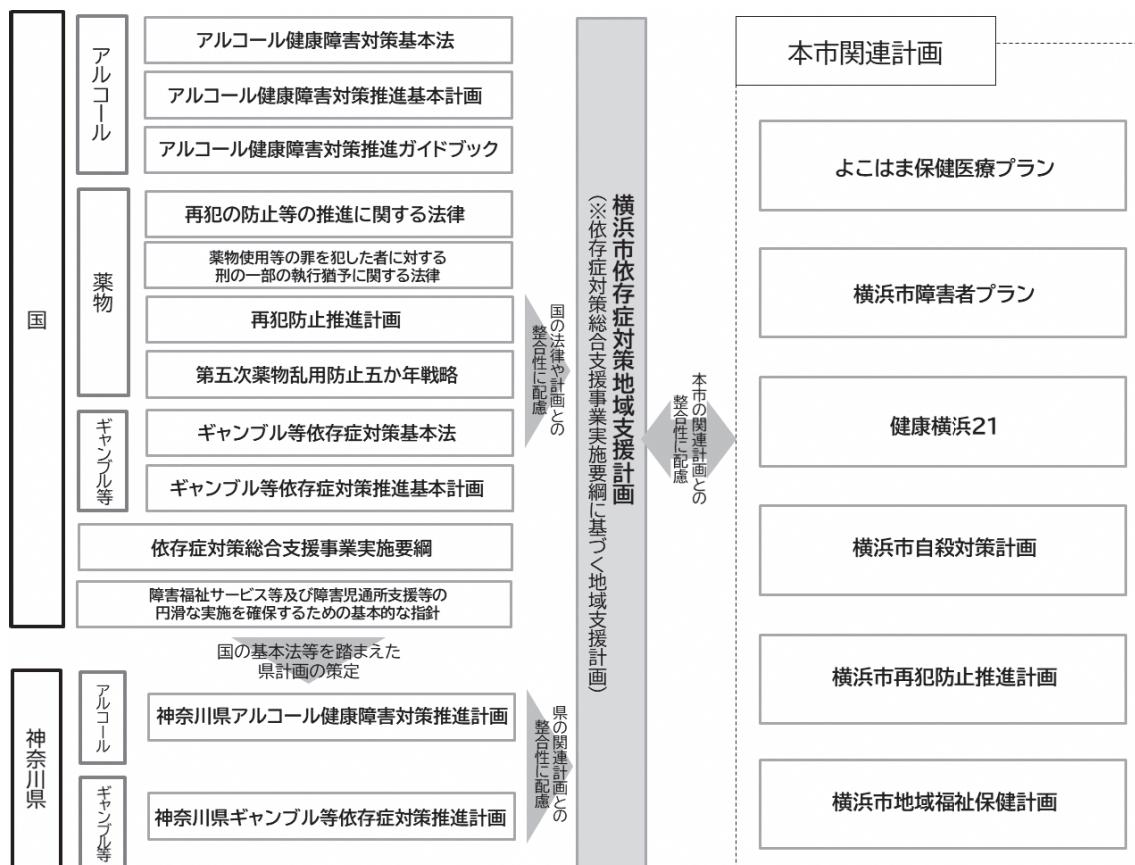
3 計画策定の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。地域支援計画は、依存症者等の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、計画に反映させることが求められており、これらの情報については、本計画の第2章に記載しています。

また、本計画に記載した施策等については、国や神奈川県の関連計画及び本市の医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しました。

図表 1-2:本計画の位置付け



コラム 本計画とSDGsとの関係性について

2015年(平成27年)に国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は2030年(令和12年)をゴールとして、持続可能な社会を作るための17のゴールと、その下に169のターゲットを掲げています。

SDGsでは「誰一人取り残さない」という理念のもと、多岐にわたる分野の目標が設定されていますが、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」には、「薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する」というターゲットが設定されており、SDGsの中に依存症問題への対応が位置付けられていることがわかります。

横浜市は2018年(平成30年)に国により「SDGs未来都市」に選定されており、SDGsの達成に貢献するため、様々な施策を進めています。本計画においても、SDGsを意識して、取組を推進していきます。



(2) 計画策定の流れ

本計画は、以下の取組を通じ、依存症問題に関する有識者、民間支援団体等や身近な支援者等の関係者、市民などの意見を広く取り入れながら策定を進めました。

◆「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」での議論

依存症問題に精通する学識経験者や医療関係者、司法関係者、民間支援団体等の関係者などから構成される依存症対策検討部会を開催し、そこで議論を通じて計画の全体像や計画に盛り込むべき課題及び対応策の検討などを進めました。

◆「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論

回復支援施設や自助グループ等の民間支援団体等、行政、医療、福祉・保健、教育、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成する連携会議の場において、計画の検討状況を積極的に情報提供し、現場の意見を伺いながら検討を進めました。

◆関係機関等に対する各種調査の実施

本市では、計画の策定に向けて回復支援施設を利用する依存症の本人をはじめ、民間支援団体等や身近な支援者などを対象とした様々な定量的・定性的な調査やヒアリングを行いました。

これらの調査結果を踏まえ、依存症の本人の状態や支援ニーズ、民間支援団体等のニーズ、本市の社会資源の現状などを把握するとともに、依存症対策における課題の抽出・検討を行いました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

図表 1-3:本計画の計画期間



コラム 本計画の計画期間について

国の依存症対策に関する計画の計画期間をみると、アルコール健康障害対策推進基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策推進基本計画は3年間とされています。

これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくことを目指していることから、検討部会での議論を経て、計画期間を5年間に設定しました。今後も、5年ごとに計画の内容について検討を行い、検討結果を踏まえて計画を改定していきます。

また、計画期間中の年度ごとに、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

5 計画で取り扱う依存対象

本計画は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

コラム その他の依存症について

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の3種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、これまでに確認されている依存症は、大きく「特定の物質に対する依存症」、「特定の行動に対する依存症」の2つに分類できるとされています。

まず「特定の物質に対する依存症」には、アルコールや薬物(合法の薬剤含む)のほか、たばこ(ニコチン)などの嗜好品への依存などが見られます。また、「特定の行動に対する依存症」には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、性行為、窃盗などへの依存が見られます。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らコントロールできない状態に陥っている点が共通しています。

「特定の行動に対する依存症」の中で、近年注目が集まっているものが、ゲームに対する依存症、いわゆる「ゲーム障害」です。ゲームに熱中して生活リズムが乱れてしまう、学校や職場でもゲームをしてしまう、といった日常生活上の問題のほか、オンラインゲーム等で過度の課金を行ってしまうといった経済的な問題等も併せて発生する場合もあることが、ゲーム障害の特徴として指摘されています。こうしたことから、WHO(世界保健機関)が2019年(令和元年)5月に採択した疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)では、「ゲーム障害」³が分類項目として明記され、我が国においても厚生労働省を中心として令和2年2月から「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」が開催されるなど、対策に向けた取組が進められています。

³ ここでいう「ゲーム障害」は、「gaming disorder」の仮訳である。

第2章 本市における依存症に関する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

(1) 各依存症に関する状況

ア アルコール依存症に関する状況

(ア) アルコール依存症者の割合

平成 30 年度に実施された厚生労働科学研究⁴の研究結果に基づく推計によるところ、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の 0.8%、女性の 0.2%となっています。

この結果に基づいて、本市におけるアルコール依存症の生涯経験者数を推計すると、男性は約 12,000 人、女性は約 3,000 人となります。

図表 2-1:アルコール依存症者の割合(推計値)

	アルコール依存症の生涯経験者の割合(推計) ⁵	本市におけるアルコール依存症の生涯経験者推計数
男性	0.8% (0.5%~1.2%)	約 12,000 人
女性	0.2% (0.0%~0.4%)	約 3,000 人

出典:「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

注:推計にあたっては、「住民基本台帳・性別・年齢階級別人口」(2017 年 9 月 30 日)より、20 歳以上の人口を用いた

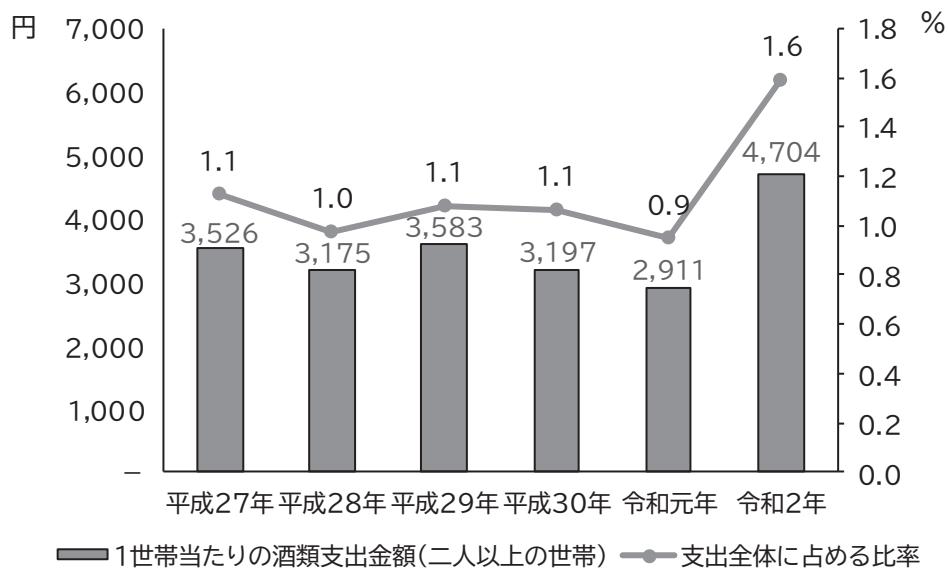
4 「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

5 ()内の値は、男女ともに標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して 100 回の調査を実施した場合、アルコール依存症の生涯経験者の割合が、95 回程度は()内の数値の範囲内に収まる指す。

(1) 飲酒を取り巻く状況

本市の1世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類への支出金額(年平均額)の推移を見ると、平成27年以降、3,000～3,500円程度で推移していましたが、令和2年は4,704円と急増し、消費支出全体に占める酒類支出の割合も1.6%まで高まりました⁶。

図表2-2:世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類への支出金額の推移
(二人以上の世帯、横浜市)



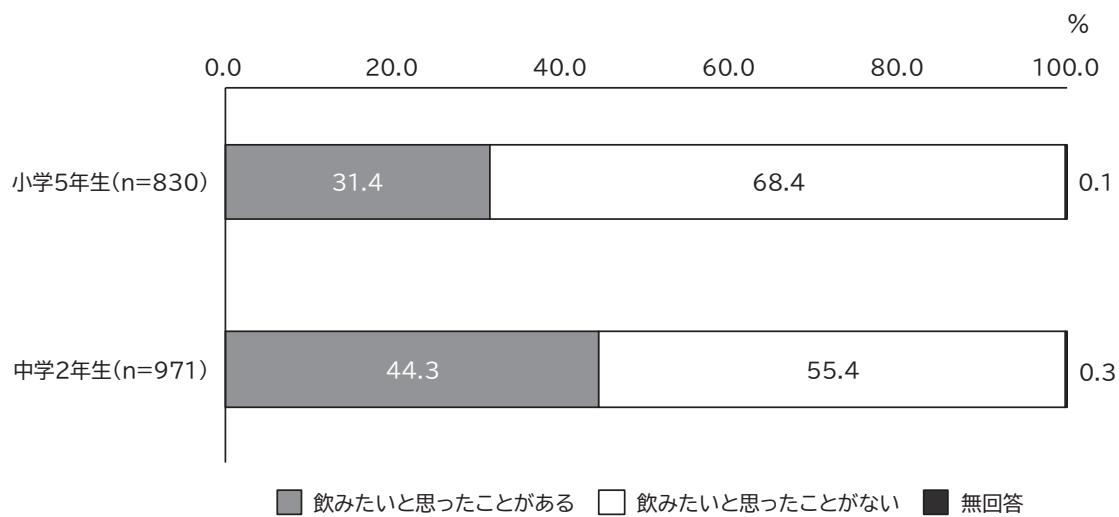
出典:総務省「家計調査」

注:家庭内で消費された酒類に限られており、飲食店等での酒類消費は含まれていない

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外食時の酒類消費が減少し、相対的に家庭内での酒類消費が増加したことが背景にあると推察される。

また、本市が平成27年に市内の小学5年生・中学2年生に対して実施した調査によると、小学5年生の31.4%、中学2年生の44.3%が、「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答しています。

図表2-3：「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答した児童・生徒の割合



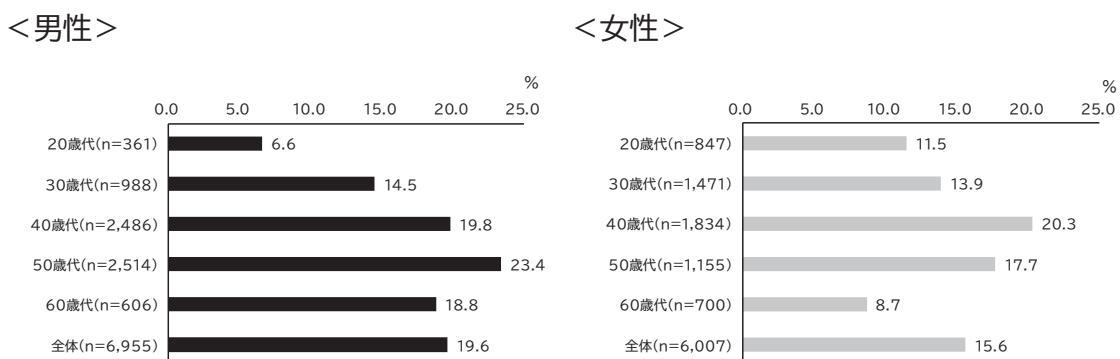
出典：横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成27年)

(ウ) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する状況

厚生労働省「健康日本 21《第 2 次》」によれば、男性の場合 1 日あたり 40g⁷以上、女性の場合 1 日あたり 20g⁸以上の純アルコール量を摂取すると、生活習慣病のリスクが高まるとされています。本市が実施した「平成28年度 健康に関する市民意識調査」の結果を見ると、回答者のうち男性は 19.6%、女性は 15.6%が「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」に該当していました。また、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合を年齢別に見ると、男性は 50 歳代が、女性は 40 歳代が最も高くなっています。

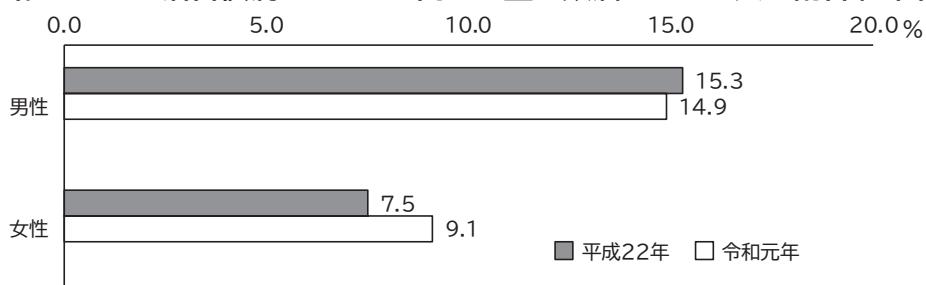
なお、国の「国民健康・栄養調査」によれば、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性 14.9%、女性 9.1%となっており、本市の水準は全国よりやや高くなっています。また、平成 22 年から令和元年にかけて、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性の割合が、1.6% ポイント上昇しています⁹。

図表 2-4:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(横浜市)



出典:横浜市「平成 28 年度 健康に関する市民意識調査」

図表 2-5:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(全国)



出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成 22 年・令和元年)

7 ビールロング缶 2 本(1 リットル)に含まれるアルコール量に相当する。

8 ビールロング缶 1 本(500 ミリリットル)に含まれるアルコール量に相当する。

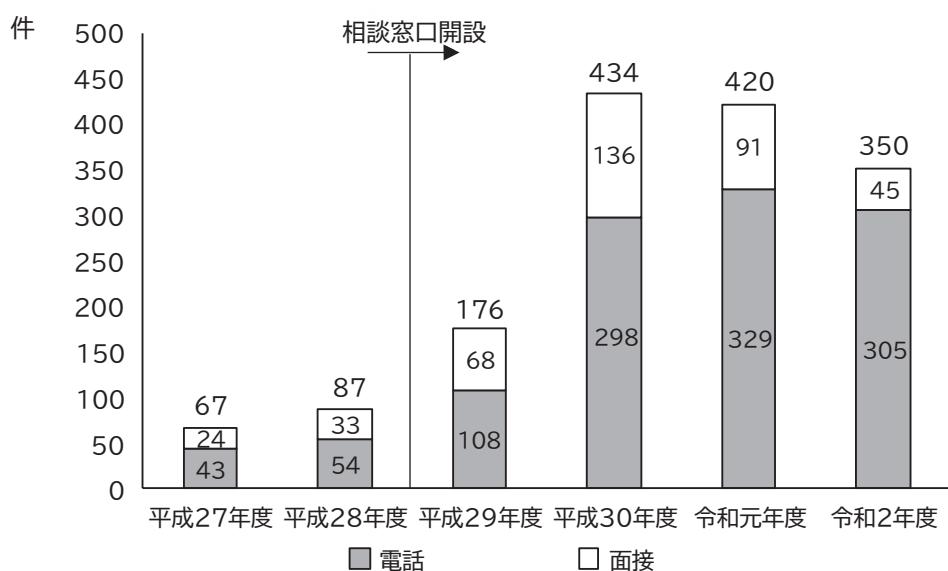
9 厚生労働省「国民健康・栄養調査報告」(平成 22 年・令和元年)

(I) アルコールに関する相談状況

本市におけるアルコールに関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月に依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成30年度以降は年間のべ400件程度のアルコールに関する相談を受け付けています。

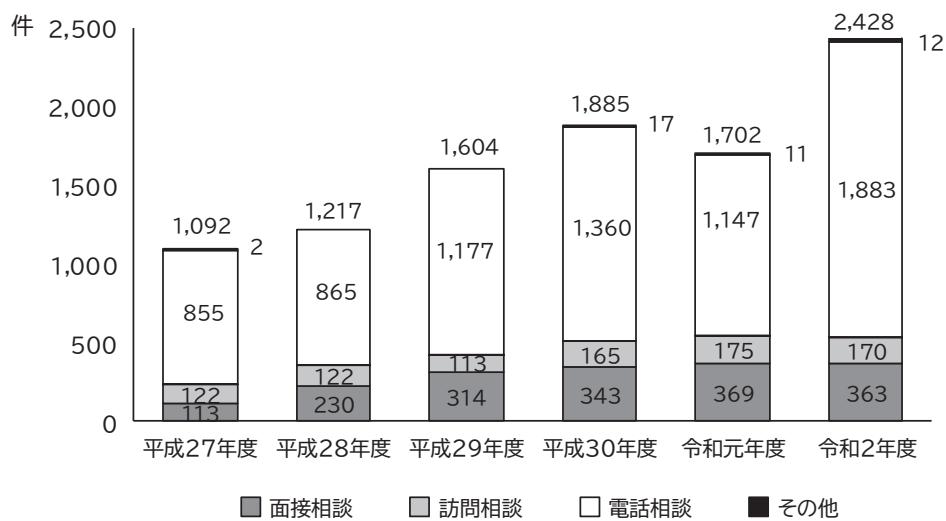
また、区役所では、令和2年度は年間のべ2,000件以上のアルコールに関する相談を受け付けています。

図表2-6:こころの健康相談センターにおけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表2-7:区役所におけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

イ 薬物依存症に関連する状況

(ア) 薬物使用者の割合

令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、生涯で 1 度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSD のうちいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、2.5% となっています。

この結果に基づいて、本市における薬物使用の生涯経験者数を推計すると、約 59,000 人となります。

図表 2-8:薬物使用者の割合(推計)

生涯で薬物を使用した人の割合 ¹⁰	本市における薬物使用の生涯経験者推計数
2.5% (2.0%~3.1%)	約 59,000 人

出典: 国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2019 年)<第 13 回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査>」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者: 鳴根卓也、研究協力者: 猪浦智史・邱冬梅・和田清)

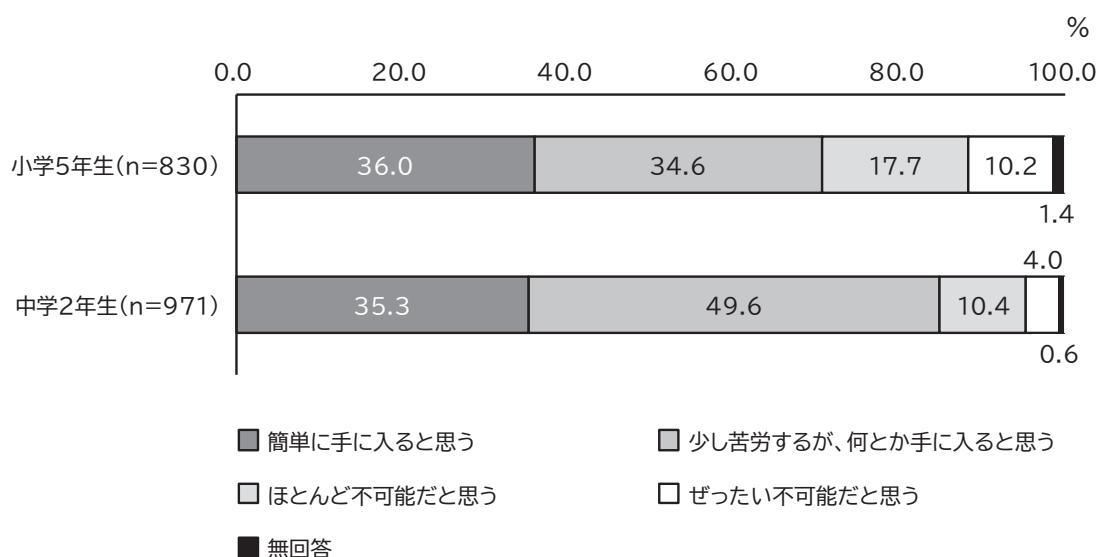
注: 推計にあたっては、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019 年 9 月 30 日)より、本市 15 歳以上 65 歳未満の人口を用いた

10 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して 100 回の調査を実施した場合、薬物の生涯経験者の割合が、95 回程度は()内の数値の範囲内に収まるすることを指す。

(1) 薬物を取り巻く状況

本市が平成27年に市内の小学5年生・中学2年生に対して実施した調査によると、小学5年生の70.6%、中学2年生の84.9%が、脱法ハーブや危険ドラッグが「簡単に手に入ると思う」又は「少し苦労するが、何とか手に入ると思う」と回答しています。

図表2-9:「脱法ハーブや危険ドラッグを手に入れようとした場合、すぐに手に入ると思う」と回答した児童・生徒の割合



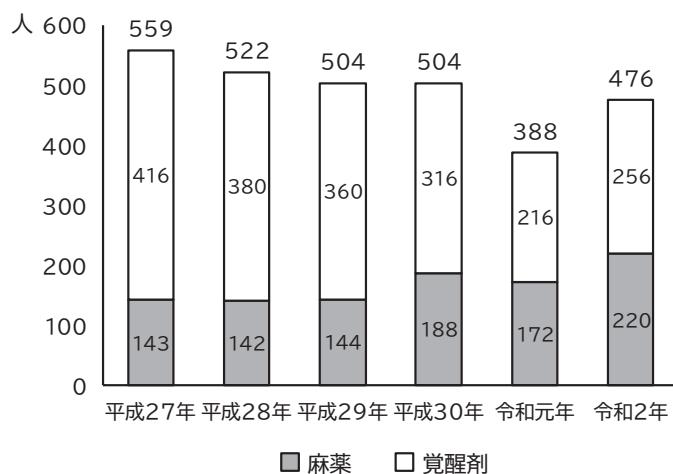
出典:横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成27年)

(ウ) 薬物乱用の状況

本市における麻薬・覚醒剤使用による検挙者数を見ると、毎年400～600人程度で推移しています。

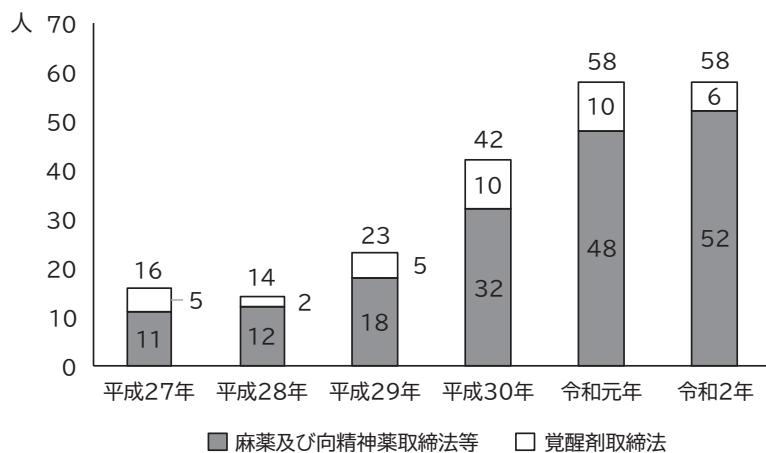
また、薬物事件で少年保護事件¹¹の対象となった少年の数は、平成29年以降増加傾向にあり、令和2年は58人が薬物事件で少年保護事件の対象となっています。

図表2-10:麻薬・覚醒剤使用による検挙者数(横浜市)



出典:横浜市統計書

図表2-11:薬物事件で少年保護事件の対象となった少年の数(横浜市)



出典:横浜市統計書

11 家庭裁判所が取り扱う、非行少年の事件のこと。なお、非行少年とは、犯罪少年(犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者)、ぐ犯少年(刑罰法令に該当しないぐ犯事由があって、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者)のことです。

国立精神・神経医療研究センターが実施した調査¹²によると、薬物乱用の対象となっている薬物の種類・内容は、覚せい剤が 64.0%と最も多く、以下、睡眠薬・抗不安薬、揮発性溶剤、大麻と続いています。また、市販薬についても、一定の割合で乱用の対象となっています。

図表 2-12:各種薬物の生涯使用経験(複数選択)(n=2,733)

生涯使用経験のある薬物	度数	割合
覚せい剤	1,748	64.0%
揮発性溶剤	911	33.3%
大麻	845	30.9%
コカイン	273	10.0%
ヘロイン	85	3.1%
MDMA	291	10.6%
MDMA 以外の幻覚剤	252	9.2%
危険ドラッグ	409	15.0%
睡眠薬・抗不安薬	935	34.2%
鎮痛薬(処方非オピオイド系)	122	4.5%
鎮痛薬 (処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	51	1.9%
市販薬	429	15.7%
ADHD 治療薬	55	2.0%
その他	68	2.5%

出典:「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦、研究協力者:宇佐美貴士・船田大輔・村上真紀・谷渕由布子・山本泰輔・山口重樹)

注:表中の値は、2020 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 か月間に調査対象施設において、入院あるいは外来で診察を受けた「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」による生涯使用経験である

注:処方薬・医薬品については、治療目的以外の不適切な使用が対象

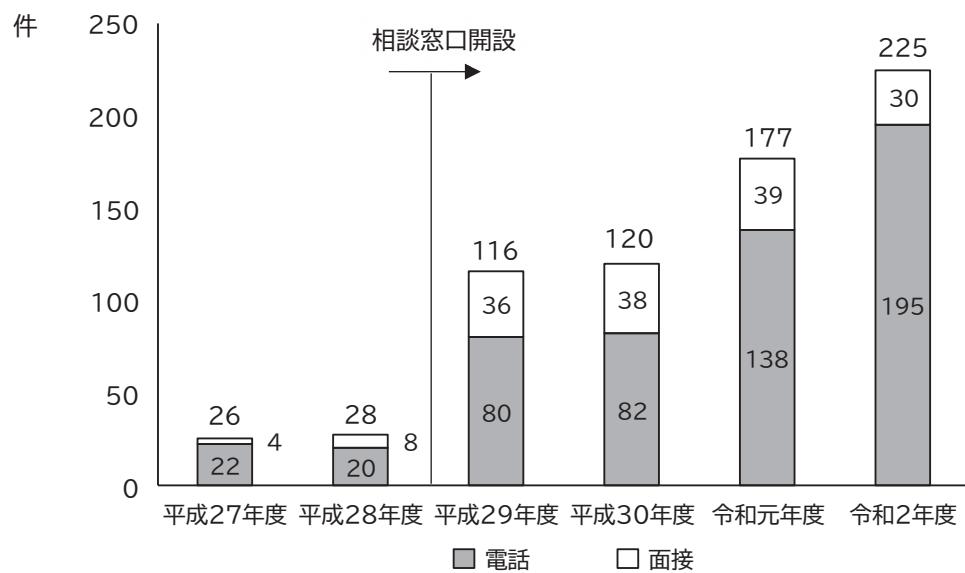
12 「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦)

(I) 薬物に関する相談状況

本市における薬物に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月に依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、同年度以降、年間のべ100~200件程度の薬物に関する相談を受け付けています。

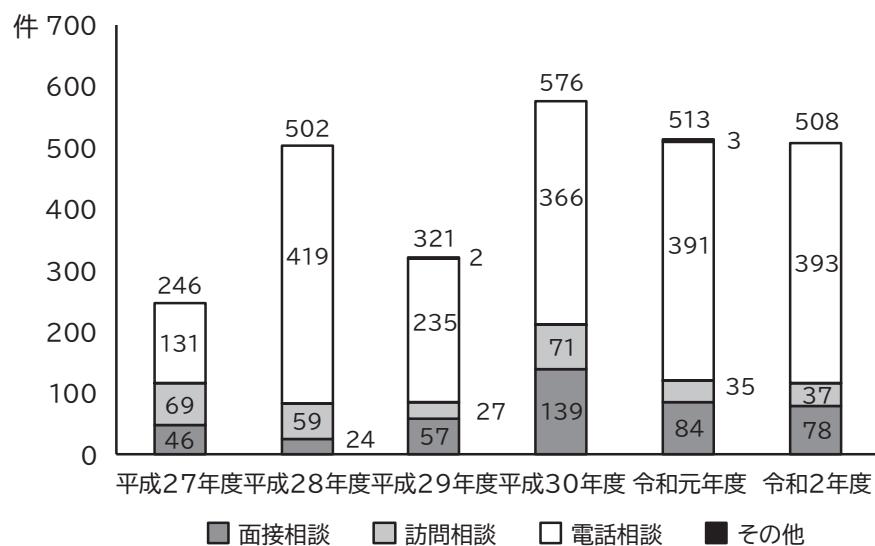
また、区役所では年間のべ200~600件程度の薬物に関する相談を受け付けています。

図表2-13:こころの健康相談センターにおける薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表2-14:区役所における薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

ウ ギャンブル等依存症に関する状況

(ア) ギャンブル等依存症者の割合

本市が令和元年 12 月～令和 2 年 3 月にかけて実施した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(以下「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」という。)の結果によると、過去 1 年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の 0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の 2.2%¹³となっていました。

この結果に基づいて、本市におけるギャンブル等依存症者数を推計すると、過去 1 年以内にギャンブル等依存症が疑われる人は約 16,000 人、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人は約 70,000 人となります。

なお、国の調査¹⁴、本市の調査いずれにおいても、ギャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったギャンブル等として、「パチンコ・パチスロ」との回答が最も多くなっています。

図表 2-15:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)

	本市における ギャンブル等依存症が 疑われる人の割合 ¹⁵	本市における ギャンブル等依存症が 疑われる人の推計人数
過去 1 年以内に ギャンブル等依存症 が疑われる人	0.5% (0.3%～1.1%)	約 16,000 人
生涯で ギャンブル等依存症 が疑われる人	2.2% (1.5%～3.4%)	約 70,000 人

出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでの「ギャンブル等」には、パチンコ・パチスロや、ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機、海外のカジノ、宝くじ、ナンバーズ、サッカーレース、証券の信用取引又は先物取引市場への投資なども含まれている。

注:本調査は、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019 年 9 月 30 日現在)に記載のある 18 歳以上 75 歳未満の人を対象とした面接調査方式で実施され、ギャンブル等依存症が疑われる人の推計人数の算出にあたっては、18 歳以上の人口を用いた。

13 この 2.2%の中には、調査時点では過去 1 年以上ギャンブル等を行っていない者が一定数含まれており、例えば 10 年以上前のギャンブル等の経験について評価されている場合があることに留意する必要がある。

14 「平成 29 年度 国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」(ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究 障害者対策総合研究開発事業(国立研究開発法人日本医療研究開発機構))

15 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して 100 回の調査を実施した場合、ギャンブル等依存症が疑われる人の割合が、95 回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

(1) ギャンブル等を取り巻く状況

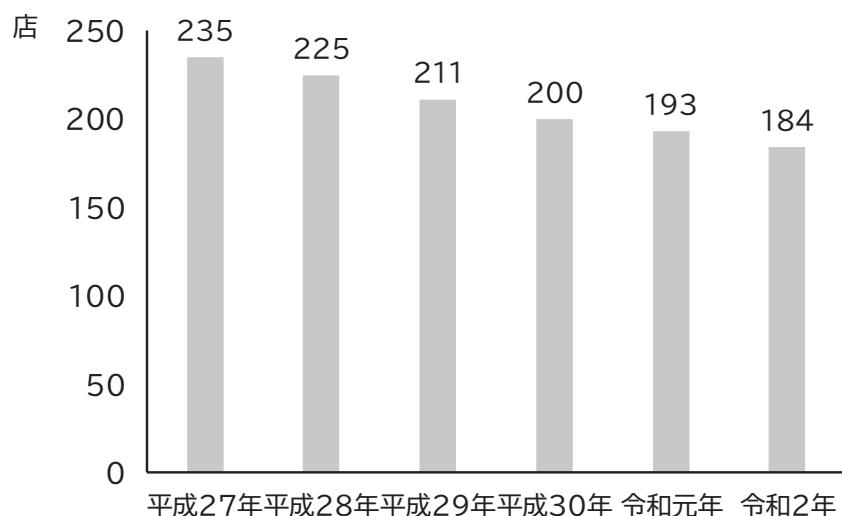
本市における既存の公営競技・遊技場等の施設・店舗数は以下の通りです。

本市におけるパチンコ店の店舗数は、平成27年以降、減少傾向にあります。

図表2-16:本市における公営競技場等の状況(令和3年8月末現在)

種類	店舗数・施設数	出典
中央競馬	0 場(※場外 3 場)	JRA 日本中央競馬会ウェブサイト
地方競馬	0 場(※場外 1 場)	地方競馬全国協会ウェブサイト
競輪	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト
競艇	0 場(※場外 1 場)	一般財団法人 日本モーターボート競走会ウェブサイト
オートレース	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト

図表2-17:本市におけるパチンコ店の店舗数の推移



出典:神奈川県警資料

コラム 新型コロナウイルス感染症と公営競技のインターネット投票

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大によって、競馬の売上金が増加していることが報じられています。

例えば、神奈川県川崎競馬組合では、令和2年度の売上金は915億円となり、平成12年の設立以来、最高額となりました。この理由について同組合は、新型コロナの感染拡大防止のため無観客競馬の開催が長期化し、自宅等からのインターネット投票の売上が増加したためであると分析しています¹⁶。

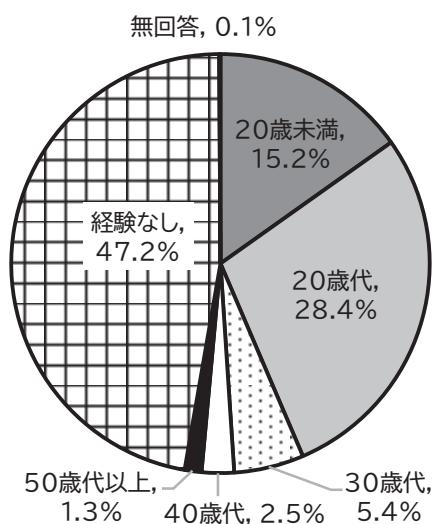
また、日本中央競馬会(JRA)では、令和2年7月に公表した「新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方」において、来場者の安全確保のために実施する取組として「インターネット投票を推奨する」旨が記載されました。その結果、電話・インターネット投票会員が大幅に増加し、令和2年度の事業収益は無観客開催が多く見られた一方で、平成30年度、令和元年度を上回る数値となっています。

競馬等の公営競技のインターネット投票については、今後も動向を注視していく必要があると考えられます。

(ウ) ギャンブル等の実施に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、初めてギャンブル等をした年齢は、20歳未満が15.2%、20歳代が28.4%となっており、回答者の4割以上が20歳代までにギャンブル等を始めています。

図表2-18:初めてギャンブル等をした年齢(n=1,263)



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

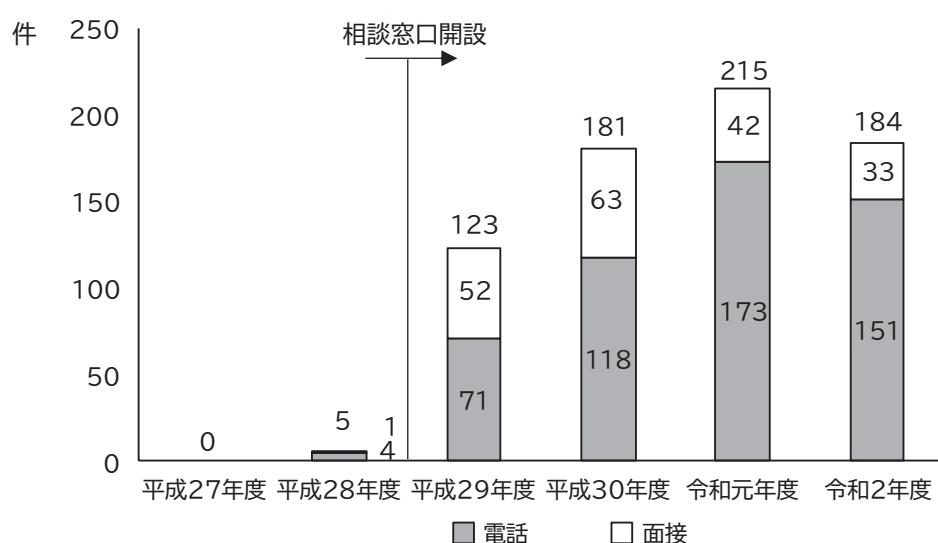
16 神奈川県川崎競馬組合ウェブサイト、2021年3月9日発表、<https://www.kawasaki-keiba.jp/news/article-info/post-47938/>

(I) ギャンブル等に関する相談状況

本市におけるギャンブル等に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月に依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、同年度以降は年間のべ100~200件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

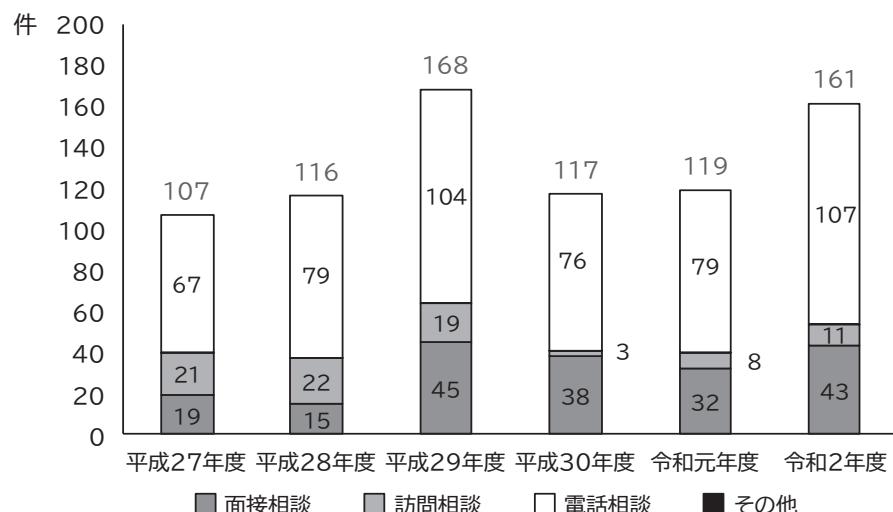
また、区役所では年間のべ100~200件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

**図表2-19:こころの健康相談センターにおけるギャンブル等に関する相談のべ件数
(横浜市)**



出典:本市資料

図表2-20:区役所におけるギャンブル等に関する相談のべ件数(横浜市)



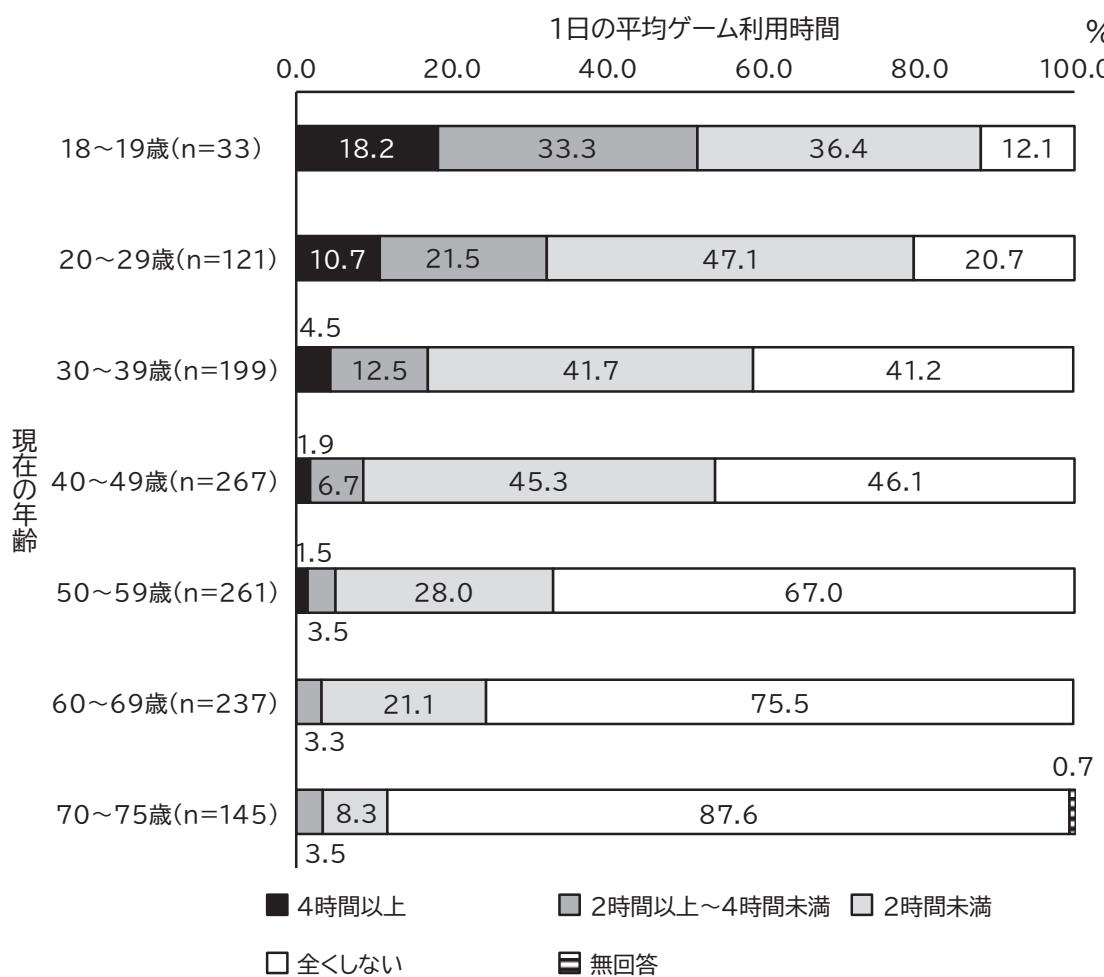
出典:本市資料

エ その他の依存症に関する状況

(ア) ゲーム利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、年齢が若いほど 1 日の平均ゲーム利用時間が長くなる傾向が見られます。

図表 2-21:現在の年齢と、1 日の平均ゲーム利用時間の関係

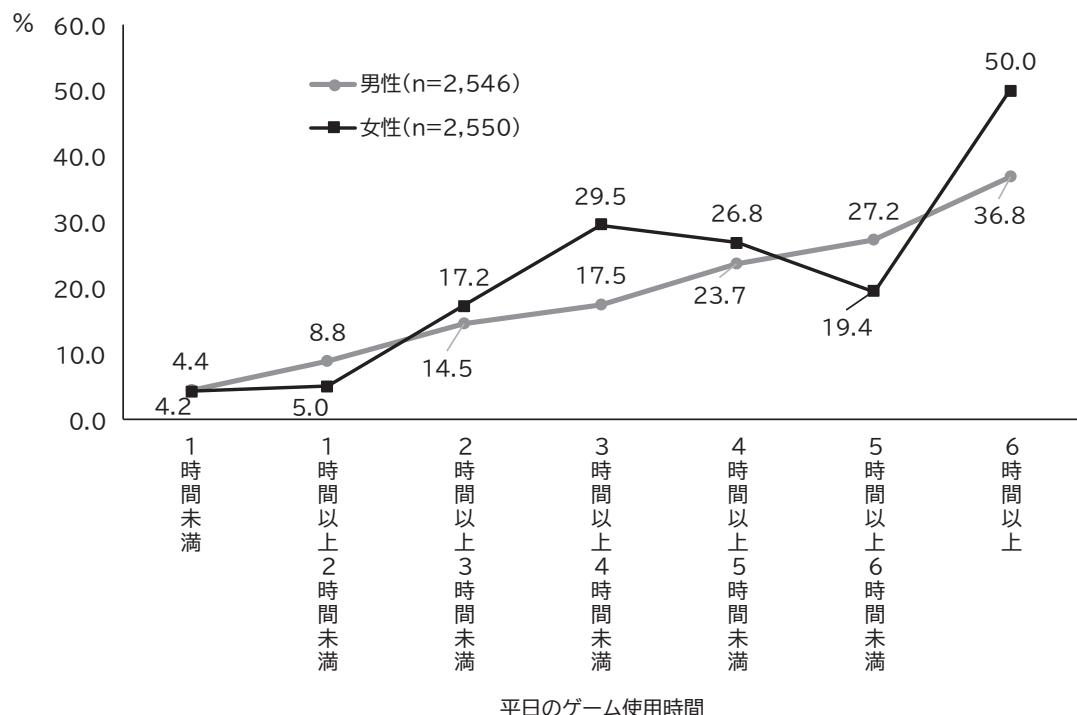


出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ゲームには、パソコン、ゲーム機、スマートフォン、携帯電話など使用する全てを含む。

さらに、国立病院機構久里浜医療センターが令和元年に実施した調査によれば、平日のゲーム使用時間が長い人ほど、身体に不調が現れてもゲームを続ける傾向が見られます。

図表 2-22: ゲームが腰痛、目の痛み、頭痛、関節や筋肉痛などといった体の問題を引き起こしていても、ゲームを続ける人の割合



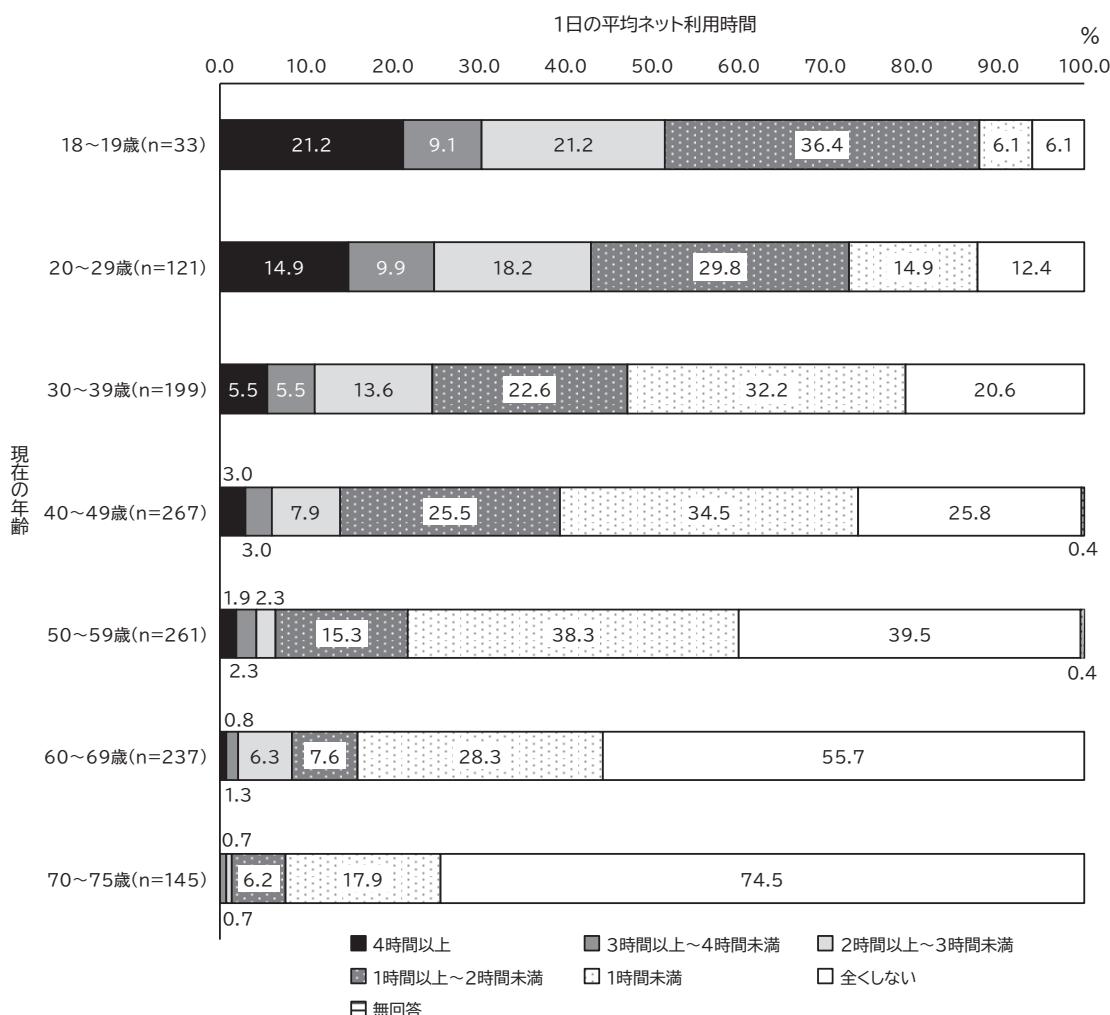
出典：国立病院機構久里浜医療センター「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート」
(令和元年)

(イ) ネット利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、18~19 歳の人の 21.2%、20~29 歳の人の 14.9%が、1 日に 4 時間以上、娯楽としてネットを利用していると回答しています。

また、本市が平成 30 年度に実施した調査によると、18 歳~20 歳代の人の 49.0%が「SNS のない自分の生活は考えられない」との設問に対して「そう思う」と回答しています。

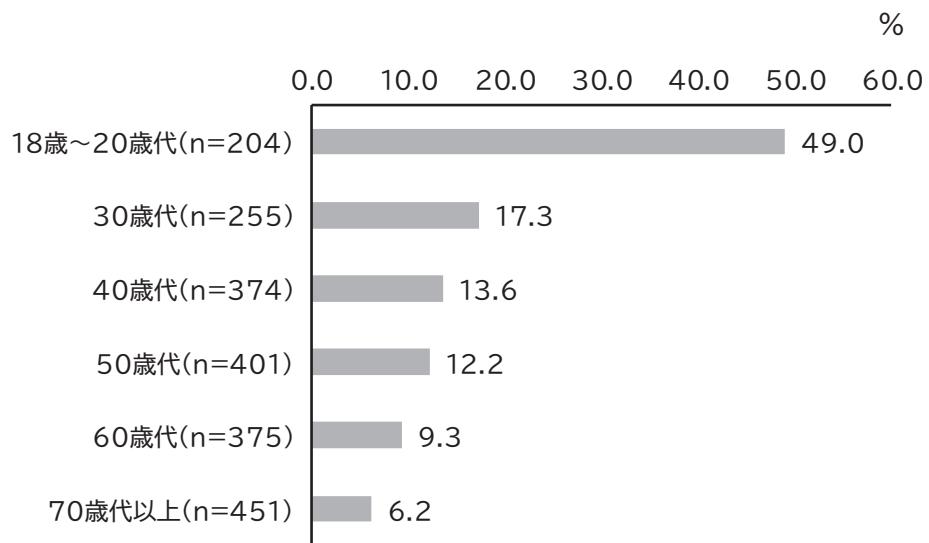
図表 2-23:現在の年齢と、1 日の平均ネット利用時間の関係



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでいう「ネット利用」は、娯楽として、SNS や動画サイト、ウェブサイト等の閲覧を行うことを指す。

図表 2-24:「SNS のない自分の生活は考えられない」に「そう思う」と回答した割合



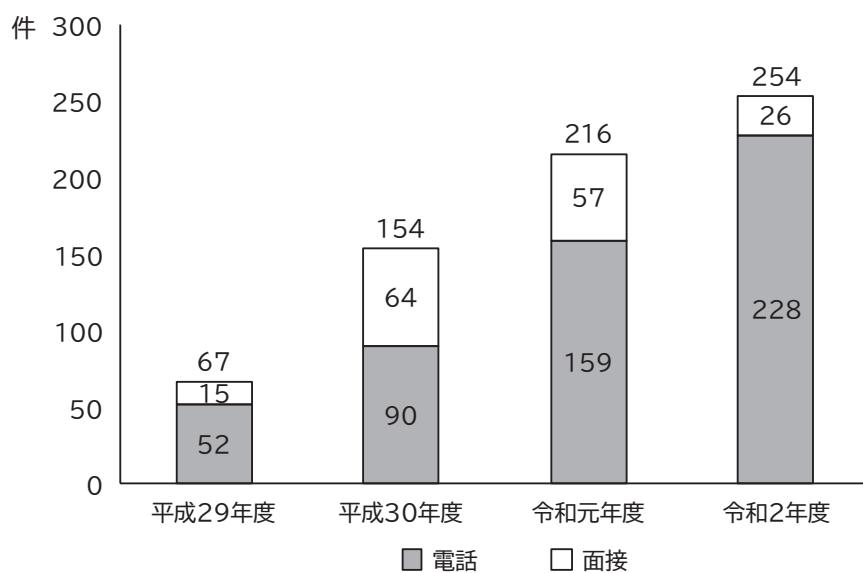
出典:横浜市「日常生活の中での活動に関する調査」(平成 30 年度)

(ウ) その他の依存症に関する相談状況

本市におけるゲーム障害を含むその他の依存症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、令和2年度は、のべ250件程度のその他の依存症に関する相談を受け付けています。

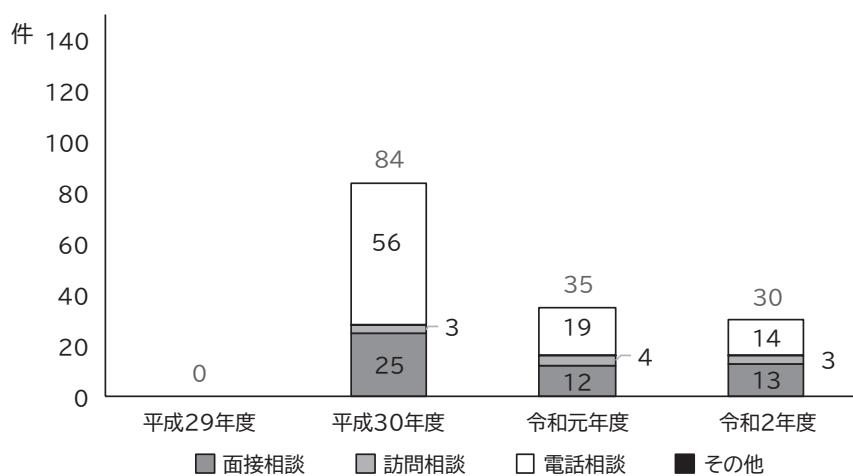
また、区役所では令和2年度は、のべ30件の相談を受け付けています。

図表2-25:こころの健康相談センターにおけるその他の依存症に関する相談のべ件数
(横浜市)



出典:本市資料

図表2-26:区役所におけるその他の依存症に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

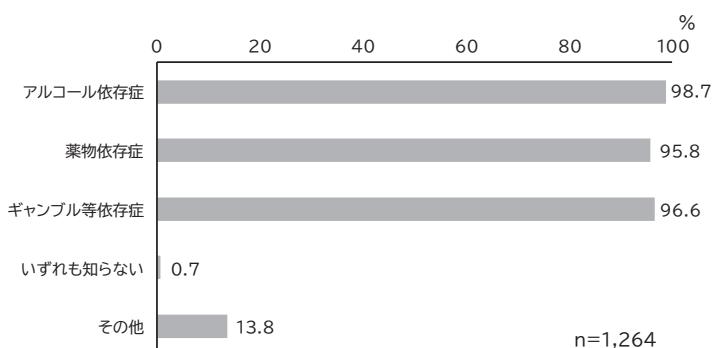
(2) 市民の認知度や地域の特徴など

ア 依存症に関する認知度

本市が令和2年にヨコハマ e アンケート¹⁷で実施した「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(以下、「e アンケート」という。)の結果によれば、回答者の95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。

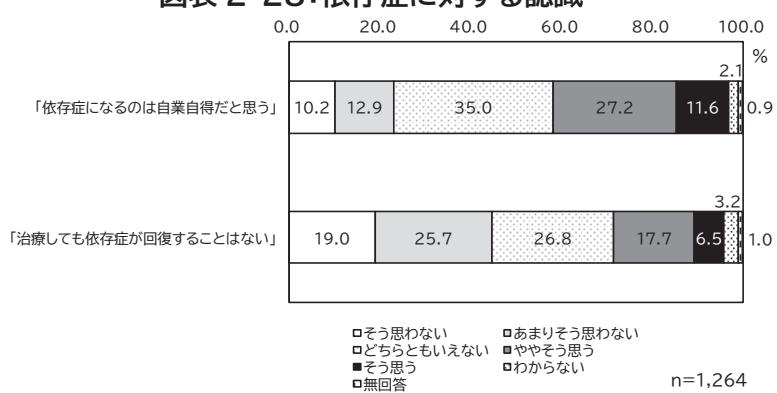
他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については 38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については 24.2%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

図表 2-27:知っている依存症



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和 2 年度)

図表 2-28:依存症に対する認識



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和 2 年度)

17 ヨコハマ e アンケートとは、市内在住の 15 歳以上の登録メンバーによるインターネット調査のこと。

イ 地域別の人口の特徴

本市における地域別¹⁸の特徴についてまとめると、以下のようになります。

- 東部においては、人口の増加が顕著に見られます。世帯の特徴を見ると、独居世帯の割合が高く、被保護世帯数や外国人人口についても他の地域に比べると相対的に多いことがうかがえます。
- 北部においては、人口が増加しているほか、人口に占める15歳未満の割合が他の地域に比べて高いという特徴が挙げられます。一方で、一部の区において、自治会・町内会への加入率が相対的に低いという課題も見られます。
- 南部については、人口が減少している中、人口に占める高齢者(65歳以上、以下同様)の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が高い地域であるといえます。一方で、自治会・町内会への加入率が他地域に比べて高いことがわかります。
- 西部については、南部と同様に高齢者の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が他地域に比べて高いことがうかがえます。

18 地域の区分は以下の通りである。

- ・東部:鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区
- ・北部:港北区、緑区、青葉区、都筑区
- ・南部:港南区、磯子区、金沢区、栄区
- ・西部:保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区

図表 2-29:地域別の人団等に関するデータ

区域	人口	人口増減率	全人口に占める 15歳未満の割合	全人口に占める 高齢者の割合
時点	令和3年 3月末現在	平成28年3月末現在 →令和3年3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在
単位	(人)	(%)	(%)	(%)
横浜市全体	3,758,300	0.8	11.9	24.7
東部	鶴見区	295,310	2.5	12.5
	神奈川区	241,561	2.9	11.4
	西区	103,588	5.8	11.1
	中区	153,106	1.5	10.2
	南区	199,256	0.3	9.7
北部	港北区	351,152	3.3	12.5
	緑区	182,263	1.4	12.8
	青葉区	309,987	0.6	12.7
	都筑区	213,914	0.8	15.0
南部	港南区	214,804	▲ 0.7	11.1
	磯子区	167,405	▲ 0.2	11.6
	金沢区	196,966	▲ 2.3	11.0
	栄区	120,514	▲ 1.8	11.3
西部	保土ヶ谷区	204,845	0.1	10.9
	旭区	245,734	▲ 1.3	11.5
	戸塚区	282,445	2.2	12.9
	泉区	152,742	▲ 1.5	11.7
	瀬谷区	122,708	▲ 2.4	11.6

出典:横浜市「市・区年齢別の人口(住民基本台帳による)」

図表 2-30:地域別の人団体等に関するデータ:つづき

区域	世帯数	全世帯に占める 独居世帯の割合	全世帯に占める 高齢者独居世帯の 割合
時点	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在
単位	(世帯)	(%)	(%)
横浜市全体	1,830,842	43.3	15.4
東部	鶴見区	149,961	48.8
	神奈川区	128,838	52.2
	西区	58,642	56.8
	中区	87,857	57.9
	南区	109,912	54.0
北部	港北区	175,111	45.9
	緑区	83,606	37.9
	青葉区	137,815	34.7
	都筑区	89,322	31.4
南部	港南区	102,099	39.0
	磯子区	82,507	43.4
	金沢区	93,484	39.2
	栄区	56,377	37.2
西部	保土ヶ谷区	103,018	45.9
	旭区	116,658	39.8
	戸塚区	128,587	36.5
	泉区	70,148	36.3
	瀬谷区	56,900	38.3

出典:横浜市「世帯人員別の世帯数」

図表 2-31:地域別の人団等に関するデータ:つづき

区域	被保護世帯数	自治会・町内会加入状況(加入率)	外国人人口
時点	令和2年3月末現在	令和2年4月1日現在	令和3年3月末現在
単位	(世帯)	(%)	(人)
横浜市全体	54,111	71.2	101,614
東部	鶴見区	5,228	72.5
	神奈川区	3,016	67.6
	西区	1,477	63.3
	中区	8,345	61.8
	南区	6,065	74.9
北部	港北区	2,835	65.5
	緑区	2,113	72.2
	青葉区	1,872	71.4
	都筑区	1,189	59.9
南部	港南区	2,345	74.4
	磯子区	2,295	72.5
	金沢区	1,678	79.9
	栄区	1,261	80.7
西部	保土ヶ谷区	2,968	73.7
	旭区	3,544	76.8
	戸塚区	2,810	70.7
	泉区	2,393	75.3
	瀬谷区	2,677	76.0

出典:横浜市「横浜市統計書」、横浜市「自治会町内会調査結果」、横浜市「外国人の人口」

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

(1) 身近な支援者の取組と状況

ア 身近な支援者の分類

本市においては、依存症の本人や依存症が疑われる人、又はその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。

こうした身近な支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、効果的な依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要だと考えられます。

図表 2-32:本市における身近な支援者(例)

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
身近な支援者としての行政	保健所・区役所(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)、児童相談所、消費生活総合センターなど	<ul style="list-style-type: none">●貧困や虐待、DV、多重債務、健康問題等に関する行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等幅広く対応しています。●相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
福祉	精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センター、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援などの介護事業所、生活困窮者支援を行う事業者、保育所など	<ul style="list-style-type: none">●要介護者や障害者、生活困窮者、子どもなどが地域生活を送る上で必要なケアやサポート、福祉サービス、相談支援等を提供しています。●サービスを提供する中で、支援対象者等が依存症の問題を抱えている場合には、専門的な支援者に関する情報提供などをっています。
医療(一般医療機関)	依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科など)	<ul style="list-style-type: none">●患者に依存症の問題が疑われる場合に、専門的な支援者に関する情報の提供やつなぎを行います。●疾病などを抱えながら依存症の回復に臨む患者に対し、専門的な医療機関や他の支援者と連携しながら各診療科の専門性を踏まえた医療を提供しています。

図表 2-33:本市における身近な支援者(例):つづき

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
司法	法テラスや法律事務所、司法書士事務所、保護観察所、更生保護施設など	<ul style="list-style-type: none"> ●法律相談等に対応する中で、依存症に起因する多重債務等の問題を抱える人へ、相談窓口の情報提供などを行っています。 ●保護観察所や更生保護施設は、薬物使用等で検挙された人が再び犯罪を繰り返すことのないよう、支援を行っています。
教育	小中学校や高等学校、専門学校、大学など	<ul style="list-style-type: none"> ●教育機関の教育活動の中で、依存症の予防と正しい理解の促進に向けた教育・指導などを行っています。 ●様々な課題を抱える子どもに対し、保護者や他の支援者と連携しながらサポートを提供しています。

イ 身近な支援者による依存症への相談対応の状況

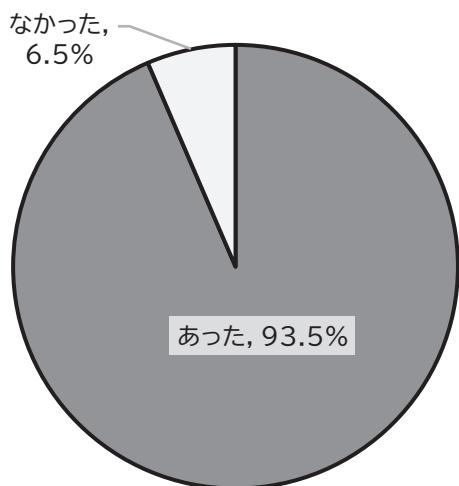
(ア) 地域ケアプラザ等におけるアルコール関連問題の相談対応の状況

身近な支援者による依存症関連の相談状況について、例えば、身近な支援者（地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター）を対象として実施したアンケート（以下、「身近な支援者アンケート」という。）では、回答した124施設中116施設（93.5%）がアルコール関連問題の相談があったと回答しており、アルコール関連問題はこれらの身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。

また、同アンケートによれば、アルコール関連問題の相談において、相談者への他の社会資源に関する情報提供や外部機関との連携、内部でのカンファレンスを通じた対応策の検討などの取組が行われています。

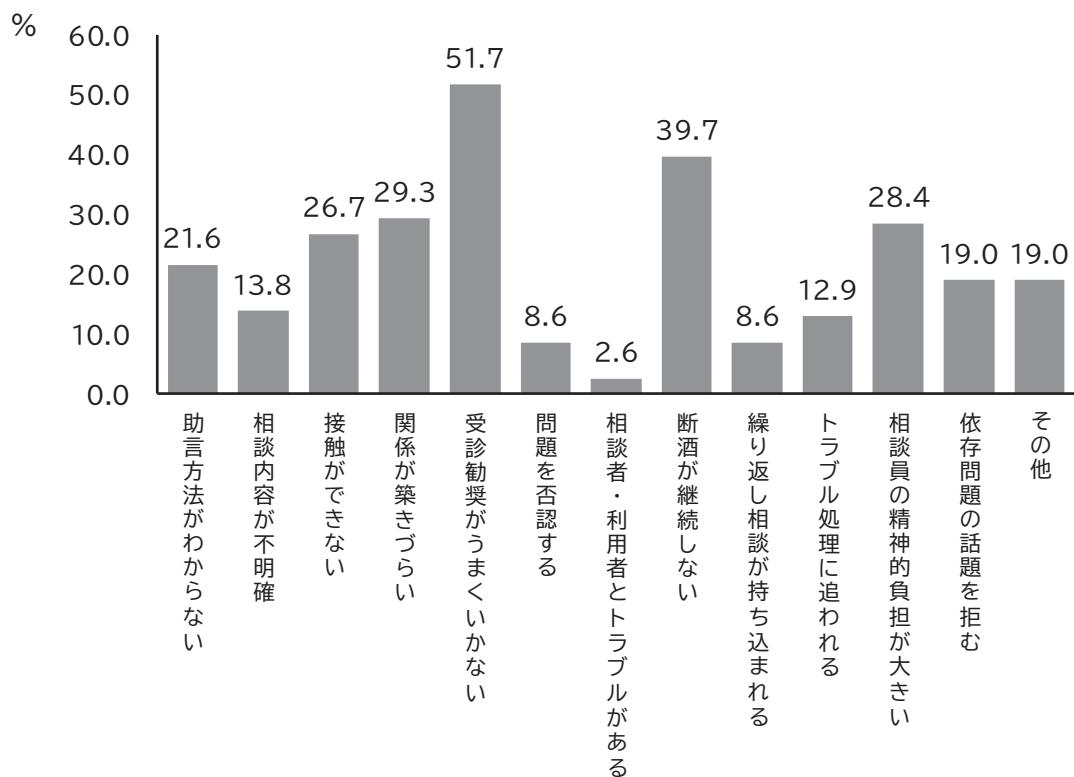
他方、アルコール関連問題は、他の問題が併存するなど、支援における困難度が相対的に高いと感じる支援者が多い状況です。また、家族等からの相談が多いといった傾向が見られ、専門的な支援者への受診・相談勧奨を拒否する当事者も少なくありません。その結果、身近な支援者から専門機関へのつなぎを困難に感じる支援者が多い状況にあります。

図表 2-34:身近な支援者におけるアルコールの問題に関する相談の有無(n=124)



出典：身近な支援者（地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター）を対象とするアンケート

図表 2-35:相談対応にあたって困ること(複数回答・n=116)



出典: 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター)を対象とするアンケート

(1) 区役所のこども家庭支援課における薬物・ギャンブル等問題の相談対応の状況

市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象として実施したアンケート(以下、「こども家庭支援課アンケート」という。)によれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が、子ども又はその家族等がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験があるとの結果が見られました(結果の詳細は 71 ページ 図表2-61参照)。

また、薬物やギャンブル等の問題がある場合において、対応時に困ったこととして、本人の治療が継続しないこととの回答が多く挙げられています。

図表 2-36:薬物やギャンブル等の問題があった際に対応に困ったこと
(複数回答・n=12)

回答項目	回答数	回答割合
子どもとコンタクトがとりづらい	4	33.3%
子どもの生活状況が把握しづらい	7	58.3%
養育者とコンタクトがとりづらい	8	66.7%
相談できる支援者がいない	3	25.0%
治療が継続しない	11	91.7%
相談先がわからない	1	8.3%
その他	3	25.0%

出典:市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケート

注:回答を得られた 13 区のうち、保護者が薬物やギャンブル等の問題を抱えている事例
に対応した経験がある 12 区の回答結果を集計

(2) 医療機関の取組と状況

ア 専門医療機関の現状

依存症の本人への支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしています。

専門医療機関とは、依存症に係る所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことです。本市では、神奈川県とともに実施要綱に基づいて以下の6か所の医療機関を選定しています(うち市内3か所)。

これらの専門医療機関の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等以外にも幅広い依存症の治療に対応している医療機関もあり、依存症に合併する精神疾患への対応や障害福祉サービス等と連携した支援なども行われています。

図表 2-37:神奈川県内に立地する専門医療機関

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール 健康障害	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療 センター	横浜市港南区	◎	◎	◎
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区	○	-	-
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区	○	○	○
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	◎	◎	◎
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市	○	-	○
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	-

出典:神奈川県ホームページを一部改変

注:治療拠点機関は、「診療対象の依存症」の項目を「◎」で表示

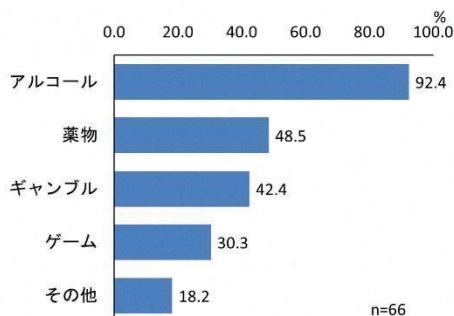
イ 依存症の治療を行う医療機関における取組

神奈川県が令和 2 年に医療機関等を対象として実施した「依存症に係る社会資源実態調査」(以下「県社会資源実態調査」という。)では、前述の専門医療機関を含めて 66 件の医療機関から依存症の外来対応を行っている旨の回答が得られました。診察内容等を見てみると、アルコールに対応している医療機関が 61 件と比較的多く、薬物が 32 件、ギャンブルが 28 件となっています。

外来対応を行う医療機関で提供されている依存症対応プログラムについては、「集団療法」¹⁹、「個別療法」²⁰、「家族向け集団教育」²¹、「コ・メディカルスタッフ²²相談」などが行われています。このうち、いずれの依存症においても「個別療法」が最も多く提供されており、その内容としては、「認知行動療法(SMARPP²³)」、「条件反射制御法」²⁴、「内観療法」²⁵などが挙げられます。

関係機関への紹介・連携の状況を見ると、「専門病院・専門クリニック」、「自助グループ、家族会」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」、「回復支援施設」などが紹介先として比較的多くなっています。また、紹介元としては、「かかりつけ医」、「専門病院・専門クリニック」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「自助グループ、家族会」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」が比較的多くなっています。

図表 2-38:依存症の治療を行う医療機関の診察内容等



出典:神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和 2 年度)

19 治療者と複数の患者が一緒に治療を行う方法。

20 治療者と患者が 1 対 1 で治療を行う方法。

21 病院・診療所が企画実施する、依存症者理解のための家族が参加する勉強会(家族教室)や、分かち合い。

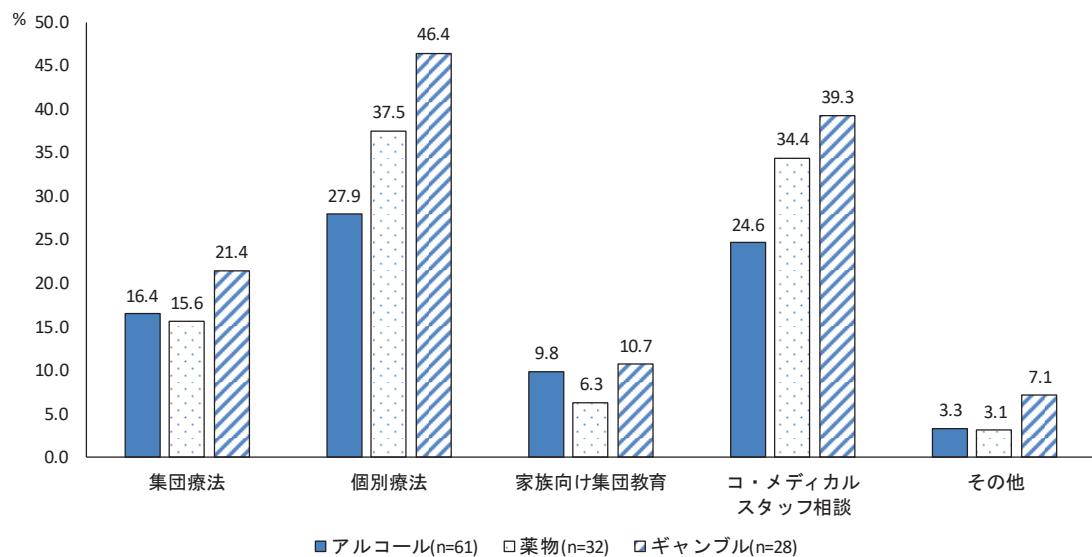
22 医師以外の医療関係職種のこと。看護師や精神保健福祉士、作業療法士等のリハビリテーション専門職など。

23 SMARPP(スマープ Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program: せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム)とは、神奈川県立精神医療センター(旧せりがや病院)で開発され、全国に普及した薬物再使用防止プログラムのこと。

24 条件反射的な嗜癖行動を生じさせる欲求や衝動を低減させる治療法。

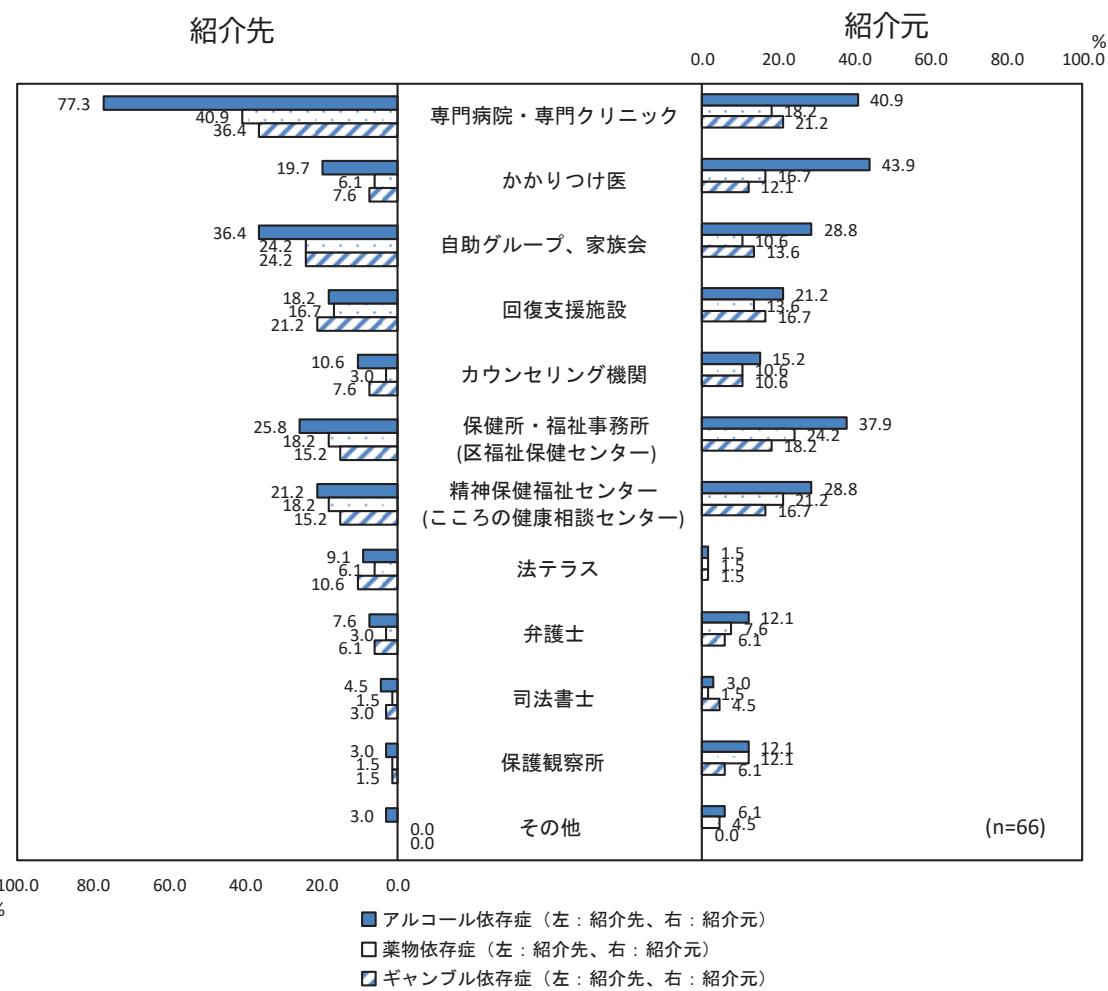
25 過去の自分の行動や生活態度を、対人関係を通して振り返ることにより、自己中心性の自覚と周囲からの愛情への感謝から自己改善を導く治療法。

図表 2-39:依存症の治療を行う医療機関で提供されているプログラムの内容



出典:神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和 2 年度)

図表 2-40:依存症の治療を行う医療機関の紹介・連携(依存症の種類別)



出典:神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和 2 年度)

ウ 身近な支援者としての医療機関(一般医療機関)

ア及びイに記載した専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外にも、市内には多くの精神科や身体科の医療機関が立地しており、本市が公開している「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」(令和3年8月1日現在)によれば、市内には病院が134か所、一般診療所が3,126か所あります。

このうち、依存症や物質への依存等により生じた健康障害の治療と関連性が強いと考えられる医療機関を見てみると、精神科・心療内科を標榜している医療機関が389件(うち一般診療所330件)、内科を標榜している医療機関が2,004件(うち一般診療所1,881件)となっています。

これらの医療機関は、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関と比較して数が多く、日々の通院などを通じて依存症の自覚がない人などとも接する機会が少なくないものと推察されます。そのため、依存症の早期発見と専門医療機関をはじめとする専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

また、アルコールや薬物の多量摂取等による救急搬送患者への対応を担う救急外来のある医療機関についても、回復の過程において専門的な支援者へとつなぐ役割が期待されます。

その一方、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外の医療関係者においては、依存症に関する情報不足などから、必ずしも依存症の専門的な支援者等との連携が十分になされていないとの意見も聞かれます。例えば、本市が市内の救命救急センターに対して行ったヒアリングでは、搬送から退院までの短期間で本人への動機付けを行うことの難しさ、本人等が抱える生活困窮の問題、関係者の不在などの要因から、専門治療や支援へつなぐことが困難な様子がうかがえ、こうした問題への対応策としてスタッフへの研修の必要性などが挙げられました。

(3) 民間支援団体等の取組と状況

ア 民間支援団体等の現状

(ア) 回復支援施設の概況と活動内容について

回復支援施設とは、回復施設、リハビリ施設とも呼ばれ、施設ごとに様々なプログラムや支援メニューを実施し、依存症等からの回復を支援する施設のことを指します。

これらの施設のスタッフについては、依存症からの回復者が携わっていることも多く、回復者が施設長を務める施設も多くあります。

また、運営体制は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としての報酬を受けて運営する施設、本市が独自に助成している地域活動支援センターとして運営する施設、法人として独自の財源により運営している施設など多岐にわたり、依存症の本人が入所して共同生活を営む施設、通所によるプログラムを提供する施設など様々な支援が提供されています。

各回復支援施設の支援対象については、アルコール・薬物・ギャンブル等のいずれかの依存症に特化して支援を行う施設、複数の依存症や依存症全般に対応する施設があります。

本市が実施した依存症社会資源調査によれば、他の自治体と比較して市内には社会資源が相対的に多く集積しています。加えて、全国的に珍しい女性専用の回復支援施設も本市において活動しています。駅周辺など市内の比較的アクセスのよい場所で活動している団体も多く、施設数・活動の多様性・支援対象の広がり・アクセスのしやすさなどの総合的な観点から見て、本市の回復支援施設は当事者にとって利用しやすく、多様な選択肢を提供していると考えられます。

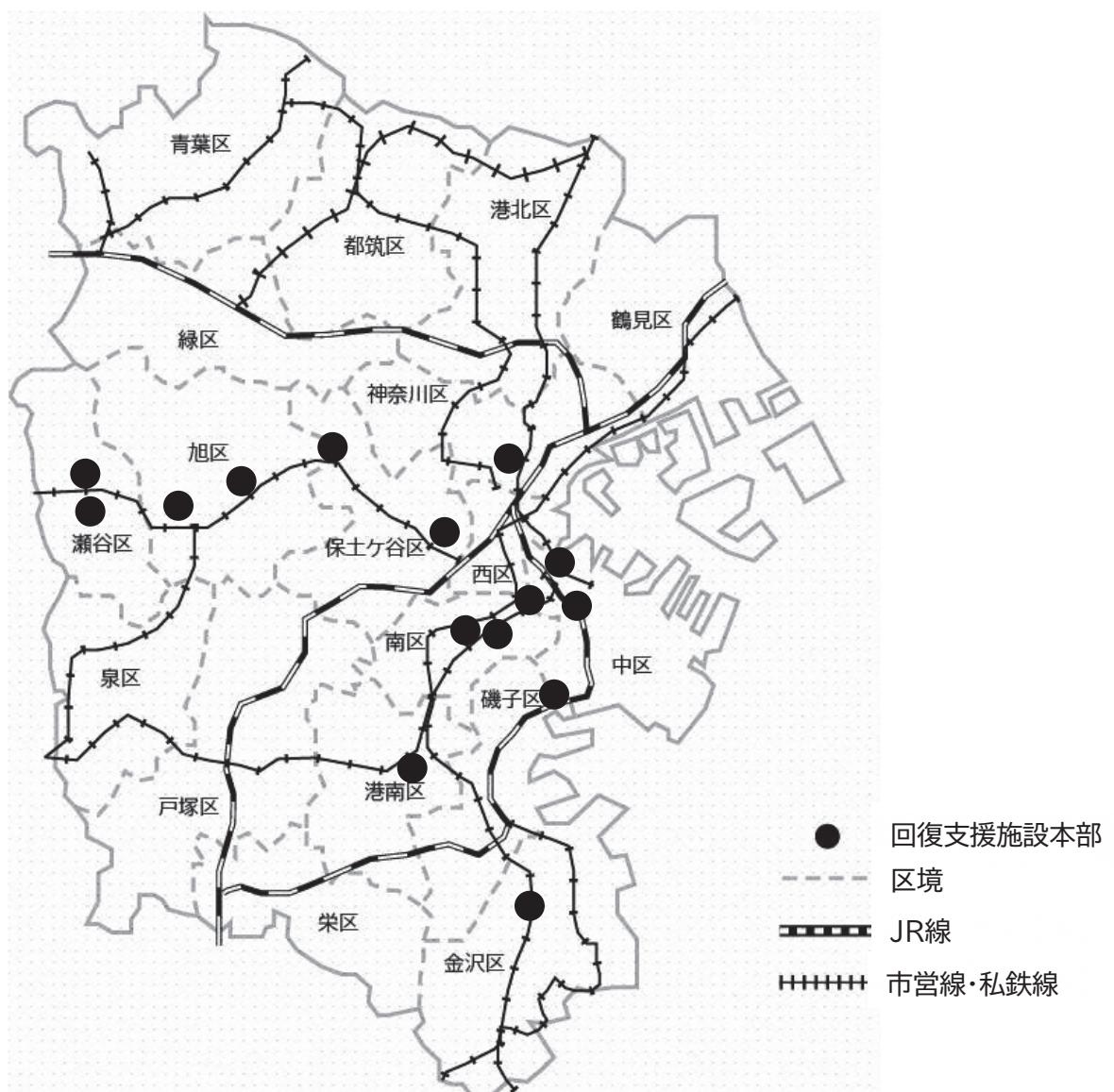
なお、各施設の分布を見ると、特に市内のうち東部や相模鉄道本線沿線に多く立地しています。

図表 2-41:市内回復支援施設一覧

団体名	施設名	対応する 依存症(※)				団体所在地
		アル コ ール	薬 物	ギ ャン ブル 等	その 他	
NPO 法人RDP	RDP横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市神奈川区松本町4-28-16 弘津ビル 2階
NPO 法人あんだんて	女性 サポートセンター Indah(インダー)	◎	◎		○	横浜市瀬谷区瀬谷4-11-16 足立ビル 1階
NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンター ホーピル	ホーピル	○	○	◎	○	横浜市旭区東希望が丘133-1第3コーポラスC棟 508号室
(認定)NPO 法人市民の会 寿アルク	第1アルク・デイケア・センター松影、アルク・ハマポート作業所、アルク翁、第2アルク生活訓練センター、第2アルク地域活動支援センター、アルク・ヒューマンサポートセンター	◎	○	○		横浜市中区松影町3-11-2三和物産松影町ビル 2階
NPO 法人ステラボラリス	ステラボラリス	◎	○	◎	○	横浜市保土ヶ谷区宮田町1-4-6 カメヤビル 2階
NPO 法人ダルクワーリングハウス	ダルクワーリングハウス		◎		○	住所は非公開
NPO 法人日本ダルク神奈川	日本ダルク神奈川	○	◎	○	○	横浜市中区北方町1-21
NPO 法人ヌジュミ	デイケア ぬじゅみ	○		◎	○	横浜市保土ヶ谷区西谷4丁目1番6号 西谷産業ビル 1階
NPO 法人BB	地域活動支援センターBB	◎	○	◎	○	横浜市南区東蒔田町15-3YTCビル 1階
一般社団法人ブルースター横浜	ブルースター横浜			◎	○	横浜市金沢区能見台通3-1アサヒビル 201号室
株式会社 HOPE	HOPE	○	◎	○	○	横浜市港南区日野中央1-6-22
NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN)	YRC横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市磯子区下町 12-14
NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター	横浜ダルク・ケア・センター	○	◎	○	○	横浜市南区宿町2-44-5
(認定)NPO 法人横浜マック	横浜マック デイケアセンター	◎	◎	○		横浜市旭区本宿町 91-6
株式会社わくわくワーク大石	わくわくワーク大石	○	◎	◎	○	横浜市中区弥生町4-40-1
(認定)NPO 法人ワンデーポート	ワンデーポート			◎	○	横浜市瀬谷区相沢4-10-1

※主たる支援対象とする依存症は◎、それ以外に対応している依存症については○を記載

図表 2-42:市内回復支援施設の分布状況



※所在地が公表されている団体のみ掲載

(イ) 自助グループの概況と活動内容について

自助グループとは、何らかの障害、問題、悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、ミーティングや情報交換を通じ、相互に援助しあうことで、その問題からの回復を目指すことを目的とした集まりを指します。また、自助グループの中には、互いに実名を伏せて匿名で関わりあうものもあり、匿名(無名の)グループ(Anonymous アノニマス)という言い方がなされることもあります。

これらの自助グループは、アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存対象を限定したもの、依存対象を限定しないもののが存在し、依存症の本人を対象とする団体のほか、その家族を対象とする団体もあります。

また、今般の新型コロナ感染拡大の状況を踏まえ、一部ではテレビ・Web会議システムを活用したオンラインによるミーティングを開催している団体もあります。

こうした市内の団体の中には、AA(エーエー)やアラノンといった海外で設立されたグループや、全国規模の団体の横浜支部、横浜市域で独自に活動する団体などもあり、規模も様々です。また、活動資金についてもメンバーからの献金のみの団体、会費で運営されている団体などがあり、それぞれの団体の活動理念を踏まえた、独自のミーティング手法を用いた自助活動が進められています。

図表 2-43:市内自助グループ一覧

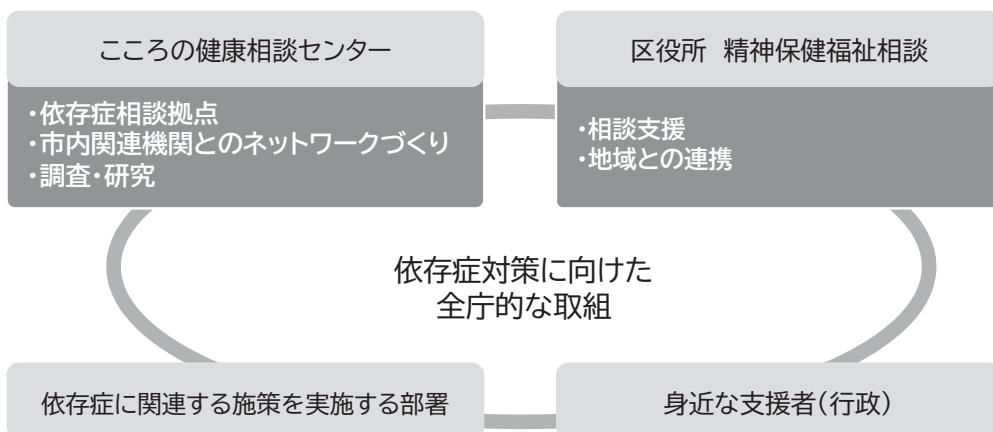
	団体名	対象(※)		団体情報(所在地等)
		本人	家族	
アルコール依存症	AA(エーエー) (アルコホーリクス・アノニマス)	◎		AA 日本ゼネラルサービス:東京都豊島区池袋 4-17-10 土屋ビル 3 階 AA 関東甲信越セントラルオフィス:東京都豊島区南大塚 3-34-16 オータニビル3階
	アラノン (NPO 法人アラノン・ジャパン)		◎	アラノン・ジャパン:横浜市神奈川区白幡上町 19-13
	横浜断酒新生会 (一般社団法人神奈川県断酒連合会)	◎	◎	横浜断酒新生会:本部所在地は会長宅 一般社団法人 神奈川県断酒連合会:本部所在地は会長宅
薬物依存症	NA(エヌエー) (ナルコティクス アノニマス)	◎		NA日本リージョン・セントラル・オフィス:東京都北区赤羽 1-51-3-301
	ナラノン (NPO 法人ナラノンジャパンナショナルサービス)		◎	ナラノンファミリーグループジャパン ナショナルサービスオフィス:東京都豊島区西池袋2-1-2 島幸目白ビズ2-C
	NPO 法人横浜ひまわり家族会		◎	横浜市港北区鳥山町 1752 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
ギャンブル等依存症	GA(ジーエー) (ギャンブラーーズ・アノニマス)	◎		GA日本インフォメーションセンター:神奈川県大和市大和東 3-14-6-101
	ギャマノン (一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス)		◎	ギャマノン日本サービスオフィス:東京都豊島区東池袋 2-62-8 BIG オフィスプラザ池袋 501号
	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会		◎	東京都新宿区矢来町 131 番地
全般	あざみ野ファミリー12ステップ	◎	◎	横浜市青葉区あざみ野南1丁目17-3 アートフォーラムあざみ野 2階企画室

※主な支援等の対象者に◎を記載

(4) 本市における取組と状況

本市においては、実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと各区役所の精神保健福祉相談を中心に、依存症の本人や家族等の個々の状況に合わせ、関係機関と連携して支援をしています。また、依存症の本人や家族等に対する支援においては、個別支援での連携だけではなく、教育・青少年、生活困窮、保健・医療、消費経済など、様々な関係部署と連携し、普及啓発や相談体制の充実を図りながら依存症対策に向けた全庁的な取組を展開しています。

図表 2-44:本市における依存症対策の取組体制



ア こころの健康相談センターによる取組

本市こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究、並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、各区福祉保健センターをはじめ、他の精神保健福祉関係機関に対し、技術援助を行う機関であり、本市における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関です。

こころの健康相談センターでは、地域の関係機関と連携しながら、依存症に悩む本人や家族等が必要な支援につながることができるよう、包括的な支援の提供に向けて、依存症相談窓口として個別相談を実施するとともに、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や支援者向けの研修等の事業を展開しています。

令和2年3月には、実施要綱に基づく依存症相談拠点に指定されました。

図表 2-45:こころの健康相談センターの依存症対策事業の実施内容

事業の種類	事業内容
依存症相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談員が依存症の本人や家族等、身近な人からの相談に対応。
回復プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 依存症からの回復を目指す人を対象に、回復プログラムを提供。依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について、依存症の本人と考えるとともに、回復へのきっかけづくりの支援や地域の民間支援団体等の相談先を紹介。
家族教室	<ul style="list-style-type: none"> 家族が依存症について学び、家族の対応方法・回復について考える機会を提供。 市内の医療機関、民間支援団体等の情報を提供。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を実施。 啓発週間に合わせ、広報よこはまでの周知、市民向けセミナーの開催、リーフレットの作成・配布、インターネットを活用した広報などを実施。
支援者研修	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や家族等の相談・支援にあたる地域の支援者を対象に研修を実施。
連携会議	<ul style="list-style-type: none"> 行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関と連携会議を開催し、依存症対策に関する情報や課題の共有を実施。
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 市内で依存症に関する問題に取り組む民間支援団体等に、相談活動や講演会などの事業にかかる費用の一部を補助。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源に関する実態調査や国の行う研究事業等への協力。

コラム 依存症相談拠点について

実施要綱においては、全国の都道府県及び指定都市にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を設置し、専門の相談窓口の開設及び関係機関との連携などを進められています。

本市においては、これまで依存症対策において中心的な役割を担ってきたこころの健康相談センターを、令和 2 年 3 月に依存症相談拠点とし、地域の関係機関との連携のさらなる強化を図り、また、図表 2-45 に記載した事業を通じ、依存症に関する包括的な支援の提供を進めています。

イ 区役所 精神保健福祉相談による取組

各区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、精神面の不調や疾患は全年齢層で起こり得ることから、学齢期、思春期の子どもから高齢者まで幅広い対象者へ支援を行っています。また、支援対象は、依存症の本人や家族等といった個別支援だけではなく、本人や家族等への集団援助、地域のネットワークの構築といった地域支援等があります。個別支援については、即応が求められる危機介入、地域生活を支えるサービス利用に関する支援、就労を目指す人への支援等の様々な業務を行っています。

また、依存症対策の取組例としては、家族支援のための取組(アディクション家族教室など)、酒害相談員を対象とした研修への参加、一般の市民を対象とした講演会・講座の開催など、それぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。

さらに、依存症に起因すると考えられる福祉課題への支援を行う区内の関係課とも連携して、複合的な問題に対応しています。

図表 2-46:区役所 精神保健福祉相談による取組(実績は令和 2 年 3 月時点)

取組の種類	取組例
アディクション 家族教室	<ul style="list-style-type: none">● 家族同士の近況報告と、講師による学習会と区からの情報提供等を行う。計 13 区で実施(複数区での合同開催含む)
酒害相談員研修会 への参加	<ul style="list-style-type: none">● 各地区で開催されている酒害相談員研修会に区職員が参加(13 区で実施)
講演会・講座の開催	<ul style="list-style-type: none">● 飲酒と心身の健康に関する講座の開催
回復支援施設との 連携	<ul style="list-style-type: none">● 区内にある回復支援施設が開催する研修会・講座や運営委員会に参加

ウ 身近な支援者としての行政(区役所のその他の部署による取組)

区役所では関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、日々の業務の中で依存症に起因すると考えられる福祉課題への対応を行っています。

例えば、複数区の生活支援課へのヒアリングやこども家庭支援課アンケートによれば、生活保護受給者や子どもへの虐待が疑われる事例において、支援対象者や保護者が依存症の問題を抱えていると疑われる場合が少なくないという結果が出ています。

そうした依存症に起因すると考えられる福祉課題を含む複合的な問題について、区内の複数部署が連携して対応しています。

工 依存症に関連した施策を実施する部署での取組

依存症に関連した施策を実施する部署では、主に以下のような取組を実施しています。

図表 2-47: 依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組

部署	対象	実施内容
健康福祉局 生活支援課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者や生活困窮者に対する相談支援、リーフレットの配布等
健康福祉局 医療安全課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱 市民(特に若者)に対する薬物乱用防止啓発を目的として、薬物に関する正しい知識と危険性を発信する啓発イベント等を実施 ● 薬物乱用防止指導者研修会 青少年に対する薬物乱用防止啓発の推進を目的として、薬物乱用防止啓発を担当する教職員等向けの研修会を実施
健康福祉局 保健事業課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣改善相談 ● 重症化予防事業(個別支援、集団支援) ● 区民まつりや健康づくり関連イベントなどの普及啓発
健康福祉局 保険年金課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入の被保険者で重複頻回受診者に対して、文書通知等にて適正受診の指導
こども青少年局 青少年育成課	薬物、ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)よこはまユースにより、子ども・若者を取り巻く課題(薬物、インターネット等)解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を実施
こども青少年局 青少年相談センター	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者相談支援スキルアップ研修(メンタルヘルスコース)を実施 子ども・若者支援に携わる人材及び団体を育成し、支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施
教育委員会事務局 健康教育・食育課	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止教室 ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱(健康福祉局医療安全課主催) ● 薬物乱用防止指導者研修会(健康福祉局医療安全課と共に) ● 学習指導要領に基づき保健学習において、小学6年、中学2年、高校1年もしくは2年で薬物、飲酒、喫煙の影響等について学習

図表 2-48:依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組(つづき)

部署	対象	実施内容
政策局 男女共同参画推進課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画センターによる心とからだと生き方の総合相談の実施 ● 男女共同参画センターによる自助グループ支援
経済局消費経済課	ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページに消費者庁作成のギャンブル等依存症に関する情報を掲載 ● ギャンブル等依存症対策に関する情報誌の配架
総務局 職員健康課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員のアルコール依存症に関する相談対応 ● 責任職向けテキストによる周知

3 計画課題の整理

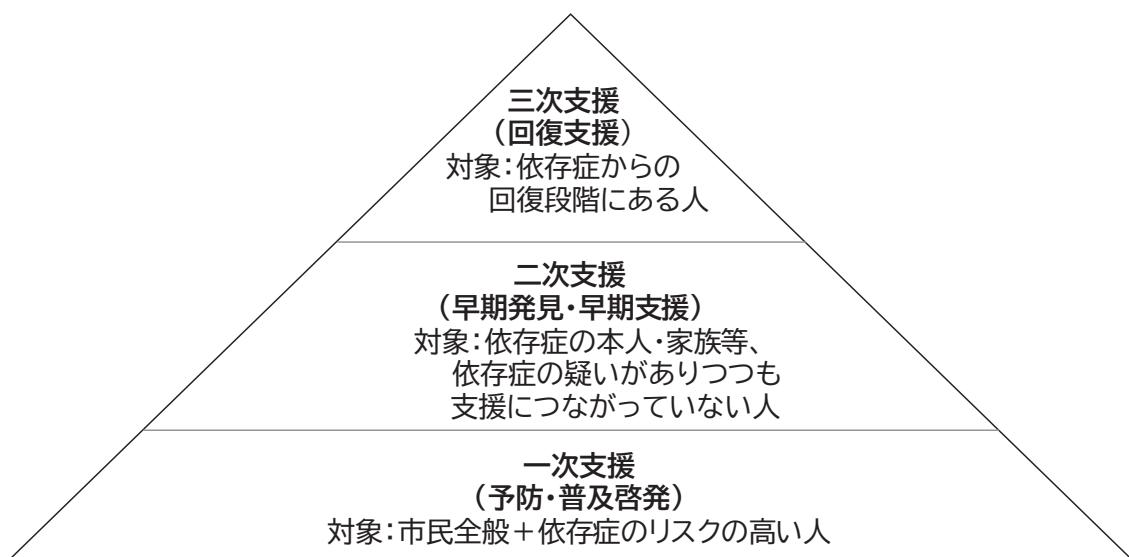
(1) 課題導出の流れ

本計画では、関係者が取り組むべき施策の方向性を検討するため、以下のア～ウを実施し、一次支援から三次支援における課題を抽出・整理しました。

なお、ここでいう一次支援・二次支援・三次支援の定義は以下の通りです。

- 一次支援：依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援：依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援：依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。

<イメージ>



※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

ア 依存症に関する課題や社会資源状況の把握に向けた各種実態調査の実施

本市における専門的な支援者や身近な支援者の取組の現状や課題を把握することを目的として、以下の調査を実施しました。

(ア) 関係者へのヒアリング等

- 市内の依存症回復支援施設等 16 か所を対象に実施した「市内依存症回復施設等における依存症支援の実態に関するヒアリング」(市内回復支援施設ヒアリング)(137 ページ参照)
- 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケート(こども家庭支援課アンケート)
- 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター)を対象とするアンケート(身近な支援者アンケート)
- 横浜市立大学附属市民総合医療センター、区役所の生活保護受給者を担当するケースワーカーを対象とするヒアリング

(イ) 各種実態調査等

- 本市及びその周辺地域を対象として、依存症対策に関する社会資源の所在・活動内容等について調査した「平成 28 年度 横浜市における依存症対策の現状調査」(平成 28 年度調査)
- 全国の民間支援団体等を対象として、活動内容や課題について調査した「依存症社会資源調査」(令和元年度)(135 ページ参照)
- 市内の回復支援施設の利用経験者及びスタッフ等、計 43 名に対しインタビュー調査を実施した「横浜市における依存症回復施設利用者の実態調査」(回復支援施設利用者調査)(横浜市立大学へ委託、令和 2 年度)(136 ページ参照)
- 市内在住の 15 歳以上の登録メンバーを対象とするヨコハマ e アンケートで実施した「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(e アンケート)(令和 2 年度)(134 ページ参照)
- 神奈川県が県内の医療機関等を対象として依存症への対応状況等について調査した「依存症に係る社会資源実態調査」(県社会資源実態調査)(令和 2 年度)(138 ページ参照)
- 満 18 歳以上 74 歳以下の市民から無作為抽出した 3,000 人に対して面接調査を行い、ギャンブル等依存症に関する実態を把握した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(横浜市娯楽と生活習慣に関する調査)(令和元年度)

イ 有識者や民間支援団体等の関係者による検討部会・連携会議の開催

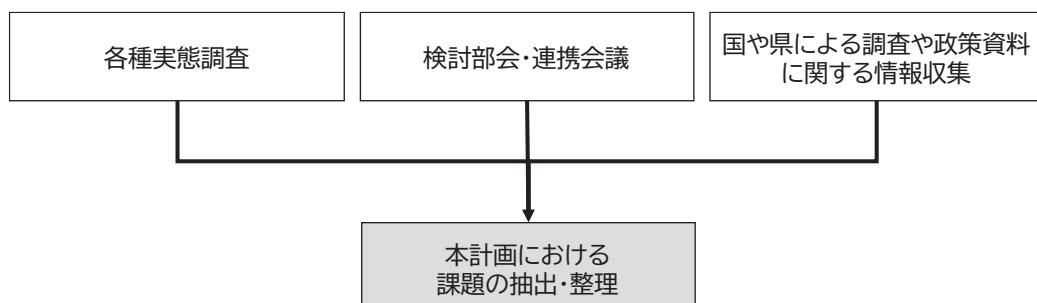
依存症領域における学識経験者や、依存症の本人や家族等への支援等を行っている団体・家族会の関係者などから構成される検討部会及び連携会議(回復支援施

設や自助グループ等の民間支援団体等、行政、医療、福祉・保健、教育、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成される会議)における意見・指摘事項などから課題の収集を行いました。

ウ 国や県による調査や政策資料に関する情報収集の実施

国や神奈川県における依存症に関する調査研究や政策資料、他自治体の関連計画などを対象として、本計画で解決に取り組むべき課題に関する情報収集を実施しました。

図表 2-49:課題抽出・整理プロセス



(2) 本市の依存症対策における課題の設定

(1)に記載したプロセスを通じ、一次支援から三次支援における計画課題を整理し、12 の「課題」を設定しました。12 の課題については、以下の通りです。

図表 2-50:本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

(3) 課題の具体的内容

ア 一次支援における課題

①ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発

【課題の具体的内容】

- 早い時期（学齢期）からの普及啓発
- 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発
- 幅広い支援者と連携した啓発の取組
- ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発

【早い時期（学齢期）からの普及啓発】

【幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発】

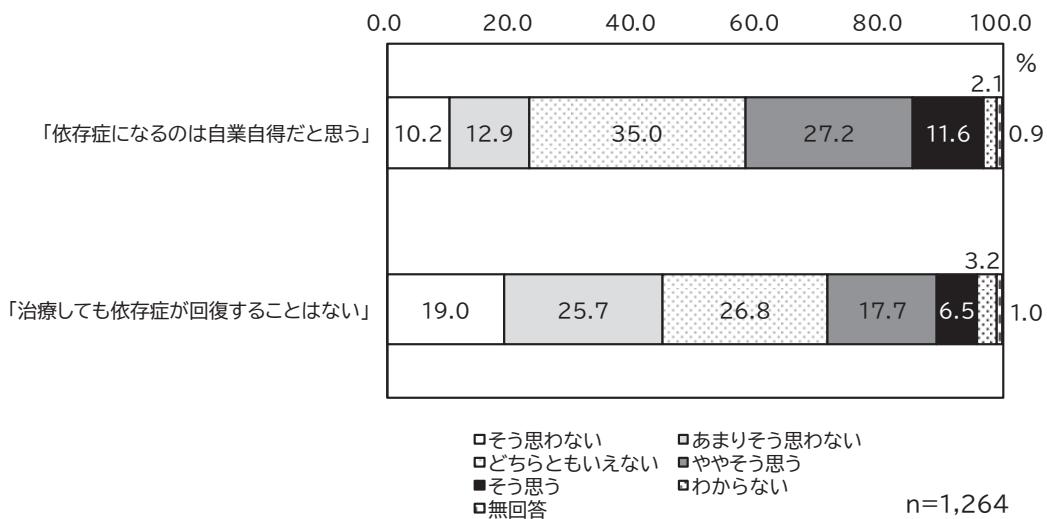
飲酒による身体的な悪影響が大きい未成年者への飲酒防止教育をはじめ、学齢期からアルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症に関する普及啓発を行い、心身に及ぼす影響について正しい認識を広める必要があります。

また、e アンケートでは、「依存症になるのは自業自得だと思う」という質問に対し、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人が 38.8%であり、依存症についての誤解や偏見が一定程度あると考えられ、社会全体に正しい理解を浸透させることで、必要な人が適切な支援につながりやすくするためにも、学齢期から普及啓発していくことが必要です。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症は、決して特定の世代だけが直面する特殊な問題ではありません。子どもから高齢者まで、誰もが直面する可能性のある問題です。

予防を進めていくためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった幅広い年齢層に対し、適切な情報提供や普及啓発を切れ目なく行うことが必要と考えられます。

図表 2-51:依存症に対する認識(再掲)



出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【幅広い支援者と連携した啓発の取組】

ライフステージの移行に応じた切れ目ない啓発を進めていく上では、小中学校、高等学校、大学などの教育機関、地域の大人や団体、職場、介護や障害福祉の相談支援機関、かかりつけ医をはじめとする一般医療機関といった、様々な団体・機関と連携した取組が求められます。

【ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発】

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、それぞれ依存対象と出会う時期に違いが見られます。例えば、アルコールやギャンブル等については就職や大学入学などを迎える18歳～20歳前後に出会い、未成年飲酒等につながる可能性が高く、大学や職場と連携した普及啓発を行うことが考えられます。

また、近年関心の高まっているゲーム障害では、就学前や学齢期などの早い段階で依存対象に出会うため、小中学生などを対象とした啓発が求められます。

さらに、青少年にとってSNSの利用は身近で、欠かすことのできないものとなっており、安全で適切な使い方等について、啓発する必要があります。

依存症の予防に向けては、こうした依存対象ごとのリスクが高まる時期の違いなどを踏まえ、情報提供の媒体あるいは提供する情報の内容を対応させるなど、効果的な啓発活動が求められます。

②特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発

【課題の具体的な内容】

- ライフィベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発

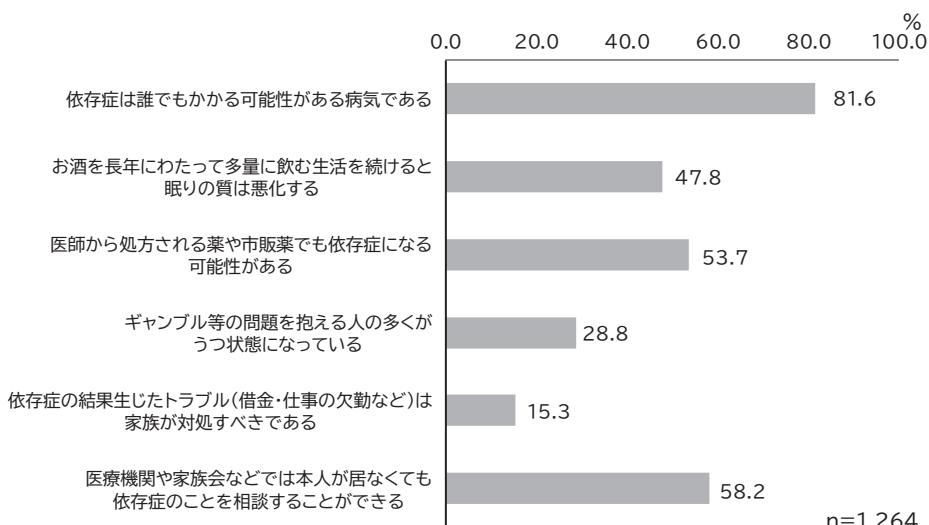
【ライフィベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発】

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症となる原因やきっかけには様々なものがあり、その中には、家族の逝去や離婚、精神疾患の発症等のライフィベントの発生もあると推察されます。

また、e アンケートによれば、「依存症は誰でもかかる病気である」という項目について、81.6%が「そうだと思う」と回答している一方、「あなたは今後、ご自身に『アルコール』の問題(依存症)が起こるかもしれませんと心配になることはありますか」という設問項目について「非常に心配だ」と「やや心配だ」とする回答者は 9.1%となっており、同様の設問項目について、薬物は 2.9%、ギャンブル等は 3.4%となっています。

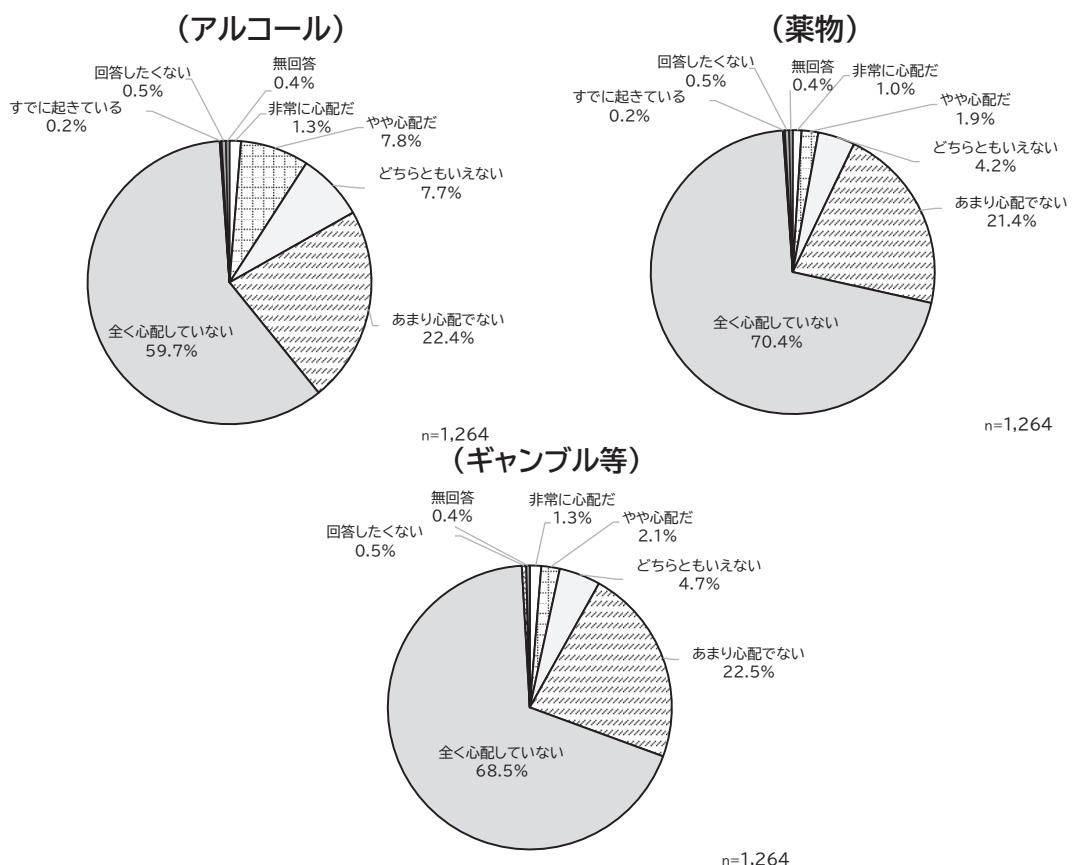
依存症の予防においては、誰もが依存症になる可能性がある点を踏まえ、きっかけとなりうるライフィベントの手続きや相談に関わる機関・団体と連携しつつ、依存症を自分自身の問題として捉えるための正しい知識の普及啓発を進めいくことが求められます。

図表 2-52:依存症に対して回答者自身がそうだと思う項目について



出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-53:自身の依存症の問題に対する心配の有無



出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 新型コロナウイルス感染症の依存症への影響

世界的に猛威を振るっている新型コロナは、我が国においても多くの人々の生活に大きな影響を及ぼしています。新型コロナがもたらした影響の中には、外出自粛に伴う景気の悪化、企業等の業績不振に伴う失業の増大、他者と触れ合う機会の減少など様々なものが挙げられます。

現在、新型コロナと依存症との関連性に関するエビデンス等は示されていませんが、計画の作成プロセスにおいては、これまで活発に社会生活を営んでいた人たちが、依存症になる事例が増えてくるのではないかとの意見が医療関係者から聞かれました。

具体的には、様々なリスク要因を持つ人が、失職などにより生活が激変し、様々な苦境にさらされる中で、飲酒量が増えるなどして、数年かけて依存問題が出てくるのではないかとの指摘です。

上記の意見を踏まえれば、新型コロナの感染拡大による依存症への影響は、時間をかけて顕在化してくることが予想されます。

③依存症に関する基本知識の普及啓発

【課題の具体的内容】

- 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発
- 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発
- 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知

【依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発】

依存症からの回復段階にある人を対象として実施したヒアリング調査(以下、「回復支援施設利用者調査」という。)によれば、幼少期の家庭環境は個別性が高いものの、家族や身近な人の依存症の問題、両親の不仲、暴力といった、いわゆる機能不全家族を想定できる家庭環境が少なくないことがうかがわれました。調査結果によれば、そういった家庭環境に置かれた場合であっても、子どものころに「家庭環境について相談した」、「SOS を出した」といった話は聞かれず、子どもが自ら相談できる環境の整備が求められます。

また、一般に男性と比較して女性は、習慣的な飲酒からアルコール依存症に至るまでの期間が短く、男性の場合は約 20~30 年かかるのに対し、女性の場合はその半分程度の期間であるとされています²⁶。本市では、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている女性の割合が全国と比較しても高い状況にあります。

依存症の予防を効果的に行っていくためには、こうした発症リスクが相対的に高い人に届くよう、重点的な情報提供や普及啓発などを行うことが必要と考えられます。

図表 2-54:回復支援施設利用者により語られた幼少期の家庭環境(例)

- ✓ 家族にアルコールやギャンブル等の問題のある人がいた
- ✓ 虐待や育児放棄を受けた経験
- ✓ 両親の喧嘩が絶えない家庭
- ✓ 教育やしつけに厳しい家庭

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

【依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発】

【一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知】

e アンケートでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、95%以上の認知度はあるものの、その特徴について十分に理解されていない点も見

受けられました。依存症に対する理解が進んでいないことで、社会全体に依存症に対する負のイメージに伴う偏見や差別意識に基づく否定的な考え方・接し方が存在し、依存症からの回復の大きな障害となります。周囲からのこうした否定的な考え方・接し方にさらされ続けることは、自己肯定感や自尊感情を損ねる恐れがあり、依存症からの回復を阻害するリスクがあると考えられます。また、依存症の本人が依存症に対する誤解や偏見を持っていると、必要な相談・支援につながることや回復への障害にもなる可能性も推察されるため、依存症に対する正しい知識の普及啓発を進めて、誤解や偏見の解消を図ることが必要です。

また、e アンケートによれば、「もし身近に依存症の人や依存症ではないかと思う人がいたり、あなた自身に『アルコール』・『薬物』・『ギャンブル等』の問題が起った場合、誰か(どこか)に相談しようと思いますか」という質問に「相談しようと思う」と回答した人のうち、「どの機関に相談しようと思いますか」という質問への回答として、「依存症の支援を行っている民間の施設」は 14.3%、「自助グループ」は 10.5%と低くなっています。また、民間支援団体等に対するヒアリングでは、主催する市民向け講座において参加者の招集に苦慮しているとの意見が見られました。

この調査結果から、市民の依存症に対する理解や民間支援団体等の活動内容に対する理解が十分に進んでいないものと考えられます。

他方、同じく e アンケートでは、依存症について「自助グループの集まり」や「当事者の体験談」、「家族会」、「専門家」から情報を得たり参加したことがあると回答した人は、「テレビ番組」、「本・新聞・インターネット」、「広報物」から情報を得ていると回答した人に比べ、「依存症になるのは自業自得だと思わない」「あまり思わない」とする回答の割合が高くなっています(図表 2-55 の破線部参照)。

これらの調査結果を踏まえれば、誤解や偏見を防ぎ、依存症の本人や家族等が必要な支援につながることを促進するため、依存症の支援者や当事者による講演などを通じた、市民全般を対象とした依存症そのものの理解や民間支援団体等の活動内容の理解に向けた啓発活動が必要だと考えられます。

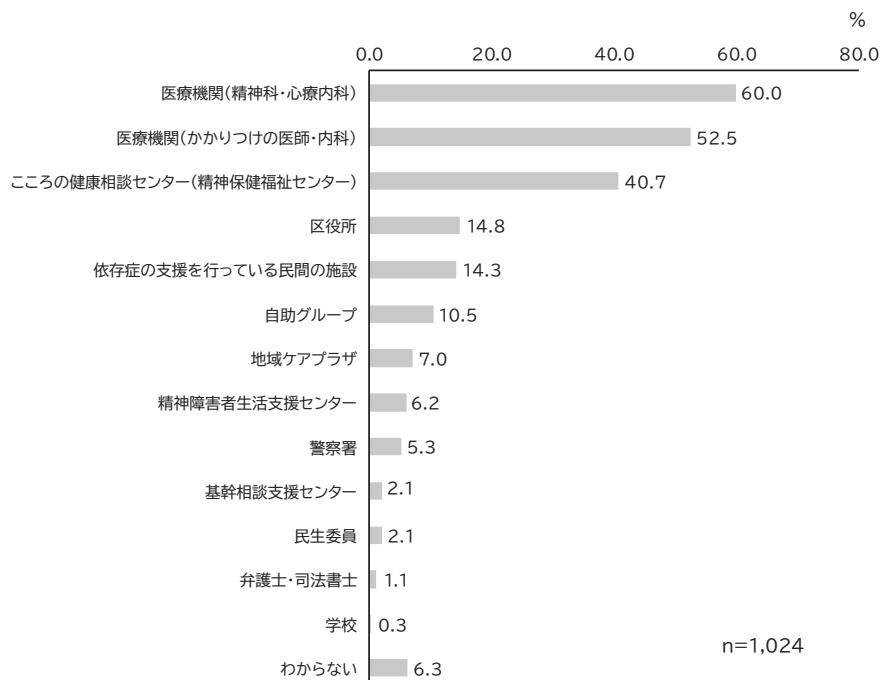
さらに、e アンケートの結果からは、依存症について悩んだ時の相談先として「医療機関(かかりつけの医師・内科)」と回答した人が 52.5%となつたほか、「地域ケアプラザ」は 7.0%、「精神障害者生活支援センター」は 6.2%となっており、身近な支援者への依存症に関する普及啓発も必要であると考えられます。また、精神保健福祉相談を有する「区役所」を相談先として選択した回答は 14.8%にとどまっており、相談先としての区役所の役割を積極的に啓発していくことも必要であると考えられます。

図表 2-55:依存症に関する情報源と
自身の「依存症になるのは自業自得だと思う」という考え方との関係(クロス集計結果)

		Q14「依存症になるのは自業自得だと思う」という考え方について、 あなたはどう思いますか。(単一選択)						
		依存症に なるのは 自業自得だと 思わない	依存症に なるのは 自業自得だと あまり 思わない	どちらとも いえない	依存症に なるのは 自業自得だと やや思う	依存症に なるのは 自業自得だと 思う	わからない	無回答
（情 Q 複報 2 数を 選得ア ズタル 可りコ ー） 参ル 加・ し葉た 物こと ギが あるブ もるの等 をの選 依 存し てく つだ いさ い。 。あ な た が	自助グループ (依存症の当事者による 自主運営グループ)の集まり(n=90)	23.3%	13.3%	33.3%	22.2%	6.7%	1.1%	0.0%
	当事者の体験談を聞く講演会(n=74)	20.3%	17.6%	28.4%	25.7%	8.1%	0.0%	0.0%
	家族会(n=58)	27.6%	12.1%	32.8%	22.4%	5.2%	0.0%	0.0%
	専門家の講義や講演会(n=121)	23.1%	14.0%	31.4%	19.8%	9.1%	2.5%	0.0%
	依存症について特集した テレビ番組(n=720)	10.8%	13.1%	36.4%	26.4%	11.0%	1.7%	0.7%
	本・新聞・インターネットなどの記事 (n=845)	9.3%	13.5%	35.3%	27.2%	12.5%	1.4%	0.7%
	広報よこはまや リーフレット等の 横浜市が発行する広報物(n=211)	11.8%	10.9%	35.1%	27.5%	11.4%	2.4%	0.9%
	その他(n=59)	16.9%	8.5%	23.7%	35.6%	13.6%	1.7%	0.0%
	無回答(n=117)	6.8%	13.7%	36.8%	25.6%	11.1%	3.4%	2.6%

出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-56:依存症に悩んだとき、相談しようと思う機関



出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 依存症に関する普及啓発とスティグマについて

これまで依存症の普及啓発においては、様々な表現が用いられてきました。中でも、多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症に対する負のイメージや偏見・差別（＝スティグマ）を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。

また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象にわかりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。

こうした点を踏まえ、依存症の回復支援に向けた普及啓発では、依存症に関する正しい理解を促進し、また、回復につなげていくようなメッセージを発信していくことが重要になると考えられます。

イ 二次支援における課題

④依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発

【課題の具体的内容】

- 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知
- 家族等が相談をする場の必要性
- 職場での普及啓発
- 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発
- 受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討

【相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知】

回復支援施設利用者調査では、回復支援施設につながる前は、施設の存在自体を知らなかったといった意見や、専門的な医療機関等について、より広く伝わってほしいといった意見が散見されます。

また、e アンケートによれば、身近な人に依存症の問題が起きたときに、「相談しようと思わない」、「相談できない」と回答した人のうち、「相談先を知らないから」と回答した人が 27.0%となりました。

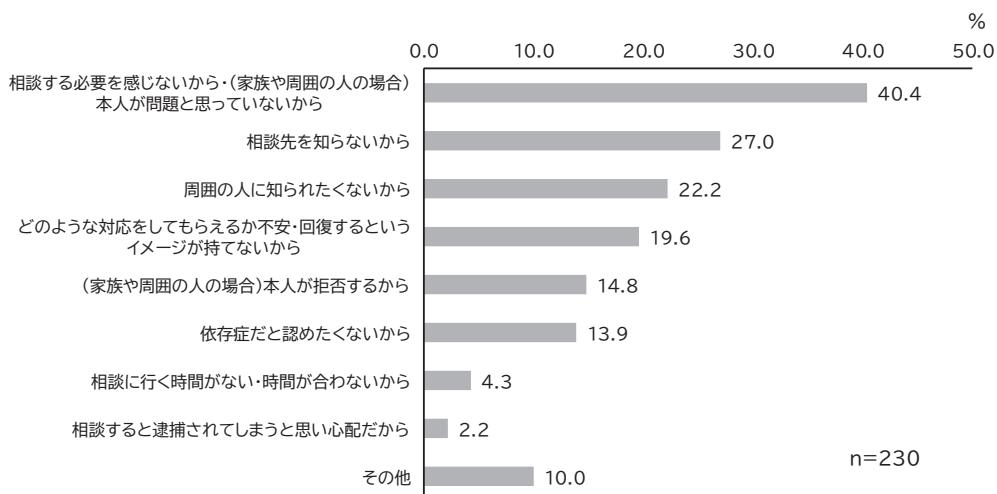
身近な支援者や専門的な医療機関、専門的な支援者等への相談が、回復に向けた第一歩であると考えられ、依存症の本人や家族等に対し、相談窓口や支援に関する情報提供・周知を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-57: 依存症や回復支援施設に関する周知の必要性についての意見(例)

- ✓ 自助グループについては知っていたが、回復支援施設の存在は知らなかつた
- ✓ 女性の依存症回復支援施設があることを知る機会が少ないとと思う
- ✓ 自助グループを含め回復できる場所があると知っていてほしい
- ✓ 専門医療機関があることを知らない人は結構いると思うので、広くみんなに伝わるようになればよいと思う

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

図表 2-58:自身や身近な人に依存症が疑われる場合、あるいは依存症の問題が起こった場合に誰かに「相談しようと思わない」、「相談できない」とする理由



出典:ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【家族等が相談をする場の必要性】

依存症は、本人にその自覚がないものの、家族等がその可能性に気付く事例も見られます。また、借金により家族等が大きな影響を受けることや、時にはDVや虐待の被害者になる事例も少なくありません。

さらに、保護者等が依存症であることで、子どもが、いわゆる「ヤングケアラー」として、家事や家族等の世話をすることにより、年齢や成長に見合わない責任や負担を負い、成長や教育に影響を及ぼすこともあります。

このように依存症は、本人だけでなく家族等にも深刻な影響を及ぼす問題であり、回復支援施設利用者調査でも、本人より先に家族が相談機関等につながることが多いことも示唆されています。しかしながら、検討部会での議論では、本人に依存症の自覚がない状況で、家族等が医療機関などに相談した場合、相談先によっては「本人の自覚や治療に対するモチベーションがないと対処が難しい」との理由で対応を断られることがあるとの指摘が聞かれました。

依存症による家族等への影響を踏まえ、本人のみならず、家族等への依存症に関する知識の啓発とともに、家族等が相談やSOSを発信できる場の周知や整備、家族等のサポートを行うための支援についても検討を進めていくことが求められます。

図表 2-59:検討部会における家族等が相談をする際の課題についての意見(抜粋)

- ✓ 病院に電話をしても「ご本人に治療する気がないなら対応できない」といった反応をされてしまい、家族が遠慮してしまう傾向がある。本人が依存症であることを否認している事例が多いため、病院につながる初めの部分について周知・啓発する取組もあるとよい。

【職場での普及啓発】

企業等で働いている人々の中にも、依存症の本人や依存症になるリスクが高い人が、一定数存在しているものと考えられます。

企業等で働いている人々は職場で過ごす時間が長く、周囲の上司や同僚等が、日々の業務での発言や行動から、依存症の問題に気付く事例もあると推察されます。

そこで、本人や家族等に加え、職場における依存症問題に関する普及啓発についても検討を進めていく必要があります。

【回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発】

専門的な医療機関や回復支援施設、自助グループ等の活動内容に関する理解が進んでいないこともあり、依存症の本人や家族等にとって、こうした団体・機関に支援を求めた後、どのように回復していくのか、そのプロセスについてのイメージが湧きづらいものと考えられます。

その結果、回復に向けた第一歩を踏み出すことに躊躇してしまう、せっかく治療や支援につながったにもかかわらず、自身が想定していた回復のイメージとの違いから、医療機関や民間支援団体等の利用を中断するといった事例が生じることが懸念されます。

こうした課題に対し、実際の回復事例や民間支援団体等を利用する当事者の経験談などの情報提供等を進め、依存症からの回復プロセスを具体的に認識できるような啓発活動を行うことが求められます。依存症は回復可能であること、また、どのような回復プロセスをたどるのか、といったことを本人や家族等が理解できれば、相談や医療機関・民間支援団体等の継続利用に向けた心理的なハーダルが下がるものと期待されます。

【受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討】

国、神奈川県、本市など、それぞれの主体において、依存症に関する様々な情報提供が行われています。また、情報提供の媒体・手法も、ホームページへの掲載、公共施設等での啓発資料の配布、公共交通機関における啓発広告の放映、行政職員や医療関係者、民間支援団体等のスタッフによる講演会・セミナーなど多岐にわたります。

こうした既存の情報提供については、本人や家族等が必要な支援につながるために一定の役割を果たしているものと考えられます。しかし、多くは一方向的な情報提供であり、情報の受け手が能動的に取捨選択しないと、必要な情報を入手できないとの指摘が検討部会でなされました。

多くの人に届きやすく、また、受け手が必要な情報を得やすいインターネットの活用についても検討していくことが求められます。

図表 2-60:検討部会における現在の情報提供方法に関する指摘(抜粋)

- ✓ 一方向的に情報を提供する Web サイトはあるが、SNS 等を活用して気軽に市民が相談できる、双方向的なオンライン相談窓口がまだ普及していないのではないか。

⑤依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築

【課題の具体的内容】

- 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築
- 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応
- 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応
- 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応

【行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築】

【生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応】

こども家庭支援課アンケートによれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が、保護者がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験がありました。

また、「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」によれば、アルコール依存症はうつ病と合併する頻度が高く、あわせてアルコールと自殺との間にも関連性があるとの研究結果が示されています。

このように依存症の本人は、依存症に至る背景に様々な問題を抱えている事例や、依存症に起因して社会生活や家庭生活に様々な問題が生じている事例が散見されます。連携会議においても、依存症の本人は多重債務、DV、自殺などの差し迫った危機に直面している場合も多く、そうした危機回避をしっかりと行わなければ、その後の回復プロセスがうまく進まないという問題点が指摘されています。

そのため、生活困窮や虐待などの、他の生活課題による相談事例でも、背景に依存症の問題を抱えている可能性があることに気付く必要性や、反対に依存症の回復支援に対応する際も、背景にある課題についても包括的にサポートしていく必要があります。

こうした支援ニーズに対応していくため、行政や専門的な医療機関、民間支援団体等のみならず、身近な支援者など、多様な機関・団体が連携し、長期的・包括的なサポートを行う体制を構築していくことが求められます。

**図表 2-61:市内 18 区のこども家庭支援課が対応した事例のうち、
子どもあるいは家族等にギャンブル等あるいは薬物の問題が見られた事例
(直近 2 年間)(複数回答・n=13)**

回答項目	回答数	回答割合
ギャンブルの事例があった	11	84.6%
薬物の事例があった	12	92.3%
(いずれの事例も) なかった	1	7.7%

出典:市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケート

図表 2-62:連携会議における回復初期段階の「危機回避」の重要性

- ✓ 早期発見・早期回復というが、依存症の本人は自殺やDV、多重債務問題など差し迫った危機に直面している。こうした危機・危険を回避しなければ、二次支援・三次支援における回復支援がうまく進まない。

【未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応】

依存症の本人が抱えている問題や置かれている状況には様々なものがありますが、本人が未成年のために教育機関や児童福祉施設と連携した支援が必要な事例や、高齢、身体や認知機能の障害等のために介護を必要とする事例も見られます。

そのような場合、依存症の本人への支援は、児童福祉や介護などの専門知識が必要となり、連携体制が構築されていない場合には対応が困難になることもあります。

こうした点を踏まえ、未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等により民間支援団体等の支援が困難となっている事例に対応するための取組が求められます。また、介護事業者等において、比較的軽度の依存症の本人への支援が可能となる情報提供や研修の機会が求められます。

図表 2-63:回復支援施設ヒアリングにおける支援困難事例に関する意見(例)

- ✓ (朝・昼・夜にミーティングを行う)スリーミーティングが基本だが、参加が困難な利用者がいる。生活の基本的支援(金銭・服薬管理、受診・買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 更生施設入所者は障害福祉サービスが使えないため、利用先が限定されてしまう。
- ✓ 高齢化や介護的支援のニーズを伴う利用者も増えてきた中で、社会資源利用の制限や看取りのニーズといった課題も抱えている。

出典:市内回復支援施設ヒアリング

【依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応】

依存症の本人の中には、専門的な医療機関や民間支援団体等における依存症の回復支援に加え、日常生活上の支援が必要な人や金銭管理等に焦点を当てた部分的な支援を行うことで問題が解決に向かう人など、他の生活に関する支援が必要な事例もあると推察されます。

このような事例における、適切な支援機関・団体の見極めや支援機関・団体へのつなぎ、回復プロセスにおける連携のあり方などについて、検討を進めていく必要があると考えられます。

図表 2-64:他の生活に関する支援を必要とする人への対応内容(例)

- ✓ 生活の基本的支援(金銭・服薬管理、受診・買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 生活の安定や人生の充実ができれば、ギャンブルの問題は解決すると考え、利用者一人ひとりに助言し、必要な関わりをしている。
- ✓ 知的障害者や精神障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるような支援を行っている。

出典:市内回復支援施設ヒアリング

⑥身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組

【課題の具体的な内容】

- 身近な支援者における依存症が疑われる人の発見とつなぎへの対応
- 身近な支援者への支援情報・知識の提供

【身近な支援者における依存症が疑われる人の発見とつなぎへの対応】

【身近な支援者への支援情報・知識の提供】

身近な支援者アンケートによれば、アルコールの問題は、身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。他方、身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎがうまくいかず、必要な支援に結びつかない事例もあります。

また、検討部会でも、身近な支援者が、依存症が疑われる人から相談を受けた場合の標準的な対応方法やフローの明確化の必要性について指摘されました。

こうした現状や指摘を踏まえ、依存症が疑われる人から相談を受けた身近な支援者が、適切な支援者につなぐことができるよう、情報・知識の提供や支援ガイドラインの整備について検討を進めていくことが求められます。

さらに、本市が実施した各種ヒアリングや検討部会での議論によれば、一般医療機関や救急医療機関、司法関係者などを含む身近な支援者において、専門的な支援者の活動内容や依存症の本人を対象とした支援策などが、十分に認知されていない現状があります。

加えて、依存症に関する基本的な知識や情報などについても浸透しておらず、研修等の実施を求める声も聞かれます。

身近な支援者と専門的な支援者との連携促進に向けて、身近な支援者を対象とする研修や情報交換などの取組を進めていく必要があります。

図表 2-65:検討部会における身近な支援者からのつなぎに関する指摘(抜粋)

- ✓ 司法書士として、ギャンブル等により借金を抱えた人の債務整理の相談にも対応するが、ギャンブル等に関する相談者の中にも、依存症の人もいれば、そうでない人もいて、その判断をするのは難しい。依存症かどうか、ある程度把握することができれば、他の専門的な相談窓口につなげることができるため、研修で依存症について知ることが大事だと思う。
- ✓ 相談者が「依存症ではないか」と思った時、行政の相談窓口等の紹介や啓発リーフレットを手渡すというだけでよいのかという問題がある。リーフレットを手渡すのに加えて、紹介後にどのような経過をたどるのかを知っておくことができれば、ある程度の動機付けをしやすいのではないかと思う。そのためには、我々も依存症について学ぶことが重要である。
- ✓ 弁護士として薬物の使用で逮捕された人と接する機会があるが、そうした人は刑事事件の公判を控えているため、治療へのモチベーションが非常に高い。そういう人を支援施設につなげたいと考えた時に、実際には特定の回復支援施設や特定のクリニックにつなげるとか、そのくらいの知識しか持ち合わせていない現状がある。支援を必要とする人に出会ったにもかかわらず、十分に支援につなげられないというジレンマを抱えている。
- ✓ 身近な支援者に対する研修も重要だが、対応ガイドラインを作成していくいうことが対策としては早いのではないか。

⑦専門的な支援者や家族等への支援

【課題の具体的な内容】

- 本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応
- 家族等に対する支援

【本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応】

専門的な医療機関や民間支援団体等による回復支援につながっても、本人の判断により、回復に向けた治療やプログラムを中断してしまう事例が見られます。

回復支援施設利用者調査では、こうした問題の背景として、本人の意向と支援団体・機関における支援方針・内容のミスマッチなどが挙げられています。支援の中止の要因としては、ミーティング等に通うためのアクセスや時間・頻度の問題、回復支援施設の支援方針と本人のニーズの不一致、回復支援につながったときの本人の準備状態と合わなかった等、様々なものがありました。特に、利用者の特性や背景は多様であり、例えば、ミーティングが回復のために非常に有効だったという意見がある一方で、集団の中に身を置くことが苦痛だったといった意見もあり、本人の求めるタイミングに本人のニーズに合った回復資源に出会うことの重要性が推察されました。

一方、専門的な医療機関等で診断を受けたり、依存症の説明を受けたりすることで、その後の民間支援団体等の利用につながった事例も聞かれます。

そのため、本人への動機付けや本人の意向と支援内容のマッチングのあり方、中止後等の中長期的視点でのフォローのあり方などについて検討・情報共有を行う場を設けるなど、専門的な支援者が、継続的な支援を行うために必要な施策を講じることが求められます。

【家族等に対する支援】

二次支援から三次支援にかけて、家族等が最も身近な立場で回復プロセスを見守ることもあります。

家族等が安定した状態で回復プロセスを見守ることが、本人の回復において重要です。しかし、順調に回復が進む事例だけではないため、家族等は常に本人の中途退院・退所や再乱用、自殺等への不安や悩みを抱えながら見守っていることも少なくありません。

検討部会においては、家族等と本人との関係の取り方に関する情報提供や家族等の不安・負担を軽減するための支援が不足しているとの指摘がありました。回復プロセスにおいて、重要な役割を担う家族等への支援の充実に向けた取組を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-66:検討部会における家族等への支援に関する指摘(抜粋)

- ✓ 薬物依存症者と家族は一体である。家族等が健康になると本人の回復に結びつく事例が経験上多い。計画の中では、もう少し、家族の支援を考えてもらえたよい。
- ✓ 三次支援の段階においても、本人の回復が始まったとしても、行ったり来たりしている状態のため、家族等の支援を継続して行うネットワークや、施設と医療機関の横のつながりの強化が必要である。

ウ 三次支援における課題

⑧支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有

⑨支援者によるアセスメント力向上

【課題の具体的内容】

- 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供
- 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること）
- 女性への回復支援の課題解決

【対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供】

【支援者によるアセスメント(その人に合った支援を見極めること)】

依存症の本人の背景には、性別や成育歴、家族関係、障害の有無など、様々な状況があり、こうした個々の状況や依存対象を踏まえて支援を提供することが重要になります。

また、依存症社会資源調査や市内回復支援施設ヒアリングでは、市内で活動している民間支援団体等は、その支援方針や支援内容などが多彩であり、他の自治体と比較して、本人にとって多くの回復プロセスの選択肢が存在していることが示されています。

回復支援施設利用者調査では、自身のニーズ等に合わない医療機関や回復支援施設を利用すると、回復プロセスの途上で中途退院・退所してしまう可能性を高めることが示唆されています。回復プロセスを円滑に進めていくためには、アセスメントを通じてニーズや状況を評価し、本人に合った支援の内容を見極め、同時に民間支援団体等の特色を踏まえて両者のマッチングを行うことが重要です。

そのため、依存症の本人が自身のニーズに合った専門的な支援者につながる機会の充実を進めていくことが求められます。また、つながった支援者が合わなかった際には、改めて本人に合った適切な支援者につながるために、支援者間の連携体制が求められます。

【女性への回復支援の課題解決】

市内回復支援施設ヒアリングによれば、男性と比較して女性は摂食障害との重複や統合失調症などの他の精神疾患を抱える利用者も多く、加えて、DV・性被害など、女性が被害者となることの多い課題と依存症の問題が重なっており、支援が難しい事例が少なくありません。

これまでの研究²⁷によれば、女性の依存症は、多問題性(身体的・心理社会的な問題を多く抱え、複合的な支援ニーズに応える必要性)や問題領域の広範さ(生活福祉や女性相談、児童福祉、医療、更生保護、教育などの広範な関係機関との連携が必要)など、様々な特性が見られる点が指摘されています。

さらに、家事や出産・子育て等の負担が、回復支援施設や自助グループの利用のしづらさ、中断の要因にもなるといった問題から、症状が悪化してから支援につながることが比較的多いものと推察されます。

「本人に合った支援を提供する」という観点からすれば、こうした女性の依存症の特性を踏まえた回復支援が求められますが、女性の特性に配慮したサポートの必要性は広く認識されていません。

また、DV・性被害等を男性の前で語りにくいことから、支援スタッフを女性に限定する必要がある場合がありますが、女性専用の回復支援施設においては、女性人材の確保に苦労しており、支援内容を抑制せざるを得ない場合もあります。

このような女性の依存症の回復支援が直面する課題の解決に向けた、方策を検討していくことが必要です。

27 特定非営利活動法人ダルク女性ハウス『依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示』(厚生労働省 平成22年度障害者総合福祉推進事業)

⑩専門的な支援者等が継続的に活動するための支援

⑪様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応

【課題の具体的内容】

- 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討
- 他の生活に関する支援への負担の対応検討
- 施設の安全管理・危機管理
- 新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討
- 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境
- 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア

【民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討】

【他の生活に関する支援への負担の対応検討】

依存症に関する支援は、生活全般の支援や通院等への同行など、様々なサポートが必要になります。特定の曜日や時間帯だけでなく、24時間365日の支援が必要となる場合もあります。

また、中には、依存症の回復支援そのものよりも、生活課題に対する支援が必要な場合や金銭管理等の支援を行うことで問題が解消に向かう場合もあり、回復に向けて幅広い支援が求められる現状があります。

現在、多くの民間支援団体等では、障害者総合支援法などの制度に基づくサービスによる支援を行っていますが、こうしたサービスは提供量に上限が設けられていたり、利用可能な対象者が限定されていたりすることが一般的です。そのため、市内回復支援施設ヒアリングでは、理念に即した支援を全ての当事者に十分に提供することが難しいとの意見が見されました。

加えて、利用者の高齢化などのために介護や看取りのニーズなども増加しているとの意見も見られ、支援のベースとなっている制度と支援ニーズの不一致が生じつつあります。

こうした問題に対応していくため、制度と支援ニーズのギャップを埋めるような活動支援のあり方、団体の負担軽減に向けた方策について検討を進めていくことが求められます。

【施設の安全管理・危機管理】

市内回復支援施設ヒアリングによれば、DV やストーカー被害を受けている人が施設を利用する場合などもあり、施設の安全管理や危機管理に対する不安が聞かれました。

さらに、近年、風水害や地震等により、福祉施設が被災する事例が多く、特に入

所施設において、災害発生時の避難などをいかに行うかといった問題も顕在化してきています。

各施設が安全管理や危機管理の対策を講じる上で必要な支援が求められます。

【新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討】

新型コロナの感染拡大の防止に向けては、いわゆる「3密」²⁸の状態を回避することが重視されています。そのため、これまで対面により開催されてきた面談や自助グループによるミーティングなどが延期・中止となったり、人数・会場が制限されたりする場合も出てきています。

自助グループ等が行うミーティングは、本人の回復や家族等の分かち合いと精神的な負担の軽減に重要な役割を果たしており、開催されないことによる影響が懸念されています。

一部では、Web会議システムを活用したオンラインミーティングが開催されており、これまで時間の都合等で参加できなかった依存症の本人や家族等が自助グループに参加できるようになったといったプラスの側面も出てきています。対面のミーティングの持つ意義や重要性は引き続き重視しつつ、それと同時に「新しい生活様式」の下での民間支援団体等の活動のあり方、相談対応のあり方を模索していくことが求められます。

図表 2-67:検討部会における新型コロナの感染拡大による支援活動への影響に関する指摘

- ✓ 新型コロナの影響は、しばらく続していくのではないか。そういった社会環境で、何が我々(支援者)にできるかというのを考えていく必要がある。色々な施設がつながるということに関して、「とりあえず不十分ながらもやってみる、まず取組から始めてみる」ということも必要ではないか。
- ✓ 新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下では、断酒会の夜間の例会ができなくなった。
- ✓ 市内では、自助グループのミーティングが様々な場所で毎日のように開かれており、例会に出席することで断酒を継続させる例が多い。しかしながら、今は開催することができない。オンラインでも話はできるが、仲間が集まる会場には、特別に醸し出される雰囲気みたいなものがあり、「1人ではない。1人ではやめられないけれども、皆の力でやめ続けよう」という姿勢が生まれる。

28 新型コロナの感染リスクが高いとされる、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」といった3つの条件を言い表すため、厚生労働省等が掲げている標語のこと。

図表 2-68:連携会議におけるオンラインミーティング等の利点に関する意見

- ✓ オンラインを活用することで、通勤時間等に縛られずミーティングをすることができた。
- ✓ いても立ってもいられない、つながらないではいられないという人たちが、赤ちゃんを抱えながら、あるいは本当は行きたいのに出られないという人たちも含めて、5分でも10分でもオンラインでつながることができたという前進した面もあった。

【専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境】

市内回復支援施設ヒアリングでは、グループワーク等による他の施設のスタッフの話を聞ける実践的な研修を希望する意見や、事例検討などを施設横断的に行う場を求める意見などが聞かれました。

また、区役所の生活支援課の生活保護担当や障害福祉サービス事業所などの身近な支援者との関係づくりを求める意見も聞かれます。

身近な支援者においても、各種実態調査から依存症の本人への対応に苦慮している様子が見受けられ、また、民間支援団体等の活動内容への理解についてもさらに深めていく余地があるものと考えられます。

こうした支援者のニーズを踏まえ、本市では連携会議を開催し、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を進めています。今後、専門的な支援者間、身近な支援者間、専門的な支援者と身近な支援者間での情報共有などを行う場を創出し、支援者全体のさらなるネットワーク化を進めていくことが求められます。

図表 2-69:回復支援施設における支援者間の横のつながりに関する意見(例)

- ✓ グループワークなどで他の施設のスタッフの話を聞けるような、実践的な研修があるとよい。
- ✓ 精神医学に関する一般知識の習得や事例報告等の場があれば参加したい。
- ✓ 新任スタッフが、他の回復支援施設のスタッフの取組について話を聞くような研修は有用だと思う。
- ✓ 区役所の生活支援課と個別支援で連携を図りたい。お互いに情報共有をすることで、よりよい支援ができるのではないか。
- ✓ 援助者のためのセミナー(経験して勉強する必要性、グループセラピーの進め方)などが大切と感じる。
- ✓ 弁護士や司法書士の中にはギャンブル等の問題に理解のない人も多いため、啓発を希望する。

出典:市内回復支援施設ヒアリング

【継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人才培养、ケア】

民間支援団体等のスタッフは、回復に向けた本人の気持ちに共感できることや支援内容の専門性・特殊性から、依存症からの回復者などが、そのまま施設で支援者として働く事例が多く見られ、他の福祉施設のような一般募集での採用が難しい状況にあります。そのため、支援人材の定期的な確保や計画的な育成が難しく、人材が不足しやすい状況にあります。

また、市内回復支援施設ヒアリングによれば、女性の回復支援を専門とする施設において、スタッフが女性に限られるため、出産や育児休暇などにより継続的に関わることが難しい場合があり、より人材確保面での課題が顕在化しているものと考えられます。

さらに、依存症の本人は様々な課題を抱えていることがあり、生活面のサポートや様々な関係機関との調整など、業務量が増大する中で、スタッフは「燃え尽き症候群」(バーンアウト)のリスクにさらされている可能性が高いと推察されます。

こうした問題を踏まえ、継続的な人材育成のために、スタッフを対象とした研修や支援者のネットワークによる情報交換の促進、バーンアウトの防止に向けた取組などを進めていくことは、団体の活動の継続に極めて重要と考えられます。

図表 2-70:回復支援施設ヒアリングにおける職員の確保等に関する意見(例)

- ✓ 特定の疾患のある利用者が顕在化し、ミーティングの参加が難しい。職員はバーンアウトになりやすい。
- ✓ 女性のみという時点で、スタッフ候補の人数がそもそも少ない。スタッフの不足により、実施したい支援ができないこともある。
- ✓ 回復者自体がそもそも少ないが、女性の回復者は出産や育休などがあり、施設の運営等に継続的に関わることが難しい。

出典:市内回復支援施設ヒアリング

⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応

【課題の具体的内容】

- 就労への移行についての課題解決に向けた検討
- 医療機関との連携
- 地域で生活していくための支援
- 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援
- 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応
- 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応
- 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

【就労への移行についての課題解決に向けた検討】

本人に障害がある場合、障害福祉サービスの枠組みにおいては、就労移行支援や就労継続支援など、就労への移行をサポートする様々なサービスが提供されています。しかし、依存症に対応したサービスを提供する事業所は必ずしも十分に確保されていません。また、依存症に対する偏見が、就労への障壁となっていることもあります。

さらに、本人の依存症やその他の精神疾患等の状況を理解し、適切な合理的配慮を行うことのできる職場環境の実現も求められます。

依存症からの回復過程にある人が、自分らしく働くことができる職場を見つけ、働き続けることができるようになるため、検討を進めていくことが重要と考えられます。

【医療機関との連携】

依存症の本人の回復を継続的に支援していく上では、医療機関と民間支援団体等が緊密に連携し、本人に適した支援を行っていく必要があります。

しかしながら、依存症治療に対応できる精神科の病院や診療所は必ずしも十分な数が確保されておらず、福祉分野の支援者との連携も十分でない場合があります。また、検討部会の議論では、複数の依存症や重複障害のある事例において、医療機関同士の連携が十分に取れていない場合があるとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえると、医療・福祉の両面から専門職が依存症の本人の状態像を共有し、適切な回復支援を行うための医療機関間及び医療機関と民間支援団体等との連携体制が必要だと考えられます。

図表 2-71:検討部会における医療機関との連携に関する指摘

- ✓ 「発達障害ではこの医療機関、薬物依存ならこちら」など、重複障害に対する、たらい回し的な現状をどうしたらよいかという問題がある。
- ✓ 医療機関同士の連携ネットワークがあり、「この患者さんは我々が診るけれども、何かあつたらアドバイスをください」といった関係性ができれば、様々な疾患を持っている人にも対応ができるのではないか。

図表 2-72:依存症支援における医療・福祉等の連携の必要性に関する指摘

- ✓ 入所者、通所者には多様な課題があるため、精神科医、弁護士、司法書士、精神保健福祉士など、チームによる支援を行っている。
- ✓ 緊急対応時は連携先の精神科医療機関に相談、対応してもらっている。
- ✓ 利用者には、摂食障害との重複や統合失調症等他の精神疾患をもつ利用者や幼少期の問題を抱えている人も多い。
- ✓ 重複障害の利用者の場合、精神科主治医に職員としてどのように対応したらよいか尋ねる。
- ✓ 利用者には必ず医療機関の依存症外来に通ってもらい、感情に関するプログラムを受けてもらっている。
- ✓ クリニックに通っている利用者のことは、医師とカンファレンスの時間を持つて、支援を進めている。

出典:市内回復支援施設ヒアリング及び横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

【地域で生活していくための支援】

【矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援】

依存症からの回復過程において、民間支援団体等の入所施設から地域での生活に移行していく際には、住まい等の生活基盤を確保した上で、本人が自立した生活を送るための支援を提供する必要があります。

しかしながら、検討部会での議論では、依存症に対する偏見等から、住まいを確保する上で大きなハードルがあるとの実態が指摘されています。また、それまで支援者や他の当事者と共同生活を送っていた人が地域に移行すると、周囲からのサポートが大きく減少し、施設の仲間との関係が薄れ、孤立してしまう可能性も懸念されます。

また、「横浜市再犯防止推進計画」によると、平成 30 年において、神奈川県に所在する刑務所から出所した人の約 3 割が、出所時に帰住先がない状況となっており、矯正施設から出所した人が孤立した状況に置かれやすいことがうかがえます。

検討部会においては、再犯率の高い薬物依存症の人に対して、矯正施設出所後の継続的なサポートが必要であるとの意見が聞かれました。

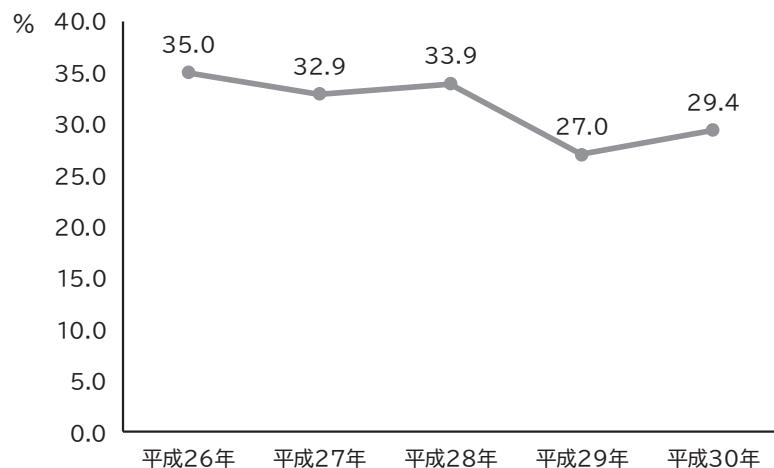
地域での生活に移行することで、支援から切り離され、回復が阻害されることのないように、継続的に本人へのサポートを行い、孤立や再犯を防ぐ体制を構築していくことが求められます。

図表 2-73:検討部会における地域生活を送る上で課題等に関する指摘

- ✓ 依存症で民間支援団体等につながった後、クリーン²⁹の状態が続いて回復しても、重複障害があると民間支援団体等でもサポートのしようがない場合がある。そういう場合においては、退寮して社会に出ても、生きづらさを抱えているために一般の精神科に行って薬を処方してもらおうとするが、薬物依存歴のことを言うと「うちでは診られない」と断られてしまう。
- ✓ 「住まい」の問題もある。グループホームは、他の精神障害のみであれば受け入れてくれるが、薬物依存となると途端に受け入れてくれなくなる。「たらい回し」が始まると、本当に限られた所でしか生きていけないという現状がある。せっかく薬物依存からの回復を日々重ねていっても、つないで支援していかないと、本人はつまずいてしまう。社会の中で見守っていかないと、彼らは生きていけないと思う。

29 アルコールや薬物、ギャンブル等の依存対象となる物質や行為から離れている状態のこと。

図表 2-74:刑務所出所時に帰住先がない人の割合(神奈川県)



出典:横浜市「横浜市再犯防止推進計画」

【依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応】

検討部会の議論では、依存症の本人は、特定の依存対象のみならず、複数の対象への依存や、他の精神疾患、障害等を抱える場合もあり、一つの施設だけでは十分な支援を行うことができない場合があることが指摘されました。

単独の医療機関や回復支援施設では対応が難しいクロスアディクションや重複障害の人の回復支援に向けて、専門的な医療機関や民間支援団体等、身近な支援者が連携し、支援を進めていくための関係団体・機関間の協働の体制を構築していくことが必要と考えられます。

【依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応】

一次支援に関する課題で言及したように、地域社会や職場において、依存症に関する正しい知識が十分に普及していないことから、負のイメージに伴う偏見・差別が存在しており、施設運営における難しさもあります。

依存症の本人が地域で生活するためには、依存症に関する正しい知識の周知を進めて、偏見の解消を図るとともに、民間支援団体等が地域の中で活動しやすい環境を整えていくことが求められます。

【回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援】

検討部会では、回復期においても再発の可能性があるといった依存症の特性上、寄り添い続ける家族等の負担が極めて大きいとの指摘がなされました。

依存症の回復過程が、一進一退を繰り返すものであるという特性を十分に踏まえた上で、本人の長期的な回復過程とともにある家族等の負担を理解し、総合的にサポートする取組が求められます。

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて、依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康に様々な困難を抱えている場合や、依存症により本人だけでなく、その家族等の生活も大きな影響を受け、家族等が苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、困難を抱える本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、本計画では、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念とします。

2 基本方針

(1) 基本方針の考え方

先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針とします。

本計画では、依存症の本人や家族等への支援に着目し、依存症者支援における課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討し、一次支援・二次支援・三次支援という3つのフェーズごとに、各依存症の予防及び回復支援に着目した重点施策を設定しました。

一次支援から三次支援の各施策において、関係者がそれぞれの強みを生かし、連携しながら、効果的な支援を行うことが必要であると考えられます。

基本方針に則した、支援の段階ごとの施策対象と考え方は、下表の通りです。また、本計画の施策体系を図表3-2に示します。

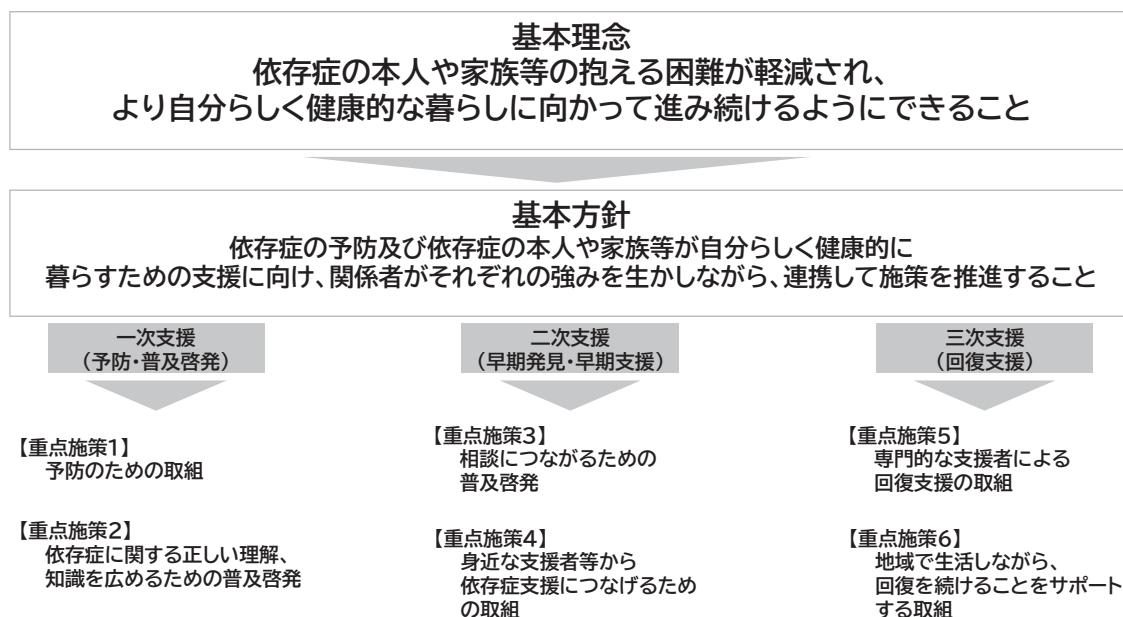
図表 3-1:本計画の基本方針と支援のフェーズごとの考え方

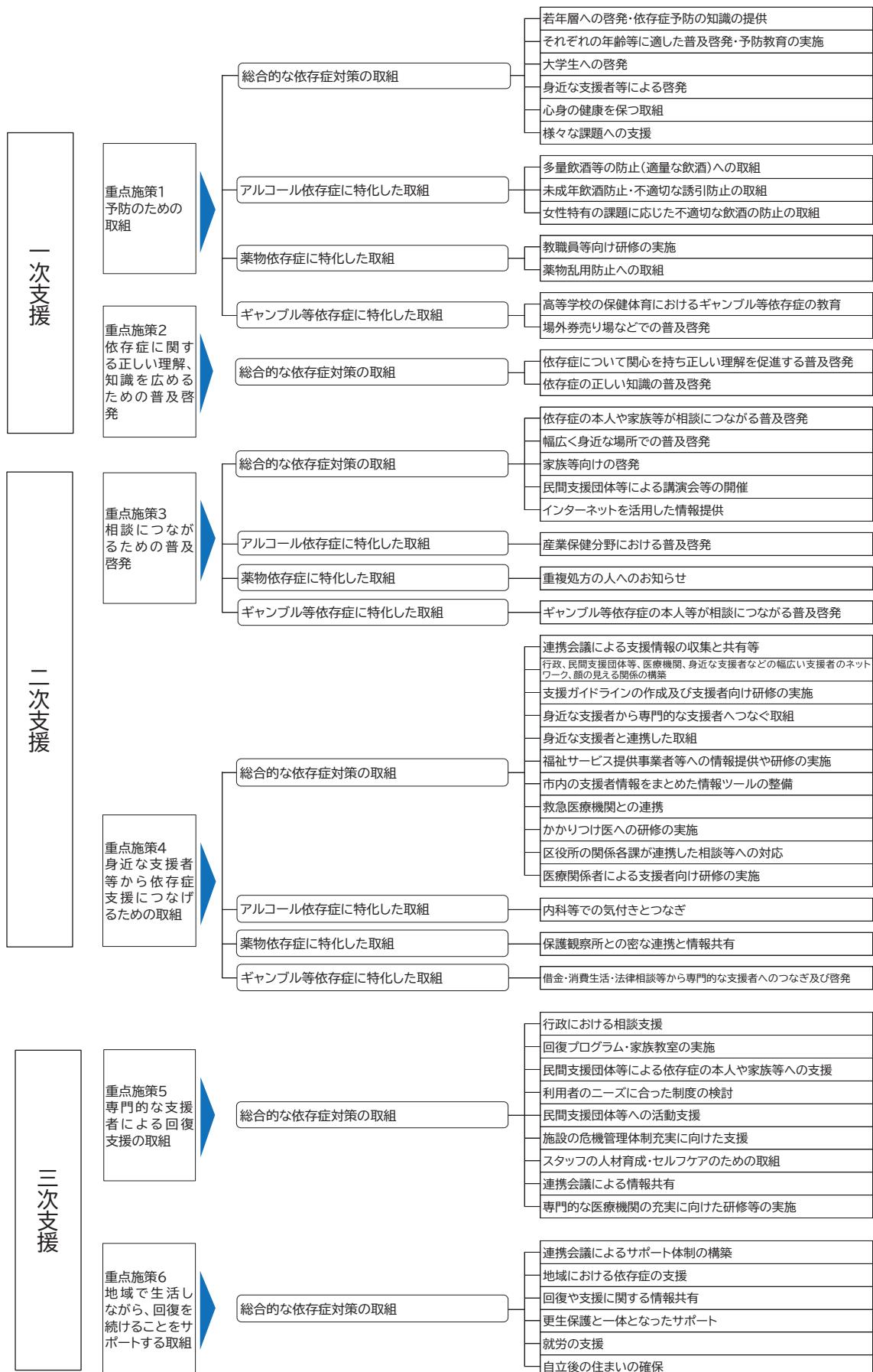
基本方針

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

支援のフェーズ	主な施策の対象	考え方
一次支援 (予防・普及啓発)	●市民全般(加えて、特に依存症のリスクの高い人)	<ul style="list-style-type: none">● 依存症の予防のための取組を実施します● 依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します
二次支援 (早期発見・早期支援)	●依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等で、支援につながっていない人	<ul style="list-style-type: none">● 本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先を知らないことが、相談・支援への障壁となるため、早期に適切な支援につながることができるよう、普及啓発の取組を実施します● 相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を行います
三次支援 (回復支援)	●依存症からの回復段階にある人及びその家族等	<ul style="list-style-type: none">● 支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるように、依存症者の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します● 依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います

図表 3-2:本計画の施策体系

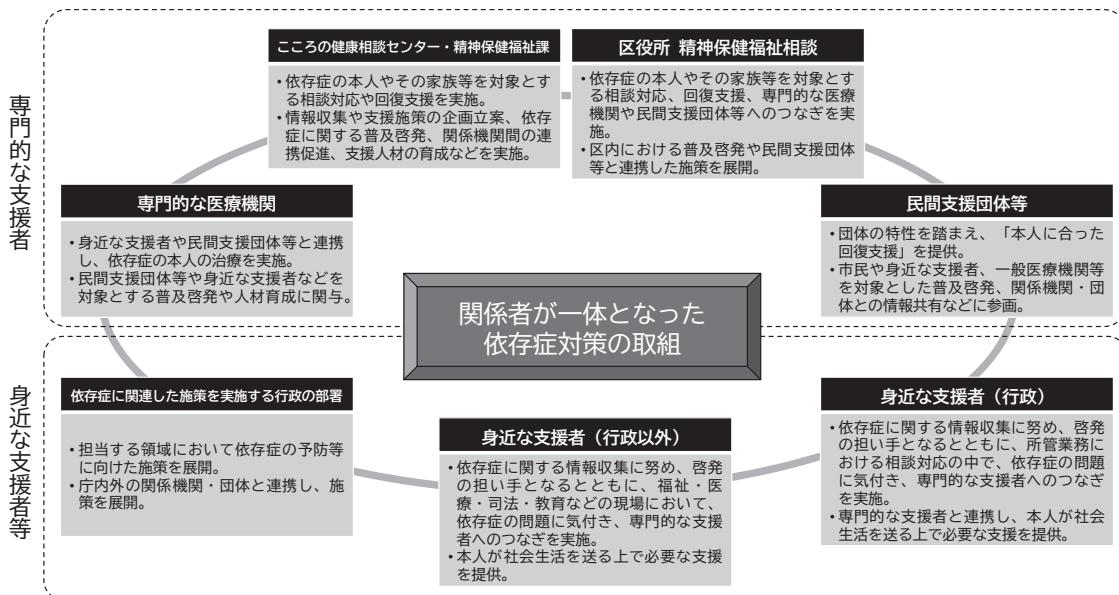




(2) 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-3: 基本方針の実現に向けた取組体制



第4章 取り組むべき施策

1 本計画における取り組むべき施策の整理

本計画においては、第2章に記載した課題に対応し、第3章で示した計画の基本理念の達成に向けて、一次支援・二次支援・三次支援のフェーズごとに全体で6つの重点施策を設定しました。

本章では、各重点施策に位置付けられる施策の詳細な内容や具体的な取組等について記載していきます。

なお、各重点施策と第2章において提示した計画課題との対応関係は、下記の通りです。

図表 4-1:一次支援における課題と重点施策の対応

【課題】

①ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発

②特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発

③依存症に関する基本知識の普及啓発



◆重点施策1 予防のための取組

◆重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

図表 4-2:二次支援における課題と重点施策の対応

【課題】

④依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発

⑤依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築

⑥身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組

⑦専門的な支援者や家族等への支援



◆重点施策3 相談につながるための普及啓発

◆重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

図表 4-3:三次支援における課題と重点施策の対応

【課題】

⑧支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有

⑨支援者によるアセスメント力向上

⑩専門的な支援者等が継続的に活動するための支援

⑪様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応

⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応



◆重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

◆重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

2 一次支援に係る重点施策

一次支援については、「ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発」、「特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発」、「依存症に関する基本知識の普及啓発」という課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の対象は市民全般を想定していますが、特に依存症になるリスクが高い状況にある人やその周辺の人に向けて効果的な啓発活動をすることも必要と考えられます。

また、正しい理解を普及し、依存症に対する誤解や偏見をなくすことを目的とした啓発も実施していきます。

重点施策1 予防のための取組

依存症の予防に向けて、幅広い年齢層を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開します。また、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を進めます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 依存症の予防及び依存症についての正しい理解を普及するため、児童・生徒を対象としたリーフレットの配布などによる教育、啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報や教育、啓発を実施します。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員、保護者、地域の大人や団体、区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を進めています。
- ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席・欠勤などの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な問題等が発生する場合がある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活における困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこんでいる場合もあります。そのため、ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方や家庭で保護者ができる関わり方等について、小中学校等と連携して普及啓発を実施します。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- 就職・結婚・出産等のライフイベントや定年退職等による生活の変化は、依存症のきっかけとなることもあるため、リスクが高まる時期を踏まえ、身近な支援者と

連携を図りながら、それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発や予防教育を進めていきます。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施します。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援していきます。

エ 身近な支援者等による啓発

- ライフステージにおいて、何らかの問題に直面した際に、その問題を起因として依存症になることを防ぐため、身近な支援者におけるリーフレットの配架・配布などを通じ、依存症に関する啓発や予防に向けた情報提供の取組を進めています。
- 精神疾患や精神障害、発達障害と依存症を併発する事例も見られます。依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を進めています。

オ 心身の健康を保つ取組

- 依存症に至る背景には、ストレスや心の不調などがある場合も多くあります。こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を進めています。また、区役所の精神保健福祉相談等やこころの電話相談において、こころの健康に関する相談を実施します。
- 区役所の福祉保健課において、生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施しています。
- 心身の健康を保つためには、仕事と仕事以外の生活をどちらも大切にできること(ワーク・ライフ・バランス)も必要です。誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発を実施するなど、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を進めています。

力 様々な課題への支援

- 依存症に至る背景に、他の障害や健康問題による生活課題、生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える人も少なくないことから、区役所の関係各課（高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等）において、相談を受け、必要な支援を提供します。担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行います。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談を行っています。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に応じています。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 多量飲酒等による健康状態の悪化や急性アルコール中毒、多量飲酒等を継続することによるアルコール依存症の発症などを予防するため、生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントなどの中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施します。
- 「よこはま企業健康マガジン」（メール配信）による、市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発します。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を進めています。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施します。

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症に至る進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレットの配布などを通じて、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修の実施

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて、教職員等を対象とした研修を行い、小・中・高等学校における啓発教育の質の向上を図ります。

イ 薬物乱用防止への取組

- あらゆる年代における薬物乱用の防止に向けて、不正大麻・けし撲滅運動³⁰や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有を引き続き推進していきます。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 平成 30 年に公示された高等学校の学習指導要領において、保健体育の科目内で精神疾患について取り上げることとなりました。また、高等学校学習指導要領解説では、アルコール、薬物等の物質への依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても取り上げることとされました。

こうした国の動きを踏まえ、高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症についても取り上げていきます。

イ 場外券売り場などの普及啓発

- 競馬、競輪、競艇、オートレースの公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施します。

30 大麻及びけしにかかる事犯の発生の根絶を目指した運動であり、不正に栽培された大麻・けし及び自生の大麻・けしの除去を主に 5 月、6 月に行っている。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

依存症に対する偏見の解消やその前提となる正しい理解の促進に向けて、市民全般を対象とした普及啓発の取組を進めます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を行います。
- 依存症に関する正しい理解の促進のための市民向け講座を開催します。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという、正しい知識の普及啓発のため、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を行います。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センター・区役所においてその支援を行います。

3 二次支援に係る重点施策

二次支援については、「依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発」、「依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築」、「身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組」、「専門的な支援者や家族等への支援」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等で支援につながっていない人のほか、身近な支援者や民間支援団体等や医療機関とします。

重点施策3 相談につながるための普及啓発

依存症の本人や家族等が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や依存症に関する正しい知識の啓発を進めます。また、啓発に向けた取組は、必要な情報が「多くの人の目に触れること」及び「依存症になるリスクが高い状況にある人の目に触れること」の両面を重視して実施します。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族等や友人・知人などが相談支援機関についての情報を入手し、相談につながることができるよう、メディアやインターネットの活用など、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を行います。
- 厚生労働省が定める啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を行います。(アルコール関連問題啓発週間:11月10日～11月16日、ギャンブル等依存症問題啓発週間:5月14日～5月20日)

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等に相談支援機関に関する情報が効果的に伝わるよう、訪れる可能性が高い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)の窓口などにおいて、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の普及啓発を行います。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を効率的・効果的に提供するため、

精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、相談支援事業所等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進します。

ウ 家族等向けの啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人の抱える問題について、区役所の関係各課（高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等）などに相談に来た家族等に対し、リーフレットの配布などを通じて相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の提供などを行います。
- 依存症の本人だけでなく、その家族等からも、専門的な医療機関への依存症に関する相談が可能な場合もあります。家族等からの相談に基づき、早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を進めていきます。
- 家族等が依存症の基礎知識や対応方法を知ることができるよう、ホームページやリーフレット、セミナー等により啓発を行います。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 依存症の回復を支援している民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のため、講演会等を開催します。また、本市において、開催の周知支援などを行います。

オ インターネットを活用した情報提供

- ホームページ上で提供する依存症に関する情報発信の充実を図るため、Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成などを進めていきます。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供を行うとともに、アルコール依存症が疑われる人に対して受診・相談勧奨を行う取組の支援について、検討を進めています。

- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起を行います。
- 重複処方の人の中には、実際に依存症の状態になっている人も含まれると考えられることから、注意喚起に加え、専門的な支援者などの情報も提供します。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 借金・多重債務問題の相談、法律相談などといった依存症の本人等の目に触れる機会や場を捉え、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を進めていきます。
- ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布などの普及啓発を実施します。

コラム ぱちんこ事業者や公営競技事業者による依存症対策

ぱちんこ事業者や公営競技事業者は、ギャンブル等依存症の対策に向けた様々な取組を進めています。

例えば、全国のぱちんこ事業者からなる「パチンコ・パチスロ産業 21世紀会」では、ぱちんこ依存問題について無料電話相談を受け付けている「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」への支援・寄付を行っています。

また、全国の競馬・競輪・モーター・ボート競走等の施行事業者からなる全国公営競技施行者連絡協議会においても、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を設置し、ギャンブルへの依存に不安を抱える本人や家族等から、電話及びメールで相談を受け付ける体制を整えています。

このほか、ぱちんこ事業者や公営競技事業者においては、本人や家族等の申告に基づく入場制限、場内における ATM の撤去等、様々な角度からの取組を進めています。

上記の取組と併せて、ギャンブル等依存症の本人や家族等が相談や適切な支援につながることを促進するため、行政等が作成した広報物の配架・配布等による普及啓発への協力や、支援に関して行政等の関係機関と情報共有していくことが考えられます。

国が策定したギャンブル等依存症対策推進基本計画では、取り組むべき具体的な施策として、「各地域における包括的な連携協力体制の構築」が示されており、本市においても今後同計画との整合性を図っていく必要があります。

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と、専門的な支援者への円滑なつなぎに向けた取組を推進します。また、依存症以外に様々な生活面等での問題を抱える当事者に対し、身近な支援者が効果的に地域生活支援を提供していくために必要な取組を開します。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を行うため、行政、医療、福祉・保健、教育、司法等の関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議を本市の相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的に開催します。

イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 依存症の本人等に対する包括的な支援体制の構築や適切な回復支援へのつなぎの推進に向けて、連携会議なども含め、行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを進めています。

コラム 横浜市依存症関連機関連携会議

本市では、依存症の本人や家族等に対し、幅広い分野の関係機関・民間支援団体等が支援を行っています。

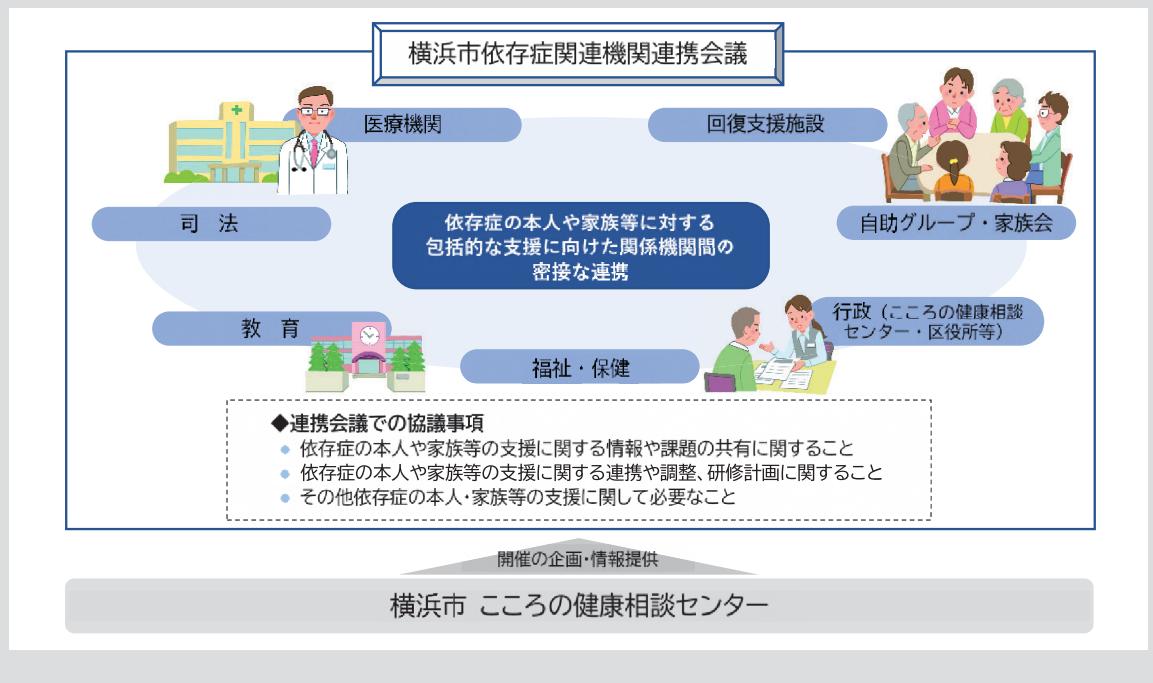
こうした多様な支援者間のつながりをつくり、支援者間の相互理解を深め、依存症の本人等に対する包括的な支援の実施に向けて、関係機関が密接な連携を図ることができる環境を構築していくため、国の実施要綱に基づき、相談拠点である本市こころの健康相談センターが令和2年度に「横浜市依存症関連機関連携会議」(連携会議)を設置しました。

連携会議は、依存症の本人や家族等の支援に関する情報や課題の共有、支援に関する連携や調整、研修計画の作成など、より実務的なテーマについて検討する場として、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの機関・団体が参加しています。

令和2年度には、アルコール健康障害関連・薬物依存症関連・ギャンブル等依存症関連の関係者による会議を開催し、連携会議の趣旨・目的の共有を図るとともに、専門的な支援者や身近な支援者が連携を図るためのツールとして「依存症支援のためのガイドライン(仮称)」の策定に関する意見交換を行いました。

今後も関係機関等のネットワークづくりのため、継続して本会議を開催していきます。

◆横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、及びその家族等と接点を持つことの多い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)をはじめとする身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成を進めます。
- 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上に寄与するため、研修等を実施します。

エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、又はその家族等からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行います。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進するための研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を進めていきます。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 在宅の要介護者や障害者にとって最も身近な支援者の 1 つである、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者が、依存症の問題を抱えている支援対象者やその家族等を、専門的な支援者へつなぐことができるよう、こうした支援者に向けて、依存症に関する情報提供や研修等を行います。
- 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合も少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施します。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備します。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で搬送された人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した患者やその家族等が専

門的な支援者につながることができるよう、依存症に関する基本知識や専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を行います。

ヶ かかりつけ医への研修の実施

- 依存症の問題が起こった際にかかりつけ医に相談する人が一定数いると考えられることから、多くの市民にとって、身近な医療機関であり、継続的な関係を構築しているかかりつけ医を対象とした研修において依存症についても取り上げます。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、又はその家族等から依存症に関連する問題の相談を受ける可能性がある区役所の精神保健福祉相談及び関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、研修の受講などを通じて、依存症についての理解と相談対応力の向上を目指します。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行います。

サ 医療関係者による支援者向け研修の実施

- 身近な支援者等の依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 医療機関の内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりを検討します。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科等を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症に係る情報提供や研修などを実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を、再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、市内の相談支援機関に関する当事者への情報提供や支援者向けの研修の実施等を進めます。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、神奈川県内の他自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築します。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力します。この調査は、対象者に定期的に電話による聞き取り調査をすることで、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを目指すとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を目指すものです。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 借金・消費生活・法律等に関する相談窓口へ寄せられる多重債務等に関する相談の中には、ギャンブル等依存症がその背景にある場合があります。
依存症の本人や依存症が疑われる人から相談を受けた相談窓口の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を行います。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施します。

4 三次支援に係る重点施策

三次支援については、「支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有」、「支援者によるアセスメント力向上」、「専門的な支援者等が継続的に活動するための支援」、「様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応」、「回復段階において新たに顕在化する課題への対応」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症からの回復段階にある本人及びその家族等と、本人の回復を支援する専門的な支援者とします。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者が、それぞれの強みを生かして支援を実施します。また、民間支援団体等が安定的な支援を継続できるよう、各施設における危機管理や人材育成等を支援する取組を推進します。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを行います。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施します。また、依存症に起因すると考えられる福祉課題を含む複合的な課題に対しては、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)が連携して支援を実施します。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- 回復へのきっかけづくりや本人のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行うため、こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法について本人と一緒に考える回復プログラムを実施します。
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症について学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施します。

ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施します。他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供を進めます。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターとして運営している民間支援団体等では、障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等が一定程度存在しており、依存症特有の課題について各制度との調整を検討します。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助します。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施します。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るために、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進します。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を行います。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成を図り、スタッフの「燃え尽き症候群」(バーンアウト)や離職を防止することを目的として、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催、施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援します。

ク 連携会議による情報共有

- 身近な支援者や専門的な支援者が参加する連携会議を本市の相談拠点であるこの健康相談センターが定期的に開催します。行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援

にアクセスしやすいネットワークの構築を目指します。

ヶ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施します。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

依存症の本人が回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、様々な支援者とつながりながら、回復を続けていくことができるような取組を行います。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、依存症の本人が地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。

イ 地域における依存症の支援

- 依存症と重複しやすい精神疾患（うつ病など）のある人は、依存症の回復だけではなく日常生活のサポートを必要とする場合があります。
地域生活の中で回復が続いているよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」³¹構築に向けた協議の場等でも関係する各主体（行政、福祉サービス事業者、医療機関等）と専門的な支援者が情報や技術を共有し、依存症の本人が孤立せず安心した地域生活を送れるような支援体制を築いていきます。

- 依存症の本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を行います。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 地域で生活を送る依存症の本人に対する支援の質の向上と回復プロセスの理解につなげていくため、支援のあり方や様々な回復プロセスを関係機関全体で共有し、行政や民間支援団体等、一般市民に対して広く周知を図ります。

³¹ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などの支援が包括的に確保されたシステムのことを指す。

工 更生保護と一体となったサポート

- 薬物等に関連する犯罪を犯した人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を進めています。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施します。

才 就労の支援

- 依存症の本人の就労の支援に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等(偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解)の普及啓発を行います。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15~49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します。
- 障害者就労支援センターでは、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら行います。

力 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進め、広く偏見の解消を図ります。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供します。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度³²」を活用していきます。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

32 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年 10 月施行)に基づく制度であり、①住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の 3 つの仕組みから構成されている。

第5章 計画の推進体制

1 関係主体に期待される役割

本計画を推進するためには、身近な支援者、専門的な医療機関、民間支援団体等、行政などの多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。

また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて取り組めることがあり、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索していくことが重要です。

(1) 身近な支援者

ア 身近な支援者としての行政

身近な支援者としての行政については、依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、各種福祉サービスの利用に向けた調整、生活困窮やDVからの保護など、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担います。

イ 福祉

福祉団体・機関、福祉事業者などについては、依存に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、実施する福祉サービスに関連して対象者の依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、相談支援や福祉サービスの提供などを通じ、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

ウ 医療(一般医療機関)

一般医療機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、本人等が診療・相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、本人が抱えて

いる障害や疾患などの治療を行う役割を担うことが期待されます。

工 司法

司法関係の団体・機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、法律相談や多重債務問題への対応、再犯防止支援など、司法の観点から本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

才 教育

教育機関においては、教職員等が依存症について学ぶとともに、学びを踏まえて児童・生徒・学生に対して依存症の予防教育を実施することが求められます。

また、児童・生徒・学生やその保護者等に依存症の問題が見られた場合には、教員が異変に気付き、適切な相談支援機関へ情報共有などを行う役割が期待されます。

(2) 専門的な医療機関

専門的な医療機関においては、身近な支援者や民間支援団体等と連携しながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や一般医療機関を含む身近な支援者、市民などを対象とした、依存症に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

ア 回復支援施設

回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、その人に合った回復支援を提供していくことが求められます。

また、市民や一般医療機関を含む身近な支援者等を対象として依存症に関する理解促進に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行うことも重要な役割になります。

イ 自助グループ・家族会

自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。

また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援

団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)

ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課

こころの健康相談センター(依存症相談拠点)や健康福祉局精神保健福祉課においては、専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、民間支援団体等の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

イ 区役所 精神保健福祉相談

区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。

また、区内において依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

ウ 依存症に関連した施策を実施する部署

本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を実施することが求められます。

また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、府内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

図表 5-1:依存症の本人等の支援者と期待される役割

主体		支援者として期待される役割					
		一次支援					
		二次支援					
		三次支援					↔
役割		依存症の情報収集	支援施策の企画・立案	依存症啓発の担い手	依存症問題への気付き・治療・回復支援等の専門的な支援へのつなぎ	依存症周辺問題への支援	治療・回復支援
行政 (依存症関連施策の実施者として)	こころの健康相談センター(依存症相談拠点)、精神保健福祉課	◎	◎	◎	◎	○	○
	区役所 精神保健福祉相談	◎	○	◎	◎	○	○
	依存症に関連した施策を実施する部署	◎	○	○		○	
身近な支援者	身近な支援者としての行政 (高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)	◎		○	◎	◎	○
	福祉	◎		○	◎	◎	○
	医療 (一般医療機関)	◎			◎	◎	○
	司法	◎		○	◎	◎	○
	教育	◎	○	○	○	◎	○
専門的な医療機関		○		○	○	○	○
民間支援団体等	回復支援施設	○		○	○	○	○
	自助グループ・家族会	○		○		○	○

※期待される役割のうち主要なものに◎、それ以外に一定の役割を担うことが期待されるものに○を記載

2 計画の進行管理

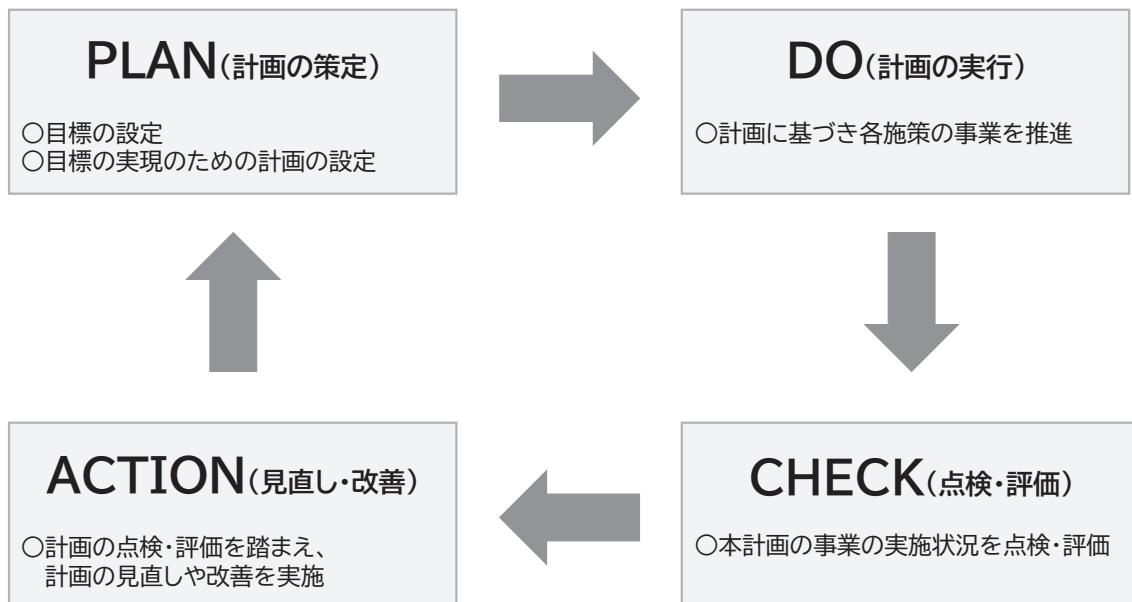
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理

本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しつなげていくため、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。

計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。

また、点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

図表 5-2:PDCAサイクルに基づく進行管理



(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定

本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。

図表 5-3:各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
(予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防のための取組や、区役所をはじめとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消するための情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に開催されている。
(早期発見・早期支援)	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web 上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> 支援者間の情報や課題の共有を通したネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に開催されている。 身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
(回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> 回復へのきっかけづくりや、依存症について学び回復や対応方法を考える回復プログラムや家族教室が開催されている。 民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

(3) 指標の検証のための取組の方向性

指標の検証にあたっては、以下の施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

図表 5-4:重点施策 1 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 1		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症についての正しい理解を促進する広報物の作成 ・ ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発資料の作成 ・ ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施 ・ 教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施 ・ 子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施 ・ ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施 ・ 子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局青少年育成課 こども青少年局青少年相談センター 教育委員会事務局健康教育・食育課 教育委員会事務局学校支援・地域連携課
イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症に関する予防教育・普及啓発に向けて、様々な年齢の人を対象とする内容の啓発資料の作成・配布 ・ ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した普及啓発の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ウ 大学生への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 ・ 横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施 ・ 市内にキャンパスを置く国公私立大学に対し、若年層向けの啓発資料の提供 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局大学調整課
エ 身近な支援者等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 ・ 幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課

図表 5-5:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 1		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 心身の健康を保つ取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施 ・ ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施 ・ こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施 ・ 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施 ・ 「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施 	区高齢・障害支援課 こころの健康相談センター 区福祉保健課 健康福祉局保健事業課 政策局男女共同参画推進課 こども青少年局企画調整課
カ 様々な課題への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の関係各課において、依存症の本人が直面する様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施 ・ 担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施 ・ 教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 ・ 学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応 	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施 ・ 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)においてアルコール問題に関する記事の配信 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局保健事業課
イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施 	教育委員会事務局健康教育・食育課
ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成・配布 ・ 女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課

図表 5-6:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 1		
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 教職員等向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施 	健康福祉局医療安全課 教育委員会事務局健康教育・食育課
イ 薬物乱用防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施 ・薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有の実施 	健康福祉局医療安全課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施 	教育委員会事務局高校教育課
イ 場外券売り場などでの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-7:重点施策 2 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 2		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施 ・市民向け講座の開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 依存症の正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催 ・民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)

図表 5-8:重点施策 3 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 3		
	(1) 総合的な依存症対策の取組	
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施 ・厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 幅広く身近な場所での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等が相談につながる広報物の作成・配布 ・依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）
ウ 家族等向けの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる広報物の作成・配布 ・家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施 ・依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
エ 民間支援団体等による講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等による講演会等の開催 ・民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施 	民間支援団体等 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）
オ インターネットを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報の拡充 ・依存症のセルフチェックや自身のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-9:重点施策 3 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 3		
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 産業保健分野における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施 ・市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布 ・市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施 	神奈川産業保健総合支援センター 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局保健事業課 総務局職員健康課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 重複処方の人へのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施 	健康福祉局保険年金課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布 ・ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施 ・消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 経済局消費経済課

図表 5-10:重点施策 4 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 ・関係機関との情報や課題の共有 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ア 連携会議による支援情報の収集と共有等	<ul style="list-style-type: none"> ・連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有 	こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等
イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・連携会議の開催をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 ・連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等
ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成 ・身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の実施 ・身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報共有 ・身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）

図表 5-11:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
工 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎの実施 	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）
オ 身近な支援者と連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な支援者が依存症の理解を促進する研修等における技術支援・連携 ・ 依存症の理解を促進する研修等の開催・参加 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）
力 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施 ・ 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施 ・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加 ・ 教育機関の職員などを対象とした研修等の参加 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課 教育委員会事務局健康教育・食育課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

図表 5-12:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	・ 身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ク 救急医療機関との連携	・ 救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
ケ かかりつけ医への研修の実施	・ かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に向けて、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」において、依存症の理解促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	・ 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関する研修等への参加 ・ 各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
サ 医療関係者による支援者向け研修の実施	・ 身近な支援者に向けて、専門の医師等による研修の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 内科等での気付きとつなぎ	・ 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりの検討 ・ 依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 保護観察所との密な連携と情報共有	・ 保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人への支援機関に関する情報提供や支援者向けの研修等の実施 ・ 情報交換や緊密に連携を行う体制づくりに向けて、薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会への参加 ・ 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-13:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 4		
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施 ・ 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施 	経済局消費経済課 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-14:重点施策 5 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 5		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 行政における相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談を実施するとともに、回復プログラム等の案内や専門的な支援者等との連携など、回復に向けたつなぎの実施 ・区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 区高齢・障害支援課
イ 回復プログラム・家族教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施 ・家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施 ・地域資源を活用した家族教室の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 区高齢・障害支援課
ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供 	民間支援団体等
エ 利用者のニーズに合った制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課
オ 民間支援団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施 ・男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・自助グループが開催するセミナーの支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課
カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施 ・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時等における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 ・施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進 ・感染症予防に必要な物品の導入補助の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課
キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-15:重点施策 5 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 5		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ク 連携会議による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアアラザ）
ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-16:重点施策 6 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 6		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 連携会議によるサポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）
イ 地域における依存症の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築 ・ 依存症を抱える本人の地域での生活を支える、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施 	健康福祉局精神保健福祉課
ウ 回復や支援に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
エ 更生保護と一体となったサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施 ・ 回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-17:重点施策 6 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策 6	(1) 総合的な依存症対策の取組	
オ 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発 ・ 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15~49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施 ・ 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
カ 自立後の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症からの回復を続ける人や、依存症に関する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施 ・ 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供 ・ 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用 ・ 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討 	こども青少年局青少年育成課 健康福祉局障害自立支援課 建築局市営住宅課 建築局住宅政策課

(4) 継続的な現状把握

これまででも、依存症の本人を取り巻く環境や状況は、変化してきました。こうした変化に、国や都道府県における政策なども対応してきました。

本市においては、今後も、国や神奈川県における最新の政策動向や研究動向の把握に努めるとともに、依存症問題に関する調査研究を継続的に行い、必要に応じて計画内容の見直し等に活用していきます。

資料編

1 計画の検討過程

本計画の策定にあたって、以下の通り検討部会を開催しました。

図表1:検討部会の開催状況

日程	議題
令和2年6月3日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛込む取組案について
令和2年8月19日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の骨子案について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案たたき台について
令和2年11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案(案)について
令和3年1月18日(月)	<p>【報告事項】※議題はなし</p> <ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案及び概要版について
令和3年7月9日(金)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の名称について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の原案(案)及び概要版(案)について

2 検討部会の構成員名簿

本計画の策定にあたって設置した依存症対策検討部会の構成員は以下の通りです。

図表2:検討部会の委員一覧(令和3年8月1日時点)

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
審議会委員 (依存症対策検討部会副部会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いいじま ともこ 飯島 優子	神奈川県弁護士会
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
審議会委員	ひしもと あきとよ 菱本 明豊	横浜市立大学大学院医学研究科 精神医学部門 主任教授
臨時委員	うえはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会 理事
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	こじま ようこ 小嶋 洋子	NPO 法人 あんだんて 女性サポートセンター Indah(インダー) 代表
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター副院長兼 医療局長
臨時委員	さいとう つねお 斎藤 庸男	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (さいとうクリニック 院長)
臨時委員	さとう しおふ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンデーポート 施設長
臨時委員	まつざき たかのぶ 松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター精神科 医長
臨時委員	まつした としこ 松下 年子	横浜市立大学 医学部看護学科 教授
臨時委員	やまだ たかし 山田 貴志	特定非営利活動法人 横浜ダルク・ケア・センター 施設長
臨時委員	ゆいぞの まつえ 由井薦 松枝	横浜断酒新生会 家族会

3 各種実態把握調査の実施概要

(1) 依存症に対するイメージや知識に関するアンケート(e アンケート)

ア 調査の目的

本市市民の依存症に対するイメージや知識の状況を把握すること。

イ 調査対象数

市内在住の 15 歳以上の登録メンバー 3,175 人

ウ 調査期間

令和 2 年 7 月 31 日～8 月 14 日

エ 回収状況

1,264 人(回答率 39.8%)

オ 主な調査項目

- ✓ 知っている依存症の種類
- ✓ 依存症について、情報を得たり参加したりしたことがあるもの
- ✓ 身近な人で依存症ではないかと思う人の有無
- ✓ 依存症に該当すると思うもの
- ✓ 自身に依存症の問題が起こる心配
- ✓ 依存症に関して相談しようと思う先

(2) 依存症社会資源調査

ア 調査の目的

全国の依存症回復施設等の社会資源の状況を調査し、横浜市の依存症回復施設等の状況との比較をすることで、今後の横浜市の依存症対策検討の基礎資料とすること。

イ 調査対象数

全国の依存症の回復施設などの民間支援団体 183 か所

ウ 調査期間

令和2年1月6日～1月22日

エ 回収状況

109 か所(回収率 60%)

オ 主な調査項目

- ✓ 立地地域・運営年数・定員規模
- ✓ 受け入れ可能な年齢層・依存対象
- ✓ 他障害・疾患を併せ持つ方の受け入れ可否
- ✓ 実施している支援内容
- ✓ 対応している相談手段
- ✓ 生活保護受給者の施設利用可否
- ✓ スタッフ構成
- ✓ 連携している支援機関・医療機関
- ✓ 外部への情報発信・行政からの委託事業
- ✓ 施設の強みと課題

(3) 横浜市における依存症回復施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)

ア 調査の目的

横浜市内の依存症支援を行う回復施設の施設長及び利用者(スタッフ、入所者、卒業者等)へのインタビュー調査により、利用者層の実態、利用状況等の情報を収集する。それらを分析することで、本市の依存症者に共通する特徴や経験を洗い出し、あわせて、利用者の視点から横浜市の回復施設ならではの長所や抱えている課題などを把握すること。

イ 調査対象数

43名

ウ 調査期間

令和2年4月～令和3年3月

エ 回収状況

43名(インタビュー調査)

オ 主な調査項目

- ✓ 「年齢、性別、居住地、アディクションを抱えた経緯(家族構成、出自歴等)」、「回復施設につながった経緯」「回復過程」「利用を継続している(いた)理由や目的」「回復施設から受けた支援内容」「利用してよかったです、求める改善点」「依存症者が回復ステップを順調に歩むために必要なことや、何か思うこと」「回復施設に繋がるにあたっての支障、あるいは繋がった後に継続するまでの支障」「他の回復施設に通った経験有無とその相違」「回復施設以外から受けている(いた)支援や医療」「横浜市に対する要望」「コロナ禍による影響と対応」
- ✓ 「回復施設スタッフとなった経緯」「スタッフとしてのこれまでの活動内容」「他施設でのスタッフ経験の有無とその相違」(当事者スタッフへの追加質問)
- ✓ 「利用を終えた経緯」「利用を終えた後の経緯」(元利用者への追加質問)

(4) 市内依存症回復施設等における依存症支援の実態に関するヒアリング(市内回復支援施設ヒアリング)

ア 調査の目的

口頭でのヒアリングにより、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症の問題を抱える当事者の相談を受けている市内依存症回復施設等(市内に事務局がある団体。電話相談事業のみは除く)における依存症相談の実態を把握すること。

イ 調査対象数

16 か所

ウ 調査期間

令和元年 11 月～令和 2 年 3 月

エ 回収状況

—

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症相談の実態
- ✓ 支援の実態と課題
- ✓ 他機関への活動の周知・連携状況

(5) 依存症に係る社会資源実態調査(県社会資源実態調査)

ア 調査の目的

神奈川県内のアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に係る医療機関、相談機関、自助グループ・回復施設等民間支援団体を対象に活動状況、各施設が抱える課題、患者の受け入れ状況等の実態調査を行い、依存症患者支援の連携のあり方について検討し、必要な支援と切れ目ない連携体制を構築するための基礎資料とすること。

イ 調査対象数

神奈川県内の医療機関、相談機関、自助グループ・回復支援施設等 285 施設・団体

ウ 調査期間

令和2年10月30日～12月28日

エ 回収状況

232 施設・団体(回収率 81.4%)

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症の対応・受け入れ可能分野について
- ✓ 依存症患者の受診者数／施設の定員／相談者数について
- ✓ 診療／相談に至った経緯について
- ✓ 患者が施設を知ったきっかけについて
- ✓ 依存症対応プログラムの有無について
- ✓ 患者本人や家族に対する相談支援の有無について
- ✓ 早期発見・早期介入支援／退院後支援の内容について
- ✓ 依存症について紹介・連携関係がある機関について
- ✓ 医療機関／相談機関／回復支援施設等と必要な連携について
- ✓ 診療／支援／相談を進める上での課題について
- ✓ 課題解決に向けた取組について
- ✓ 行政機関等からの必要な支援について

4 連携会議の実施状況(令和3年8月1日時点)

(1) 参加機関一覧

	団体名
自助グループ(本人)	AA 横浜地区広報活動実行委員会
自助グループ(本人)	横浜断酒新生会
自助グループ(本人)	NA(ナルコティクスアノニマス 南関東エリア)
自助グループ(本人)	GA(日本インフォメーション)
自助グループ(本人・家族)	あざみ野ファミリー12ステップ
自助グループ(家族)	ナラノン・ファミリー・グループ
自助グループ(家族)	ギャマノン
家族会	横浜断酒新生会(家族会員)
家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
専門医療機関	医療法人誠心会 神奈川病院
専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah
回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル ホープヒル
回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス ステラポラリス
回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
回復支援施設	日本ダルク神奈川
回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ 横浜市地域活動支援センターぬじゅみ
回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
回復支援施設	株式会社 HOPE
回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN) YRC 横浜
回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
回復支援施設	認定 NPO 法人横浜マック 横浜マック・デイケア・センター
回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ(都筑区基幹相談支援センター)

	団体名
支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター
支援機関	公益法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当(3区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター生活支援課(2区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当(1区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センターこども家庭支援課(1区)
行政機関	横浜市 児童相談所(1か所)
行政機関	法務省 横浜保護観察所

(2) 有識者一覧

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	小林 桜児
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	松崎 尊信
横浜市立大学医学部看護学科	松下 年子
横浜市立大学大学院医学研究科	菱本 明豊

(3) 令和 2 年度開催実績

令和 2 年度は、現場のご意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の 3 つに分けて開催しました。

図表3:連携会議の令和 2 年度開催状況

日程	議題
令和 2 年 6 月～7 月 (書面開催)	● 横浜市依存症関連機関連携会議の今後について
令和 2 年 9 月	● 横浜市依存症関連機関連携会議の研修計画及び開催方法について
令和 2 年 12 月	● 依存症支援のためのガイドライン(仮)の必要性について

5 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

令和3年3月8日～4月6日

※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集

(2) 意見総数及び意見提出方法

意見総計469件(172人・団体) ※提出方法の内訳は下表の通りです。

提出方法	意見数
電子申請回答フォーム	342件
メール	29件
郵送	72件
FAX	16件
直接持参	10件
合計	469件

(3) 意見募集結果

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

項目	意見数
計画全般について	159件
第1章について	58件
第2章について	76件
第3章について	48件
第4章について	95件
第5章について	36件
項目の記載なし	47件
合計	519件

(4) ご意見への対応状況

対応状況	意見数
ご意見を踏まえ、原案に反映するもの	30 件
ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	38 件
今後の検討の参考とさせていただくもの	232 件
その他	169 件

(5) その他

いただいたご意見を見ると、依存対象ではギャンブル等依存症に関連するものが最も多く寄せられました。特に、IRやカジノに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。IRの実現に向けて、ご心配の声も多くいただきました。

本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。

6 用語解説

<あ行>

用語	意味
アセスメント	<ul style="list-style-type: none">支援対象者の現状や課題を把握・分析し、必要な支援の提供等に結びつけるための検討を行うこと。
SNS	<ul style="list-style-type: none">ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。Twitter やFacebook 等が知られている。

<か行>

用語	意味
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none">介護保険で使うことができるサービスであり、自宅で利用する訪問系サービス(訪問介護、訪問看護等)、事業所に通い利用する通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション等)、施設系サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)等がある。利用にあたっては、要介護(要支援)の認定を受ける必要がある。
介護サービス 事業者(所)	<ul style="list-style-type: none">「介護保険サービス」を行う者として市の指定を受けた事業者(所)のこと。社会福祉法人や株式会社等、様々な形態の事業者がある。
基幹相談支援 センター	<ul style="list-style-type: none">障害児・者やその家族などのための総合相談支援機関として 18 区に 1 か所ずつ設置されている。区福祉保健センターや精神障害者生活支援センター等と連携し、障害児・者やその家族などからの相談に応じるとともに、地域や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
危険ドラッグ	<ul style="list-style-type: none">違法薬物の分子構造の一部に手を加えることで法の網をくぐり抜けようとしたもの。合成薬物作用は、薬物ごとにまったく異なる。 (出典:特定非営利活動法人 ASK ホームページより一部抜粋)
グループホーム	<ul style="list-style-type: none">地域の中で、高齢者や障害者などが日常生活を送る上での介護又は支援を受けながら共同で生活をすること。
更生施設	<ul style="list-style-type: none">生活保護法に基づく社会福祉施設で身体上又は精神上の障害により地域生活が困難で、かつ生活に困窮している方が入所して、自立への支援を受ける施設のこと。
更生保護	<ul style="list-style-type: none">犯罪をした人などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。

更生保護施設	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設から釈放された人や保護観察中のことで、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設のこと。
コホート調査	<ul style="list-style-type: none"> 特定の習慣や生活環境の影響を受けた集団(コホート)を追跡したり、影響を受けていない集団と比較したりすることにより、疾病の要因等を明らかにしようとする、疫学における調査研究手法のこと。

<さ行>

用語	意味
産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 企業等が「健康で安心して働く職場づくり」を行う活動(産業保健)を支援する機関。企業等の産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等)を対象に産業保健に関する研修や相談等を行っている。
社会資源	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉におけるニーズを満たすために用いられる、各種の知識や技術等の資源(制度、専門機関、人材等のこと)。
住宅確保要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。
重複受診・重複処方	<ul style="list-style-type: none"> 同じ病気で複数の医療機関を受診すること。また、重複受診に伴い、同じ病気に対して重複する投薬が行われることを「重複処方」という。
場外券売り場	<ul style="list-style-type: none"> 競馬・競輪などの公営競技の投票券を、開催される競技場外で買うことができる施設のこと。
障害者就労支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労に向けた支援、就労後の職場定着支援、事業主に対する障害者の雇用に関する相談等、障害者の就労に関する業務を行っている専門機関のこと。
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に則し、個々の障害のある人々の障害程度や状況(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる支援で、入浴、排せつ、食事の介護等や自立した日常生活又は社会生活、就労等に向け、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などがある。
障害福祉サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉サービス」を行う者として県の指定を受けた事業者のこと。
消費生活総合センター	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する相談の受付のほか、図書・雑誌等の閲覧やDVD等の貸出、貸会議室の運用を通じた消費者の活動の場の提供等を行う施設のこと。

スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 疾患等にかかっている疑いのある対象者を選別するための検査のこと。通常は、比較的簡易な検査で実施され、選別された疾患等の可能性がある対象者をより精緻な検査・診断と治療へつなげる目的で実施されることが多い。
精神障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、日常生活相談、食事サービス等の事業を行う機関。本市では各区に1館ずつ設置されている。
摂食障害	<ul style="list-style-type: none"> 食事の量や食べ方など、食事に関連した行動の異常が続き、体重や体形のとらえ方などを中心に、心と体の両方に影響が及ぶ病気のこと。(出典:厚生労働省 みんなのメンタルヘルス総合サイトより一部抜粋)
セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくりにおいて、自身のストレスに気付き、対処すること。
ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 行政や医療機関、福祉施設等で社会福祉の立場から、経済的、心理的、社会的問題の解決や調整を支援する人のこと。

<た行>

用語	意味
男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進に向け、横浜市では市内3館の男女共同参画センターを設置。女性の就業支援や心とからだの健康に関する講座、各種相談事業、市民活動支援など、多分野にわたる事業を、専門性を生かして総合的に実施する施設として運営。
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供する施設のこと。
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設。概ね中学校区程度に1館設置されている。福祉・保健の行事や催しの開催、福祉・保健に関する相談や支援、施設の貸し出し等を行っている。

<は行>

用語	意味
発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者に対し、社会福祉士・公認心理師等の専門の相談員が相談支援を行う専門機関のこと。

附属機関	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき設置する機関であり、市長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関のこと。本市では、複雑化・高度化し、広範にわたる業務内容に専門的知見等を反映するため、また業務に第三者の視点を入れることにより、公正・適正な業務執行を確保するため、市民、学識経験者等を委員とした附属機関(審議会、審査会等)を設置している。
法テラス	<ul style="list-style-type: none"> 法制度や手続きについての関係機関の紹介や、経済的に余裕のない人が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え等を行う、国が設立した法的トラブル解決の専門窓口のこと。
保護観察	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行う専門機関のこと。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。

<ま行>

用語	意味
ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 依存症者の自助グループ等で行われる、自身の体験等を話し合う会合のこと。依存症本人のみが参加する「クローズド・ミーティング」が原則であるが、本人以外も参加できる「オープン・ミーティング」、運営に関わる話し合いを含む「ビジネス・ミーティング」等がある。(出典:特定非営利活動法人 ASK ホームページより一部抜粋)
燃え尽き症候群 (バーンアウト)	<ul style="list-style-type: none"> これまで意欲を持ってひとつことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋)

<や行>

用語	意味
薬物乱用	<ul style="list-style-type: none"> 薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用すること。
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> 法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若年者のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋・修正)

横浜市居住支援 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）」第51条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に向けて設立している協議会のこと。
----------------	---

<ら行>

用語	意味
ライフイベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生から死亡までに発生する、学校への進学、就職、転職、結婚、離婚、出産、退職など、人生における節目となる出来事のこと。
ライフステージ	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフイベントによって特徴づけられる、ある一定の年齢層における生活段階のこと。

<わ行>

用語	意味
若者サポート ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング（就労訓練）、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関のこと。令和2年度から、「サポステ・プラス」（愛称）として、40歳から49歳までの人及びその家族の支援も行っている。



横浜市依存症対策地域支援計画

令和3年10月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.jp

横浜市依存症対策 地域支援計画

計画期間：令和3年度～令和7年度

【概要版】

令和3年10月

横浜市

1 計画策定の趣旨

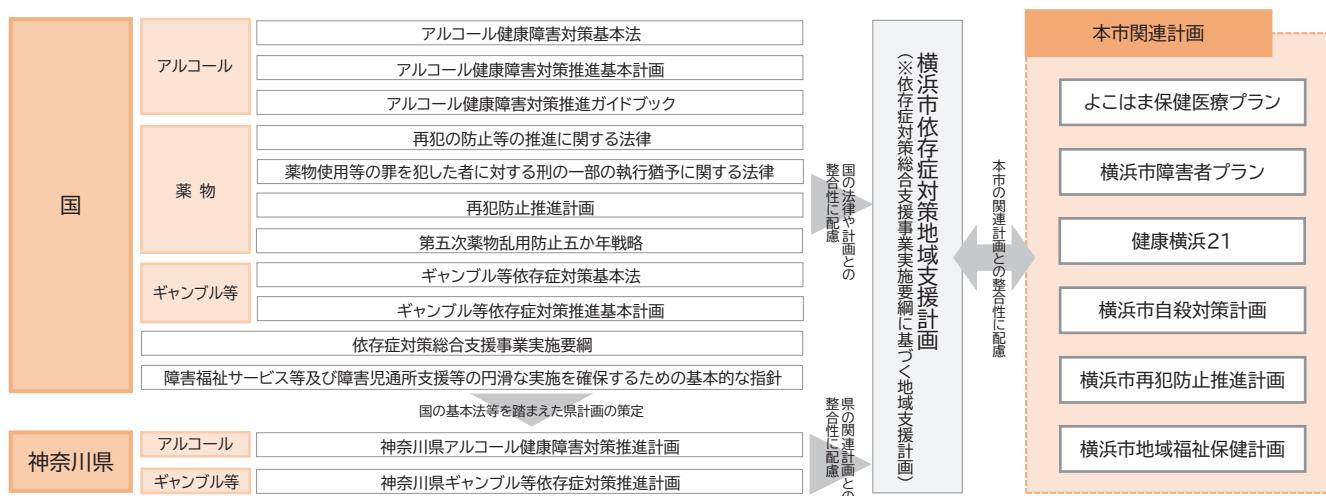
- 依存症は、本人の健康状態や社会生活等だけでなく、家族等へも影響を及ぼします。依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。
- 近年、国や神奈川県において、法律や計画が整備されるなど、各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。
- こうした動きを踏まえ、本市においても、こころの健康相談センター、各区役所での精神保健福祉相談を中心に、相談支援、普及啓発などの取組を充実させてきました。また、市内では依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。
- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

2 用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（第11回改訂版）」（ICD-11）では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいくこと、自分らしく健康的な暮らしを続けること

3 計画策定の位置付けと計画期間

- 本計画は国の依存症対策総合支援事業実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものであり、国や神奈川県の関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しています。
- また、本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

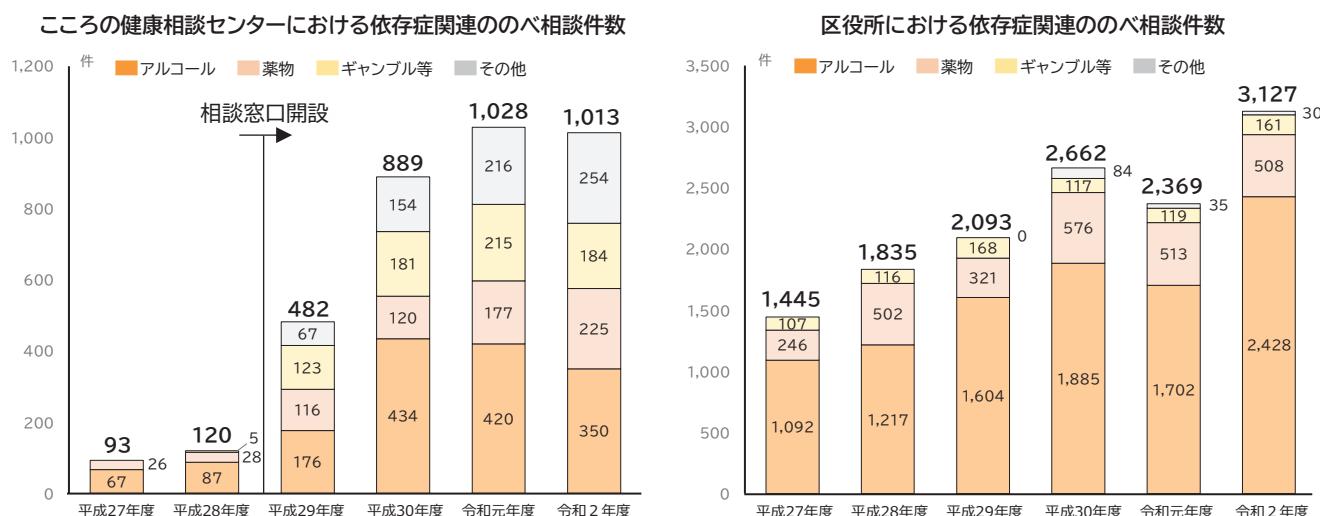


4 計画で取り扱う依存対象

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

1 本市の依存症に関する状況

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計(平成30年度)によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています^(※1)。
- 国立精神・神経医療研究センターの調査結果(令和元年度)によると、生涯で1度でも薬物の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています^(※2)。
- 本市の調査結果(令和元年度)によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています^(※3)。
- 本市における依存症に関する相談件数を見ると、令和2年度には、こころの健康相談センターでのべ1,013件、区役所でのべ3,127件の相談を受け付けています^(※4)。



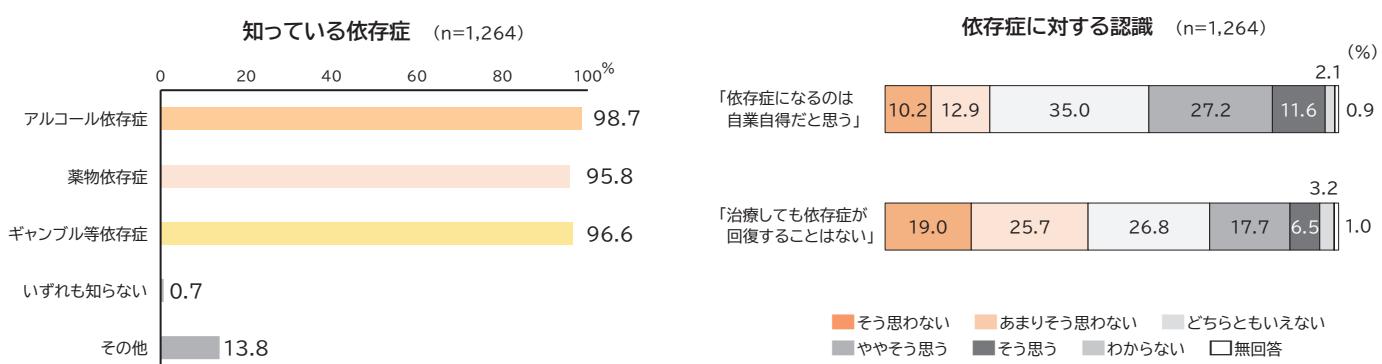
(※1) 「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)分担研究平成30年度報告書)

(※2) 国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2019年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)。ここでいう「薬物」は「有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物」のことを指す。

(※3) 横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

(※4) 出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載。

- 本市が令和2年に「ヨコハマeアンケート」^(※)で実施した「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」の結果によれば、回答者の95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。
- 他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については24.2%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。



(※) 市内在住の15歳以上の登録メンバーによるインターネット調査

① 身近な支援者

- 区役所の高齢・障害支援課、生活支援課などでは、行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等、幅広く対応しています。相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
- そのほか、身近な支援者としては、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザといった福祉の機関、法テラスや司法書士、弁護士、保護観察所といった司法に携わる機関・支援者、学校などの教育機関等があります。
- 身近な支援者における相談や対応する課題等の背景には、依存症の問題が含まれることが珍しくない状況にあります。こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

② 医療機関

- 神奈川県内には専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あります。また、それ以外の医療機関（一般医療機関）においても、依存症の早期発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

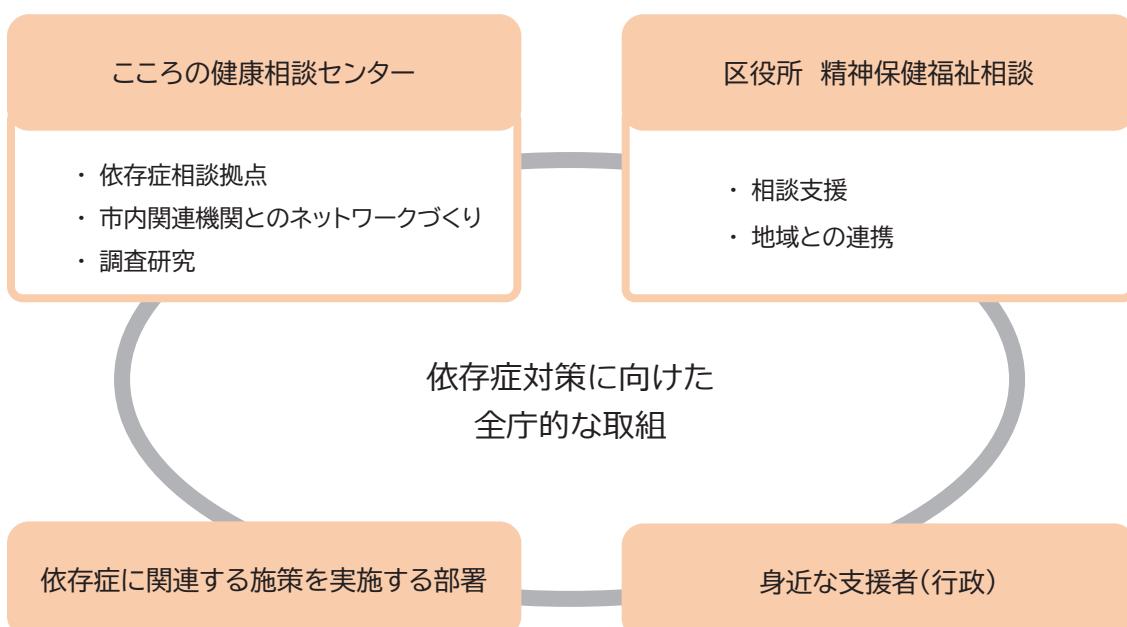
③ 民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施や依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④ 行政(こころの健康相談センター・区役所 精神保健福祉相談等)

- 実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターで、地域の関係機関と連携しながら、個別相談（依存症相談窓口）、回復プログラム、家族教室、普及啓発や支援者向け研修等の事業を実施しています。
- 区役所では、関係課が連携し、複合的な問題に対応しています。高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、依存症の本人や家族等の地域生活を支えるため、それぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。
- その他の依存症に関連した施策を実施する部署では、所管する事業において、普及啓発等の取組を実施しています。

本市における依存症対策の取組体制



■ 本計画の策定にあたって、各種調査、本市の附属機関である精神保健福祉審議会の依存症対策検討部会（以下、「検討部会」という。）での議論等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

●一次支援

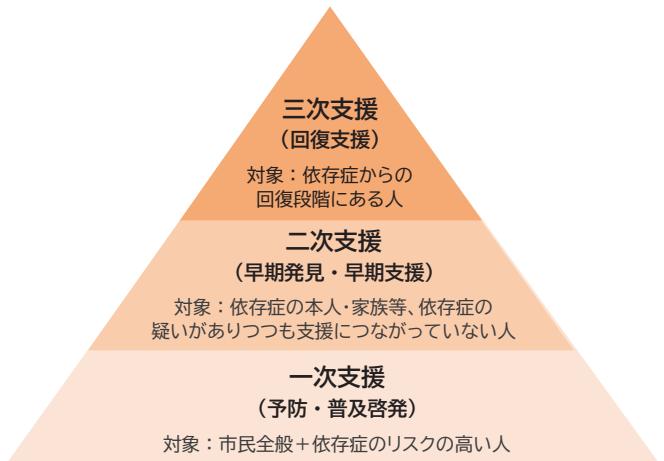
依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組を指します。

●二次支援

依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などを指します。

●三次支援

依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組を指します。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含みます。



本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題	課題の具体的内容
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 早い時期（学齢期）からの普及啓発 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発 幅広い支援者と連携した啓発の取組 ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知 家族等が相談をする場の必要性 職場での普及啓発 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発 受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者における依存症が疑われる人の発見とつなぎへの対応 身近な支援者への支援情報・知識の提供
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応 家族等に対する支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること） 女性への回復支援の課題解決
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上	
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討 他の生活に関する支援への負担の対応検討 施設の安全管理・危機管理 新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応	
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 就労への移行についての課題解決に向けた検討 医療機関との連携 地域で生活していくための支援 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

1 基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

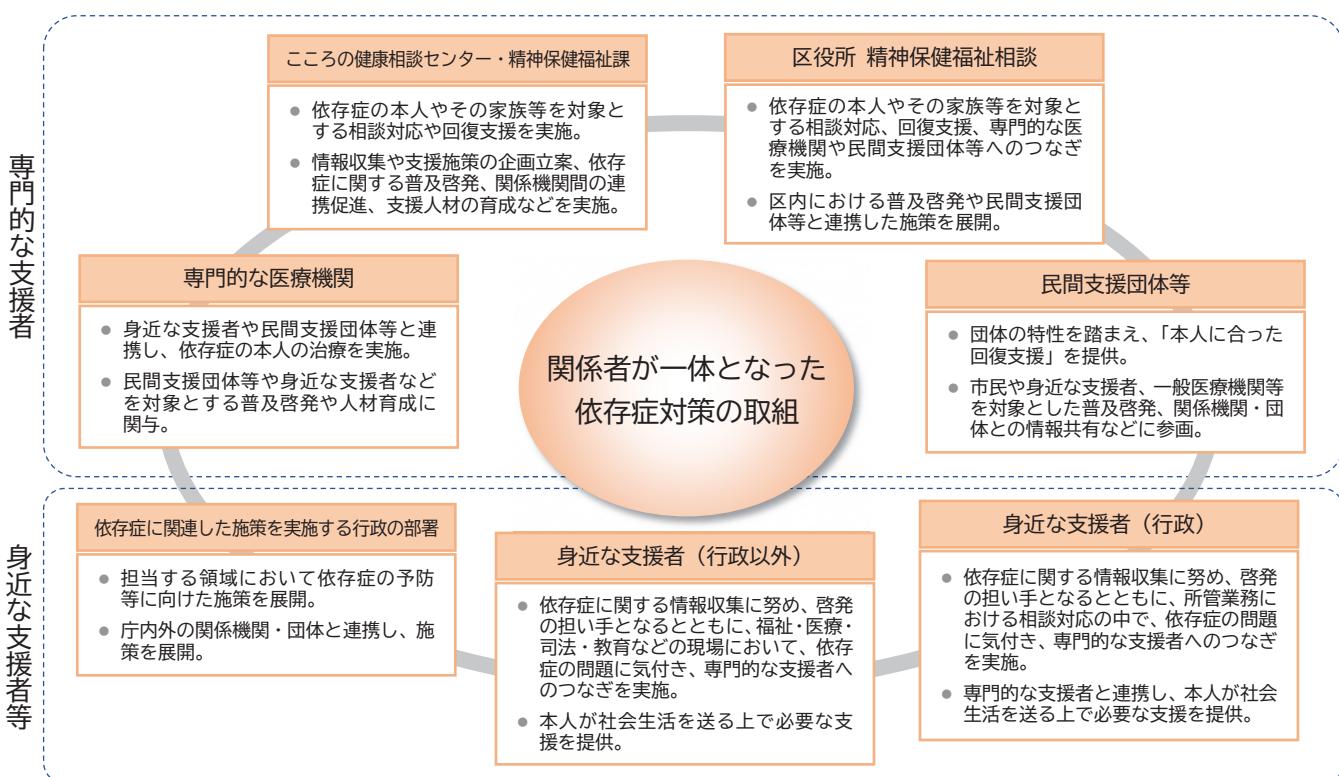
【基本方針】

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、
関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制



【第4章】取り組むべき施策

1 一次支援に係る重点施策

重点施策1 予防のための取組

【幅広い年齢層を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開するとともに、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 児童・生徒を対象にリーフレットの配布などによる教育、啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報や教育、啓発を実施。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員、保護者、地域の大人口や団体、区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を実施。
- ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方や家庭で保護者ができる関わり方等について、小中学校等と連携して普及啓発を実施。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を推進。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援。

エ 身近な支援者等による啓発

- 身近な支援者によるリーフレットの配架・配布などの依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施。
- 依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を推進。

オ 心身の健康を保つ取組

- こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。
- 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発を実施するなど、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を推進。

カ 様々な課題への支援

- 依存症の背景となりうる様々な健康問題や生活課題等に対応するため、区役所の関係各課において、相談を受け、必要な支援を提供。関係課等と情報共有し、連携した対応を実施。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談に対応。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応。



依存症啓発リーフレット

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を推進。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施。

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症に至る進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレットの配布などを通じて、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修の実施

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて、教職員等を対象とした研修を実施。

イ 薬物乱用防止への取組

- 不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施。

イ 場外券売り場などの普及啓発

- 公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全般を対象とした普及啓発の取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施。
- 依存症に関する正しい理解促進のための市民向け講座を開催。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発のため、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を実施。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその開催を支援。

重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族等や友人・知人などが相談支援機関についての情報を入手し、相談につながることができるように、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施。
- 厚生労働省が定める啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を実施。

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人や家族等が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口等で、リーフレット配布など、専門的な支援者等に関する情報の提供を実施。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を提供するため、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進。

ウ 家族等向けの啓発

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施。
- 家族等からの相談が可能な専門医療機関について、家族等や身近な支援機関の職員などへの周知を推進。
- 家族等に向け、依存症の基礎知識や対応方法について、ホームページ、セミナー等による啓発を実施。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のための講演会等を開催。また、本市において、開催の周知を支援。



オ インターネットを活用した情報提供

- Web上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供等を実施。
- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起を実施。
- 重複処方等の人に対し、専門的な支援者などの情報提供を実施。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 借金・多重債務問題の相談、法律相談等において、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を推進。
- ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布などの普及啓発を実施。



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

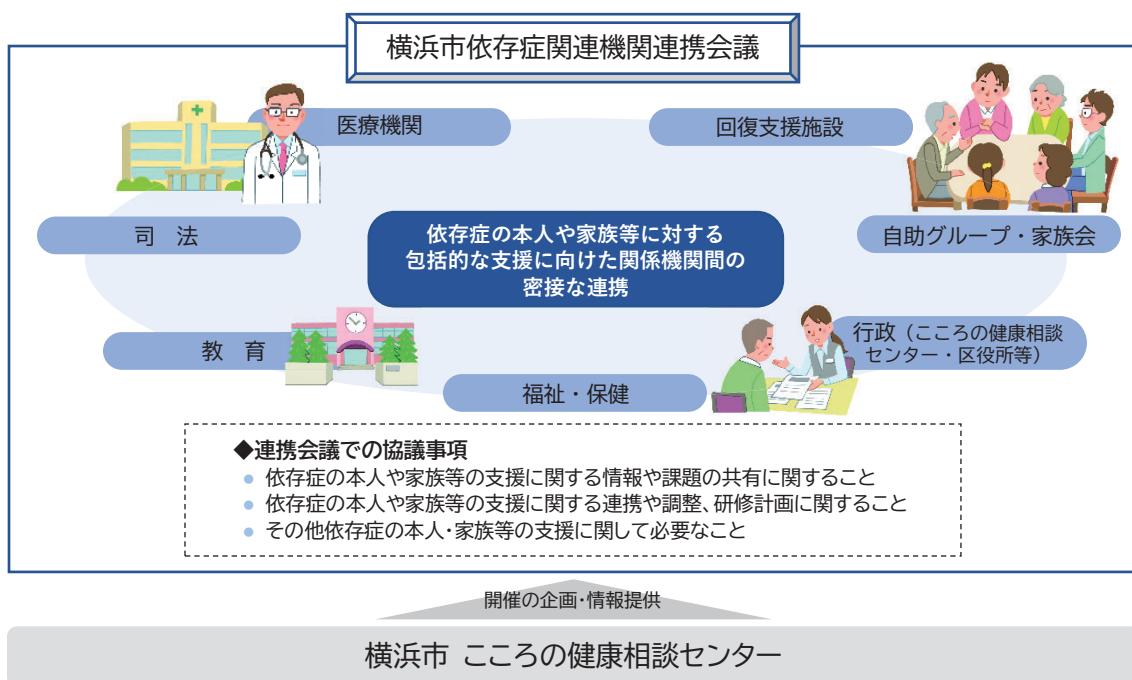
【身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を行うため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした横浜市依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という。）を、相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的に開催。

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを推進。

ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進。
- 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上に寄与するための研修の実施。



エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 本人や家族等の相談に対して、関係機関と連携し、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを実施。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進するための研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を推進。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 依存症の問題を抱えている支援対象者やその家族等を専門的な支援者へつなぐことができるよう、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者に向けた、依存症に関する情報提供や研修等を実施。
- 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合も少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールを整備。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で搬送された人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した患者やその家族等が専門的な支援者につながることができるよう、依存症の基本知識や専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を実施。

ケ かかりつけ医への研修の実施

- 多くの市民が継続的な関係を構築する「かかりつけ医」対象の研修において、依存症についても説明を実施。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症についての理解と相談対応力の向上を推進。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を実施

サ 医療関係者による支援者向け研修の実施

- 身近な支援者等が依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を実施。



(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりを検討。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科等を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症に係る情報提供や研修などを実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、市内の相談支援機関に関する当事者への情報提供や支援者向け研修の実施等を推進。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、神奈川県内の他自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを目指すとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向け、依存症に係る情報提供や研修などを実施。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを実施。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施。また、区役所の関係各課が連携して複合的な福祉課題に対する支援を実施。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施。
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症について学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施。



ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等を踏まえ、依存症特有の課題について各制度との調整を検討。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るために、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を実施。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催、施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援。

ク 連携会議による情報共有

- 連携会議の開催により、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を推進。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を推進。

イ 地域における依存症の支援

- 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築。
- 依存症の本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 支援の質の向上と回復プロセスの理解促進に向け、支援のあり方や様々な回復プロセスを関係機関全体で共有し、行政や民間支援団体等、一般市民への周知を実施。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 保護観察所等と連携し、当事者への民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含む相談対応を推進。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の支援に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等（偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解）の普及啓発を実施。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援。
- 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら実施。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進め、広く偏見の解消を推進。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を推進。



1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援から三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

【関係主体に期待される役割】

◇ 身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)

- 依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。
- また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、本人が社会生活を送る上で必要な支援等を提供する役割が期待されます。

◇ 専門的な医療機関

- 身近な支援者や民間支援団体等と連携しながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や一般医療機関を含む身近な支援者、市民などを対象とした、依存症に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

◇ 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

- 回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、その人に合った回復支援を提供していくことが求められます。
- 自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。
- また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

◇ こころの健康相談センター・健康福祉局精神保健福祉課(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、民間支援団体等の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

◇ 区役所 精神保健福祉相談(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。
- また、区内において依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

◇ 依存症に関連した施策を実施する部署(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を実施することが求められます。
- また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、府内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

- 本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- 計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。
- 本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。
- 指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">予防・普及啓発</div>	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防のための取組や、区役所をはじめとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消するための情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に開催されている。
二次支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">早期発見・早期支援</div>	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者間の情報や課題の共有を通したネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に開催されている。 ● 身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">回復支援</div>	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復へのきっかけづくりや、依存症について学び回復や対応方法を考える回復プログラムや家族教室が開催されている。 ● 民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

◆パブリックコメントの結果について

- (1) 実施概要 : 令和3年3月8日～4月6日
※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集
- (2) 意見総数 : 総計469件(172人・団体)
- (3) その他 : いただいたご意見を見ると、依存対象ではギャンブル等依存症に関連するものが最も多く寄せられました。特に、IRやカジノに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。IRの実現に向けて、ご心配の声も多くいただきました。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。



横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】

令和3年10月発行



発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.jp

**精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた
令和3年度の取組状況について（報告）**

資料2

1 地域移行・地域定着部会の開催

区の協議の場における課題解決に向けた取組や区域だけでは解決困難な課題の抽出・検討、市域における課題解決に向けた取組等についての助言を求めるため、市自立支援協議会の部会として、地域移行・地域定着部会を設置しており、令和3年度については2回開催しました。なお、今年度から市自立支援協議会内での情報・課題共有をより円滑に行うため、市自立支援協議会（本体）にも部会委員から参加いただくこととなりました。

日時	内容
令和3年8月5日(木) 19:00～20:30	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた構築取組シートについて ・その他
令和4年2月9日(水) 19:00～20:30	・お互いに支え合える仕組みについて（※） ・その他

（※）お互いに支え合える仕組みについて

横浜市の精神障害分野のピアサポートについて下記の通り定義し、本市においてピアサポートを活用する方法について引き続き議論を行っていきます。

○ピアサポート

「支援をする人」「支援を受ける人」という関係性ではなく、障害や病気により様々な思いを抱える人が、同じような経験をした人との対等な関係性の中で支え合うこと

■ピアスタッフ

ピアサポートの感覚を大切にしながら雇用契約を結び、障害や病気による経験を活かし、事業所などで働く人

■ピアソポーター

ピアサポートの感覚を大切にしながら雇用契約によらず、障害や病気による経験を生かし、活動する人

なお、ピアスタッフ、ピアソポーターいずれも精神障害のある方が安心して自分らしく暮らすことができるためのサポートの一助であり、重要なものです。

2 各区における協議の場への取組について

(1) 各区の取組状況の把握について

今年度から、18区の協議の場において構築取組シートを作成・提出することを求めました（令和3年6月末〆）。

(2) 構築に向けた説明会の開催について

取組の中核を担う、3機関（区福祉保健センター、基幹相談支援センター、生活支援センター）及び精神科病院のスタッフを対象に、市の方向性や各区の取組の共有およびシステム構築に向けた共通認識と理解を深めるため、説明会を開催しました。

日時	内容
令和3年1月12日（水） 10:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の地域共生社会について ・令和3年度横浜市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について～取組シートをとおして～ ・各区取組発表 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの活用について (講師：半田市基幹相談支援センター 徳山 勝氏) ・地域共生社会における退院サポート事業の役割について

3 令和4年度の方向性について

区においては、協議の場の中でスタートアップガイドを活用しながら地域課題の抽出および共有、到達目標を設定し、解決に向けた必要な取組を実施していきます。また、区協議の場の推進のため、アドバイザー事業を開始します。

ピアサポートの検討など市として検討すべき課題等については、区域では解決困難な課題の分析と併せ、引き続き地域移行・地域定着部会から意見をいただきながら進めています。



令 和 4 年 度

予 算 概 要

4 局抜粹版

健 康 福祉局
こども青少年局
医療局
教育委員会事務局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎える中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。また、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、引き続き、市民の安心・安全確保に向け、各種対策を講じていく必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、次期中期4か年計画や財政ビジョンをはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していきます。

＜令和4年度の6つの柱＞

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 2 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 3 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 4 障害者福祉の充実
- 5 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 6 参加と協働による地域福祉保健の推進

＜主な取組＞

「新型コロナウイルス感染症対策の実施」 市民の安心・安全を確保するため、ワクチンの接種を進めます。また、感染症コールセンターの運営や診療・検査体制の充実に加え、自宅療養者への支援体制を強化します。さらに、高齢者・障害者施設等に対し、運営継続に係る支援を実施するほか、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活にお困りの方や悩みを抱えている方等に対しての支援を行います。

「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」 健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善や生活習慣病予防に向けた取組を進めます。第2期健康横浜21の最終評価を踏まえ、第3期計画の策定を進めます。また、各種がん検診や特定健診の受診率の向上に取り組みます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、鶴見区において新たな斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

「地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加」 よこはま地域包括ケア計画を推進し、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図ります。また、元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加を通じた生きがいづくりを進めます。さらに、敬老特別乗車証のIC化により、利用実態の透明化を図ります。

「障害者福祉の充実」 障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、引き続き第4期障害者プランを推進し、地域共生社会の実現を目指します。また、新たに「障害福祉のあんない」アプリ版を開発し、情報支援の強化に取り組むとともに、自殺対策や依存症対策、障害者差別解消法への取組等、社会情勢を踏まえた対応を一層進めます。

「暮らしを支えるセーフティネットの確保」 様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、個人の尊厳を守り、社会から孤立しない、自分らしく安定した生活の実現に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進めます。ひきこもり支援については、相談窓口を開設して、ひきこもりの状態にある当事者や家族等を支援するとともに、関係機関のバックアップ体制を充実させます。

「参加と協働による地域福祉保健の推進」 地域福祉保健活動の基盤づくりや身近な地域の支え合い活動の充実に向け、第4期横浜市地域福祉保健計画を推進するとともに、第5期市計画策定に向けた検討、準備を行います。また、地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザについて、未整備地区での整備に取り組むとともにICTを活用したリモート相談を一部施設で試行実施します。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位:千円)

項目	3年度	4年度	増△減	増減率(%)	備考
7款 健 康 福 祉 費	377,369,898	404,340,963	26,971,065	7.1	
1項 社 会 福 祉 費	45,227,742	46,574,281	1,346,539	3.0	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項 障 害 者 福 祉 費	119,872,083	128,314,433	8,442,350	7.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老 人 福 祉 費	13,655,729	17,221,219	3,565,490	26.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生 活 援 護 費	131,686,416	132,410,562	724,146	0.5	生活保護費、援護対策費
5項 健 康 福 祉 施 設 整 備 費	9,607,924	9,206,538	△ 401,386	△ 4.2	健康福祉施設整備費
6項 公 衆 衛 生 費	54,270,844	67,456,831	13,185,987	24.3	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項 環 境 衛 生 費	3,049,160	3,157,099	107,939	3.5	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款 諸 支 出 金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	
1項 特別会計繰出金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	499,362,072	529,121,703	29,759,631	6.0	

(特別会計)

國 民 健 康 保 險 事 業 費 会 計	317,512,526	320,134,290	2,621,764	0.8
介 護 保 險 事 業 費 会 計	314,310,106	318,090,364	3,780,258	1.2
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	84,453,843	90,003,246	5,549,403	6.6
公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計	37,952	34,919	△ 3,033	△ 8.0
新 墓 園 事 業 費 会 計	1,644,296	2,148,776	504,480	30.7
特 別 会 計 計	717,958,723	730,411,595	12,452,872	1.7

健康福祉局一般会計予算の財源

	3年度	4年度
特 定 財 源	(46.8) 233,790,161	(47.9) 253,703,175
一 般 財 源	(53.2) 265,571,911	(52.1) 275,418,528
合 計	(100) 499,362,072	(100) 529,121,703

() 内は構成比

目 次

・ 令和4年度健康福祉局予算案の考え方	1
・ 令和4年度健康福祉局予算案総括表	2
I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施	4
・ 新型コロナウイルス感染症対策に対する 基本的な考え方	3 不安・負担の軽減
1 新型コロナウイルスワクチン接種事業	4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援
2 診療や検査、療養支援の充実	5 生活にお困りの方への支援
II 地域福祉保健の推進	10
6 地域福祉保健計画推進事業等	8 地域ケアプラザ整備・運営事業
7 権利擁護事業	9 福祉のまちづくり推進事業等
III 高齢者保健福祉の推進	14
・ 介護保険制度関連事業の概要	14 介護保険外サービス
・ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	15 認知症施策の推進
10 介護保険事業	16 高齢者の社会参加促進
11 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	17 介護人材支援事業
12 (地域支援事業) 包括的支援事業	18 低所得者の利用者負担助成事業
13 (地域支援事業) 任意事業	19 地域密着型サービス推進事業
	20 施設や住まいの整備等の推進
IV 障害者施策の推進	24
・ 障害福祉主要事業の概要	28 障害者の就労支援
21 障害者の地域生活支援等	29 障害者のスポーツ・文化
22 障害者の地域支援の拠点	30 障害者差別解消・障害理解の推進
23 障害者の相談支援	31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
24 障害者の移動支援	32 こころの健康対策
25 障害者支援施設等自立支援給付費	33 依存症対策事業
26 障害者グループホーム設置運営事業	34 精神科救急医療対策事業
27 障害者施設の整備	
V 生活基盤の安定と自立の支援	33
35 生活保護・生活困窮者 自立支援事業等	38 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
36 ひきこもり支援	39 後期高齢者医療事業
37 援護対策事業	40 国民健康保険事業
VI 健康で安全・安心な暮らしの支援	37
41 市民の健康づくりの推進	47 食の安全確保事業
42 がん検診事業	48 快適な生活環境の確保事業
43 予防接種事業	49 動物の愛護及び保護管理事業
44 感染症・食中毒対策事業等	50 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
45 衛生研究所運営事業	51 斎場・墓地管理運営事業
46 医療安全の推進	
・ 外郭団体関連予算案一覧	45

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

※各事業の令和4年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。

「I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施」の章については、〔 〕で前年度現計予算額も併記しています。

※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方方に掲げ、各種取組を実施していきます。

<新型コロナウイルス感染症対策に対する基本的な考え方>

◆感染予防・拡大防止の推進

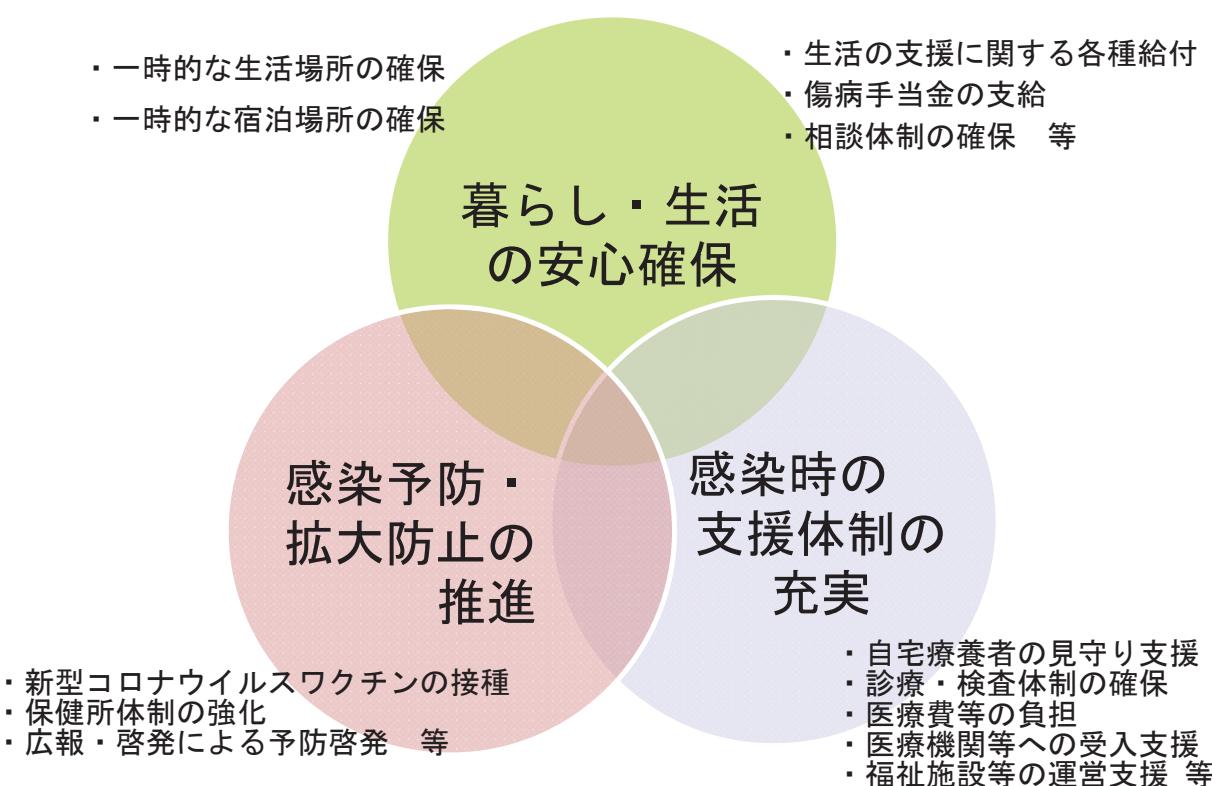
希望する全市民が、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、予約受付や問合せ及び接種等の体制を整備し、接種を着実に実施します。また、保健所体制の強化や全ゲノム解析による感染状況の把握と監視体制の強化、Y-AEITによる検体採取、高齢者・障害者施設等に対する抗原検査キットの配付により、引き続き感染の拡大防止を進めます。

◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、自宅で療養する方に対して、よりきめ細かく支援をするための見守り支援体制の確保などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や、一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対する支援を進めます。また、自殺対策や自立相談支援では、相談体制の強化により不安の軽減につなげます。



新型コロナウイルス感染症対策の概要

新型コロナウイルス関連予算 434億847万円

1 新型コロナワクチン接種事業（6ページ）323億4,606万円

接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付 84億6,400万円

- ・予約受付
- ・問合せの体制整備
- ・個別通知等の発送
- ・広報・広告による情報提供

接種体制の整備等 238億8,206万円

- ・接種費用
- ・医療機関等での接種の促進
- ・ニーズに即した接種会場の設置・運営
- ・接種体制の整備等

2 診療や検査、療養支援の充実（7ページ）64億4,013万円

検査体制の充実 20億588万円

- ・Y-AEITによる検体採取
- ・衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析
- ・高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
- ・高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業

自宅療養者への見守り支援 15億6,895万円

医療機関等への受入支援 1億4,847万円

- ・帰国者・接触者外来支援事業
- ・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

診療体制の確保支援 14億4,007万円

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営
- ・休日における診療体制の強化

保健所体制の強化 12億7,676万円

3 不安・負担の軽減（8ページ）32億555万円

コールセンター運営 4億3,587万円

一時的な生活場所の確保 7,481万円

医療費等の公費負担 26億9,487万円

- ・行政検査公費負担事業
- ・医療費公費負担事業

4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援（8ページ）3億5,804万円

広報・啓発による感染予防 500万円

運営に係る支援 3億5,304万円

- ・サービス提供体制確保・継続支援
- ・業務継続計画（BCP）の策定支援

5 生活にお困りの方への支援（9ページ）10億5,869万円

生活の支援に係る給付 8億1,836万円

不安の軽減 2億3,372万円

- ・住居確保給付金の給付
- ・国民健康保険傷病手当金の支給

- ・自殺対策事業
- ・自立相談支援事業

一時的な宿泊場所の確保 661万円

- ・ホームレス等自立支援事業

		事業内容 <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、希望する全市民を対象とした新型コロナワクチン接種を実施します。</u>
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	<p>1 接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付 84億6,400万円 (46億2,600万円) [121億2,658万円] 市民が円滑に接種を受けられるよう、個別通知や広報により、接種に関するご案内を行うとともに、予約受付や問合せの体制を整備します。</p> <p><u>(1) 予約受付・問合せの体制整備及び個別通知等の発送</u> 83億9,500万円 <u>予約受付や問合せに円滑に対応するため、コールセンターの運営や相談員の配置を行います。</u> <u>また、2回接種を完了し追加接種の対象となる方及び4年度に5歳になる方等に、接種券を同封した個別通知を作成し、発送します。</u></p> <p><u>(2) 広報・広告による情報提供</u> 6,900万円 接種に関する情報について、広報よこはまや市ウェブサイト等の本市広報媒体に加え、広報チラシやデジタル広告・交通広告等の様々な媒体を用いて周知を図ります。</p>
本年度の財源内訳	本 年 度	323億4,606万円
	前 年 度	250億2,700万円
	差 引	73億1,906万円
	国	322億2,088万円
	県	1億2,507万円
	その他の	11万円
	市 費	—

2 接種体制の整備等

238億8,206万円 (204億100万円) [639億1,367万円]

(1) 接種費用 54億9,548万円
ワクチン接種をした医療機関等に対して、国が定める接種費用及び手数料を支払います。 (自己負担額：0円)

(2) 医療機関等での接種の促進 43億859万円
市民が身近な医療機関で接種を受けられる体制の整備や、在宅の高齢者等への訪問接種及び小児接種を促進するため、医療機関に各種協力金を交付します。

(3) ニーズに即した接種会場の設置・運営 101億6,714万円
鉄道駅からのアクセス等を考慮のうえ、1日あたり3,000回以上接種できる大規模な会場や方面別の会場等、3回目接種を希望する市民の多様なニーズに応じた集団接種会場を設置・運営します。

(4) 接種体制の整備等 39億1,085万円
医療機関へのワクチンの配送や、集団接種会場で必要となる医療資器材の調達等を行うほか、ワクチン接種事業を行うために必要な各種事務を実施します。
また、被接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行います。

		事業内容
2	診療や検査、療養支援の充実	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。</p> <p>また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行い、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。</p>
本年度	64億4,013万円	<p>1 検査体制の充実〈拡充〉</p> <p>20億588万円 (10億1,032万円) [15億2,975万円]</p> <p>(1) Y-AEITによる検体採取 13億8,600万円 <u>クラスターの発生防止、早期収束を図るため、医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスター予防・対策チーム(Y-AEIT)が現地に出動し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くPCR検査を実施します。</u></p> <p>(2) 衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析 6,048万円 <u>市内感染状況の把握と監視体制の強化を図るため、市衛生研究所で次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析を実施します。</u></p> <p>(3) 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業 2,176万円 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止するため、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に、その費用を助成します。</p>
前年度	26億2,852万円	
差引	38億1,161万円	
本年度の財源内訳		
国	9億8,605万円	
県	27億2,323万円	
その他	—	
市費	27億3,085万円	
		<p>(4) 高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業〈新規〉 5億3,764万円 <u>高齢者・障害者施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合に、即時検査ができるよう、市内施設等に対して抗原検査キットを配付します。</u></p>
		<p>2 診療体制の確保支援 14億4,007万円 (11億3,845万円) [19億1,901万円]</p> <p>(1) 帰国者・接触者外来の設置・運営 12億7,407万円 <u>帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要となる仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。また、患者の移送手段を確保し、適切な受診調整に繋げます。</u></p> <p>(2) 休日における診療体制の強化 1億6,600万円 多くの医療機関が休診する休日でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所で、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。</p>
		<p>3 自宅療養者への見守り支援 15億6,895万円 (0万円) [12億691万円] <u>保健所の健康観察により、医師の診療が必要と判断された自宅療養者に対して、よりきめ細かく支援をするため、区医師会や委託事業者、外来診療に協力する病院等による電話診療や訪問診療、CT検査等ができる体制を確保します。</u></p>
		<p>4 医療機関等への受入支援 1億4,847万円 (1億935万円) [2億7,335万円]</p> <p>(1) 帰国者・接触者外来支援事業 1億4,744万円 帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。</p> <p>(2) 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業 103万円 新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。</p>
		<p>5 保健所体制の強化 12億7,676万円 (3億7,040万円) [13億2,619万円] <u>疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。</u></p>

		事業内容 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。
3	不安・負担の軽減	1 コールセンター運営 4億3,587万円 (4億6,018万円) [9億2,035万円] <u>市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</u>
本年度の財源内訳	本 年 度	32億555万円
	前 年 度	22億937万円
	差 引	9億9,618万円
本年度の財源内訳	国	16億3,279万円
	県	4億3,587万円
	その他	120万円
	市 費	11億3,569万円

		事業内容 新型コロナウイルス感染症に関する広報により、市民に対して正しい知識や予防に向けての理解促進を図ります。 また、高齢・障害者施設等でサービス等を継続して提供できるよう、必要経費の助成や業務継続計画の策定支援を実施します。
4	感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援	1 広報・啓発による感染予防 500万円(511万円)[511万円] <u>感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発に取り組みます。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。</u>
本年度の財源内訳	本 年 度	3億5,804万円
	前 年 度	3億1,989万円
	差 引	3,815万円
本年度の財源内訳	国	7,167万円
	県	2億3,742万円
	その他	62万円
	市 費	4,833万円

5	生活にお困りの方へ の 支 援		事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、 <u>生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付や相談体制の強化等による、不安の軽減に向けた支援を実施します。</u>
本 年 度	10億5,869万円		1 生活の支援に係る給付 8億1,836万円 (18億2,533万円) [18億2,533万円] (1) 住居確保給付金の支給 7億9,636万円 生活にお困りの方に対し家賃相当分を支給します。 (2) 国民健康保険傷病手当金の支給 2,200万円 国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。
前 年 度	20億584万円		2 一時的な宿泊場所の確保 661万円 (661万円) [661万円] ホームレス等自立支援事業 生活自立支援施設はまかぜでの感染拡大防止を図るために、入所時に体調不良となっている方等の一時的な宿泊場所を確保します。
差 引	△9億4,715万円		3 不安の軽減 2億3,372万円 (1億7,390万円) [1億7,390万円] (1) 自殺対策事業 3,672万円 インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。 (2) 自立相談支援事業 1億9,700万円 コロナ禍で増加した生活相談に対応するため、体制を強化します。
本年度の財源内訳	国	7億144万円	
	県	9,308万円	
	その他	168万円	
	市 費	2億6,249万円	

IV 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

	事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業【予算概要21】
	計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要23】
	自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
	補装具費	生活援護事業
	高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
地域生活支援事業関連	後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
	精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
	地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
	障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
	発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業	障害者自立生活アシスタンツ事業等 【予算概要21】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
	多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
	障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
	障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
	障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	障害者スポーツ文化センター管理運営事業 【予算概要29】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
	障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
	こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
	依存症対策事業 【予算概要33】	横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、支援者向けガイドラインの作成や相談機能の強化、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者や家族等への支援を充実していきます。

21	障　害　者　の 地　域　生　活　支　援　等		事業内容 本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。 (「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)		
	本　年　度	185億6,489万円			
前　年　度		159億2,645万円			
差　引		26億3,844万円			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	64億5,772万円			
	県	31億9,886万円			
	その他	589万円			
	市　費	89億242万円			
3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業					
あんしん 2億1,699万円 (2億1,696万円)					
一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。					
4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉					
あんしん 1,425万円 (888万円)					
医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、コーディネーターを担える人材を養成します。					
5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業〈新規〉					
1,400万円 (0万円)					
電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。それにより、自助力や防災意識を向上させ、災害時にも電源を確保できるよう支援します。					
6 在宅障害児・者短期入所事業					
19億14万円 (19億3,348万円)					
介護者の病気・事故等の理由により障害児者が介護を受けられないときに、一時的に施設等に入所し介護を受けることができる短期入所等のサービスを提供します。					
また、短期入所を実施する医療機関での強度行動障害児者の受入れを支援します。					
7 障害者情報支援事業【基金】〈拡充〉					
1,753万円 (715万円)					
障害者が障害福祉サービスを選択する際に必要な情報を支援するため、本市障害者施策全体の概要を掲載した冊子「障害福祉のあんない」を発行するとともに、アプリ版を開発し情報支援を強化します。					

22	障害者の地域支援の拠点		事業内容
	1 多機能型拠点運営事業	あんしん	1億8,499万円 (1億8,623万円)
	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。 (3か所)		
	2 障害者地域活動ホーム運営事業		58億6,172万円 (58億9,339万円)
	障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。		
	(41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)		
	3 精神障害者生活支援センター運営事業	あんしん	12億8,640万円 (12億7,838万円)
本年度の財源内訳	国	27億8,675万円	統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。
	県	13億9,337万円	(指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区)
	その他	8万円	
	市 費	62億9,906万円	
	4 地域活動支援センターの運営	あんしん	31億4,615万円 (30億8,363万円)
在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(4年度末見込み 136か所)			

23	障害者の相談支援		事業内容
	1 障害者相談支援事業		8億5,753万円 (8億5,807万円)
	基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。		
	2 計画相談・地域相談支援事業		10億566万円 (9億4,639万円)
	障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。		
	3 発達障害者支援体制整備事業	あんしん	3,669万円 (3,660万円)
	発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。		

24	障　害　者　の 移　動　支　援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
			1 福祉特別乗車券交付事業 30億377万円 (29億3,043万円) 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
本 年 度		67億6,896万円	
前 年 度		68億9,689万円	
差 引		△1億2,793万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	8億2,329万円	
	県	4億1,164万円	
	その他	6,532万円	
	市 費	54億6,871万円	
4 移動情報センター運営等事業		あんしん	1億5,731万円 (1億5,452万円)
移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。			
5 障害者ガイドヘルプ事業		あんしん	21億1,031万円 (24億2,508万円)
重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。			
6 障害者移動支援事業		あんしん	1億3,337万円 (1億4,607万円)
(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。			
(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。			
(3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。			
7 障害者施設等通所者交通費助成事業		3億8,875万円 (3億9,658万円)	
施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業		あんしん	1,936万円 (1,932万円)
中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

25	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
	本 年 度	366億4,579万円	1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。
	前 年 度	325億1,776万円	(2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。
	差 引	41億2,803万円	(3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。
	国	183億1,631万円	(4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
	県	91億5,816万円	
	その他	2万円	
本年度の財源内訳	市 費	91億7,130万円	2 利用者数見込 延べ16,484人 (月平均)

26	障害者グループホーム 設 置 運 営 事 業		事業内容 1 設置費補助
	本 年 度	186億7,577万円	1億7,886万円 (1億7,804万円) 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、 移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者 (過齢児) 移行相当分
	前 年 度	172億9,829万円	(2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
	差 引	13億7,748万円	
	国	74億3,784万円	2 運営費補助等
	県	37億1,259万円	184億4,965万円 (170億7,359万円) グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 925か所 (A型2、B型923) うち新設44か所
	その他	—	
本年度の財源内訳	市 費	75億2,534万円	3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,726万円 (4,666万円) 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。

27	障　　害　　者 施　　設　　の　整　備		事業内容
	1 障害者施設整備事業	あんしん	5,083万円 (6,058万円)
	障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。		
	・多機能型拠点（設計費、工事費）		
	2 松風学園再整備事業		10億1,509万円 (17億9,092万円)
	入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事を完了し、B棟解体工事に着手します。		
	また、同園敷地の民設入所施設の運営を開始します。		
	3 障害者施設安全対策事業〈拡充〉		1,824万円 (1,135万円)
	利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等に要する費用を助成します。		
本年度の財源内訳	また、 <u>緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。</u>		
	(1) 防犯対策 12施設		
	(2) ブロック塀等改修工事 1施設		
	(3) 非常用自家発電設備設置 1施設		
	市 費 10億7,009万円		

28	障　　害　　者　　の 就　　労　　支　　援		事業内容
	1 障害者就労支援センターの運営		3億51万円 (3億51万円)
	障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。		
	また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。		
	・障害者就労支援センターの運営 9か所		
	2 障害者共同受注センターの運営		2,045万円 (2,045万円)
	横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。		
	3 障害者の就労促進		1,483万円 (1,661万円)
	障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等を開催します。		
本年度の財源内訳	また、障害者就労への市民理解を促進するため、就労現場の紹介や障害者施設が作成した商品販売、就労啓発施設を活用した情報発信等を行うとともに、本市における優先調達の推進に取り組みます。		
	国 一		
	県 一		
	その他 1,201万円		
	市 費 3億2,378万円		

29	障　害　者　の ス　ポ　ーツ　・　文　化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 <主な取組> (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やピアノやダンスなどの発表会の実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
	本　年　度		12億3,947万円
前　年　度		12億4,808万円	
差　引		△861万円	
本年度の財源内訳	国	1億415万円	
	県	4,150万円	
	その他	42万円	
	市　費	10億9,340万円	

30	障害者差別解消・ 障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動 465万円 (430万円) 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 2,105万円 (2,633万円) 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置 (2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示 (全区) (3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 831万円 (826万円) 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 204万円 (186万円) 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	本　年　度		3,605万円
前　年　度		4,075万円	
差　引		△470万円	
本年度の財源内訳	国	950万円	
	県	475万円	
	その他	—	
	市　費	2,180万円	

31	重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 ・ 更 生 医 療 事 業		事業内容
			1 重度障害者医療費助成事業
	本 年 度	165億3,996万円	113億9,634万円 (112億3,124万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
	前 年 度	162億3,415万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く)
	差 引	3億581万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 17,208人 イ 国民健康保険加入者 17,516人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,977人 計 58,701人
本年度の財源内訳	国	25億6,379万円	2 更生医療給付事業
	県	47億2,217万円	51億4,362万円 (50億291万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。
	その他	18億3,502万円	(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方
	市 費	74億1,898万円	(2) 対象者数見込 2,111人

32	こころの健康対策		事業内容
			1 自殺対策事業〈拡充〉 7,268万円 (6,759万円) 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的な対策を推進します。
	本 年 度	87億7,349万円	(1) 普及啓発・相談支援・人材育成〈一部再掲(P9)〉 普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。
	前 年 度	87億7,517万円	(2) 自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族の支援、自殺未遂者の初期対応にあたる職員を対象とした研修を実施します。
	差 引	△168万円	(3) 市民意識調査の実施〈拡充〉 <u>5年度までの現横浜市自殺対策計画の見直しに向けた基礎調査として、市民意識調査を実施します。</u>
本年度の財源内訳	国	42億9,883万円	2 医療費公費負担事業
	県	3,697万円	86億6,814万円 (86億7,434万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。
	その他	33万円	3 措置入院者退院後支援事業
	市 費	44億3,736万円	3,267万円 (3,324万円) 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。

		事業内容
33	依存症対策事業	3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発などの取組を拡充します。
本 年 度	6,429万円	1 依存症対策の推進〈拡充〉
前 年 度	6,252万円	6,429万円 (6,252万円) 依存症の早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげるため、幅広い領域の相談・支援者等が支援に活用可能な支援者向けガイドラインを作成します。さらに、メール相談の試行実施等、相談機能を強化します。併せて、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を充実していきます。
差 引	177万円	
本年度の財源内訳	国	3,251万円
	県	111万円
	その他	4万円
	市 費	3,063万円

		事業内容
34	精神科救急医療対策事業	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。
本 年 度	3億5,590万円	1 精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P7)〉 3億5,590万円 (3億5,932万円)
前 年 度	3億5,932万円	(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進めることで、受入病床を確保します。
差 引	△342万円	(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
本年度の財源内訳	国	(3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	県	(4) 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	その他	
	市 費	2億9,469万円

外郭団体関連予算案一覧

(単位 : 千円)

団体名	区分	3年度	4年度	増△減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	216,141	209,361	△ 6,780	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	216,141	209,361	△ 6,780	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	3,890,892	3,837,844	△ 53,048	
	委託料	1,910,980	1,908,132	△ 2,848	
	計	5,801,872	5,745,976	△ 55,896	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,437,896	1,449,688	11,792	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,509,691	1,503,685	△ 6,006	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センター「ウィング横浜」の運営
	計	2,947,587	2,953,373	5,786	
障害者支援センター	補助金	2,452,996	2,388,156	△ 64,840	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	401,289	404,447	3,158	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	2,854,285	2,792,603	△ 61,682	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,601	2,592	△ 9	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	1,010,438	1,029,791	19,353	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	1,013,039	1,032,383	19,344	
合 計		10,061,373	9,990,769	△ 70,604	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこうふくし

令 和 4 年 度

予 算 概 要

こ ど も 青 少 年 局

【目 次】

頁

◎ 令和4年度こども青少年局予算案について	1
◎ 令和4年度こども青少年局予算案総括表	4
◎ 保育・教育の基盤づくり	5
◎ 児童虐待対策の推進	7
◎ 子どもの貧困対策	9
◎ 新型コロナ対策	11
◎ 保育士等の処遇改善	12
1 新制度における保育・教育の実施等	13
○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	○幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援 ○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 ○保育所等における業務効率化推進事業 ○市立保育所の業務支援システム ○給付費申請のオンライン化 ○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 ○指導・監査
○延長保育事業	
○保育・教育コンシェルジュの設置	
○年度限定保育事業	
○市立保育所民間移管事業	
○横浜保育室助成事業	
○認可外保育施設等利用料助成事業	
2 多様な保育ニーズへの対応	15
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業
○幼稚園等における長時間預かり	
○休日保育	
3 保育所等整備事業	16
○変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進	
○保育所等の新規整備等	
4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	17
○保育・教育の質向上の仕組みづくり	○保育資源ネットワーク構築事業の充実 ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保
○保育・幼稚園教諭等研修	
○幼保小連携・接続事業	
5 幼児教育の支援	19
○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 ○保育・教育の質の確保・向上
○私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～	
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	
○私立幼稚園等一時預かり保育補助事業	
○私立幼稚園等補助事業	
6 放課後の居場所づくり	21
○放課後キッズクラブ事業	○プレイパーク支援事業 ○放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組
○放課後児童クラブ事業	
○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業	
7 すべての子ども・若者の健全育成の推進	23
○青少年を育む地域の環境づくり	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
○青少年育成に携わる団体等の支援	
8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	24
○青少年相談センターにおける相談・支援事業	○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業 ○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業
○地域ユースプラザ事業	
○若者サポートステーションにおける相談・支援	

9 地域療育センター関係事業	25
○地域療育センターの運営	○発達障害児等の通所支援
○総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実	
10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等	26
○障害児通所支援事業等	○特別児童扶養手当事務費 ○障害児入所支援事業等
○学齢後期障害児支援事業	
○障害児医療連携支援事業	
11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	27
○子育て世代包括支援センター事業	○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんなにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業
○妊婦・産婦健康診査事業	
○妊婦歯科健康診査事業	
○母子保健指導事業	
○乳幼児健康診査事業	
○新生児聴覚検査事業	
12 地域における子育て支援の充実	29
○地域子育て支援拠点事業	○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ○横浜子育てサポートシステム事業 ○乳幼児一時預かり事業 ○子育て家庭応援事業
○親と子のつどいの広場事業	
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	
○子育て支援者事業	
13 ひとり親家庭等の自立支援	31
○ひとり親家庭等自立支援事業	
14 DV対策事業	32
○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
○女性緊急一時保護施設補助事業	
15 児童扶養手当等	32
○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	33
○児童相談所の運営と機能強化	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組 ○養育支援の充実
○養育支援の充実	
17 社会的養護の充実	35
○里親制度等の推進	○児童措置費等
○施設等を退所する子どもへの支援	
18 ワーク・ライフ・バランスの推進	36
○ワーク・ライフ・バランスの推進	
19 計画の推進	36
○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
20 児童手当	37
○児童手当	
21 母父子寡婦福祉資金貸付事業(母父子寡婦福祉資金会計)	38
○母父子寡婦福祉資金貸付事業	

令和4年度こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

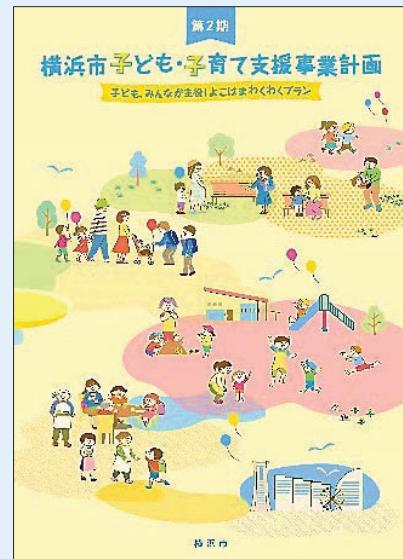
2 「子育て家庭への支援」として、

誰もが安心して
出産・子育てができる環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

社会全体で
子ども・青少年を育てる環境をつくる

という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



令和4年度は、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施するとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を図ることにより、支援を必要としている方へ必要な支援が届くことに重点を置いた予算案となっています。

＜「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点＞

【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 新制度における保育・教育の実施等
- 2 多様な保育ニーズへの対応
- 3 保育所等整備事業
- 4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保
- 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり
- 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター関係事業
- 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援
- 14 DV対策事業
- 15 児童扶養手当等

21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化
- 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画の推進・その他

- 19 計画の推進
- 20 児童手当

令和4年度 こども青少年局予算案総括表

(単位 : 千円)

(一般会計)					
項 目	令和3年度	令和4年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	318,823,769	329,048,039	10,224,270	3.2	
青 少 年 費	22,734,699	22,670,619	△ 64,080	△ 0.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子 育 て 支 援 費	195,604,392	205,255,754	9,651,362	4.9	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こ 福 祉 ど も 保 健 費	100,484,678	101,121,666	636,988	0.6	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	
特別会計繰出金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	319,370,322	329,569,095	10,198,773	3.2	
(特別会計)					
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	

特集1

保育・教育の基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

また、幼児教育・保育の重要性、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。

■ 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。また、医療的ケア児の受け入れを推進していきます。

■ 受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1、2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,290人分の受入枠を確保します。

■ 人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いている。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらうことや、保育者が社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして、自信と誇りを持って長く働く職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児・市民税非課税世帯の0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園等	全員（※）
幼稚園及び認定こども園（教育利用）の預かり保育	保育の必要性があると認定された子ども
認可外保育施設、一時預かり事業等	保育の必要性があると認定された子ども
障害児通園施設等	全員

※ 保育料の無償化に加え、3～5歳児の給食の副食費分について、低所得世帯等を対象に軽減措置を実施します。

令和4年度の重点取組

1 質の確保・向上

事業・取組名		主な取組内容等
(1) <拡充> 【1億4,599万円】		職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育の実施を推進します。また、 <u>子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践の普及に取り組みます。</u>
(2) <新規・拡充> 【5億8,157万円】	ア	保育・教育施設で <u>医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定</u> します。
	イ	<u>医療的ケア児の受入体制を確保するための看護師雇用経費の拡充</u> を行います。
(3) 栄養士・調理員の確保 <拡充>【28億7,623万円】		自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるとともに、 <u>雇用費の補助単価を拡充</u> します。

2 受入枠の確保

事業・取組名			主な取組内容等
(1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大 <新規・拡充>	ア	1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し <拡充> 【5,250万円】	既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、 <u>新たに3～5歳児の定員を削減し、1歳児受入枠を拡大する場合にも補助</u> します。
	イ	中規模な改修による既存活用推進事業 <新規> 【3,925万円】	保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、 <u>老朽化した設備等の改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1, 2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施</u> します。
(2)	既存施設連携型1, 2歳児保育所の整備 【2,520万円】		同一法人内の既存施設との連携により進級先を確保し、1, 2歳児に特化した保育所等を整備します。
(3)	幼稚園等における長時間預かり<拡充> 【40億1,335万円】		私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～を <u>新たに2園</u> 、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を <u>新たに5園</u> で実施します。

3 人材確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1) 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化<拡充> 【400万円】		養成校の学生等に向けて、 <u>インスタグラム等を活用して横浜市で保育士として働く魅力のPRを強化</u> します。
(2) 離職防止のための相談窓口の設置<新規> 【400万円】		保育士等が労働環境等で悩んだ際に、 <u>保育士等の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置</u> します。
(3) 保育・教育人材に対する住居にかかる支援<拡充> 【26億7,890万円】		保育所等を運営する民間事業者に対して、 <u>雇用する保育士向けに宿舎を借り上げるための補助</u> を行います。（申請見込み件数：4,465戸） 幼稚園教諭等に対して、 <u>住居手当の補助</u> を引き続き実施します。 (申請見込み件数：416人相当分)

子どもの 貧困対策

令和4年3月に策定予定の「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和4年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひとり親世帯に対する自立支援や減免制度、子ども食堂等の地域の取組支援の充実を図るとともに、新たに、ヤングケアラーの支援に向けた実態把握調査等を行います。

横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

令和4年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 寄り添い型生活支援事業 <拡充> 【3億1,433万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。 ○実施か所数 1か所増（3年度：18区・20か所） また、事業所から遠方に居住する児童や低学年児童等の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化します。
(2) 寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【2億5,761万円】	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・41か所（3年度：44か所）
(3) 放課後学び場事業<拡充> 《教育委員会事務局》 【2,210万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：35校（小学校）、73校（中学校※） ※4年度から新たに企業やNPO法人による運営委託を10校程度で実施
(4) 就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【23億951万円】	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業＜拡充＞ 【1,400万円】	「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○フードバンク等と連携した食材等の配布＜拡充＞ 等
(2)	ひきこもり支援の推進 <拡充> 《こども青少年局、健康福祉局》 【8,608万円】	青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めています。また、 <u>健康福祉局と連携し、ひきこもり支援体制を強化することにより、切れ目なく全ての年代の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。</u>
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組＜新規＞ 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【1,200万円】	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。
(4)	困難を抱える高校生支援事業 (市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援) 《教育委員会事務局》 【431万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人の交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当 【89億5,066万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業 <拡充> 【2億7,764万円】	ひとり親家庭に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 ○子への学習支援及び親への相談支援を行う「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の利用定員を拡充（50名→80名）します。
(3)	ひとり親世帯等に対する減免制度<拡充> 【8,557万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備しています。4年度は新たに、 <u>ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行います。</u>

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 【3,595万円】		支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

新型コロナ 対策

本市として、「感染・医療対策と経済再生の両立」を基本に、再びの感染拡大に対する万全な備えをしつつ、経済活性化に向けた積極的な支援や、デジタル化等の環境整備を実施します。特に、感染拡大防止に力を入れ、ワクチンの3回目追加接種及び小児接種の実施などの対策を切れ目なく推進します。

【こども青少年局関連部分】

<横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心>

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【6,324万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となつた子どもについて、医療機関に一時的に受け入れ、保護します。
(2)	保育施設再開等支援事業 【4,100万円】	感染者が発生して休園した保育施設が、可能な限り速やかに保育を再開できるよう施設の消毒等に係る経費を補助します。また、休園中の代替保育の利用料を保護者に対して補助します。
(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 <拡充> 【35億1,370万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。また、 <u>新たに感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費</u> を補助します。
(4)	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【3,199万円】	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。
(5)	障害児施設等に対する抗原検査事業<新規> 【6,175万円】	障害児施設等において、 <u>新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合</u> 、即時に検査を行い必要な対策をとれるよう、抗原検査キットを配付します。
(6)	妊産婦等総合対策事業 【2億2,507万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施します。 ① 感染した妊産婦への寄り添い支援 ② 妊婦への分娩前検査 ③ オンラインによる保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
(7)	ひとり親世帯フードサポート事業 【1,899万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。
(8)	就職氷河期世代支援 (こども青少年局事業分) 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施します。
(9)	緊急雇用創出事業 (こども青少年局事業分) 【1,614万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、全市を挙げて雇用を創出します。こども青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用を創出します。

施策分野1

基本施策①

		<u>事業内容</u>																					
1	新制度における保育・教育の実施等																						
本 年 度	千円 162,524,703	子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。 また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。																					
前 年 度	156,021,365																						
差 引	6,503,338																						
本年度の財源内訳	国 県 その他 市 費	56,618,781 25,500,592 11,228,528 69,176,802																					
		1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>																					
		1,533億6,325万円 (1,462億2,188万円)																					
		給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。																					
		(1) 施設型給付及び地域型保育給付 ア 施設型給付費 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。																					
		<table border="1"><thead><tr><th>内訳</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度見込</th></tr></thead><tbody><tr><td>民間保育所</td><td>774か所</td><td>797か所</td></tr><tr><td>市立保育所</td><td>65か所</td><td>61か所</td></tr><tr><td>幼稚園（給付対象施設）</td><td>106か所</td><td>107か所</td></tr><tr><td>幼保連携型認定こども園</td><td>46か所</td><td>49か所</td></tr><tr><td>幼稚園型認定こども園</td><td>14か所</td><td>15か所</td></tr><tr><td>計</td><td>1,005か所</td><td>1,029か所</td></tr></tbody></table>	内訳	令和3年度	令和4年度見込	民間保育所	774か所	797か所	市立保育所	65か所	61か所	幼稚園（給付対象施設）	106か所	107か所	幼保連携型認定こども園	46か所	49か所	幼稚園型認定こども園	14か所	15か所	計	1,005か所	1,029か所
内訳	令和3年度	令和4年度見込																					
民間保育所	774か所	797か所																					
市立保育所	65か所	61か所																					
幼稚園（給付対象施設）	106か所	107か所																					
幼保連携型認定こども園	46か所	49か所																					
幼稚園型認定こども園	14か所	15か所																					
計	1,005か所	1,029か所																					
		○ 利用見込児童数 1号認定：月平均 約25,000人 2・3号認定：月平均 約69,100人																					
		イ 地域型保育給付費 98億6,339万円 小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。																					
		<table border="1"><thead><tr><th>内訳</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度見込</th></tr></thead><tbody><tr><td>小規模保育事業</td><td>220か所</td><td>229か所</td></tr><tr><td>家庭的保育事業</td><td>23か所</td><td>23か所</td></tr><tr><td>事業所内保育事業</td><td>4か所</td><td>4か所</td></tr><tr><td>居宅訪問型保育事業</td><td>1か所</td><td>1か所</td></tr><tr><td>計</td><td>248か所</td><td>257か所</td></tr></tbody></table>	内訳	令和3年度	令和4年度見込	小規模保育事業	220か所	229か所	家庭的保育事業	23か所	23か所	事業所内保育事業	4か所	4か所	居宅訪問型保育事業	1か所	1か所	計	248か所	257か所			
内訳	令和3年度	令和4年度見込																					
小規模保育事業	220か所	229か所																					
家庭的保育事業	23か所	23か所																					
事業所内保育事業	4か所	4か所																					
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所																					
計	248か所	257か所																					
		○ 利用見込児童数：月平均 約3,700人																					
(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>		301億1,053万円																					
給付対象施設・事業者に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。																							
また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。																							
ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> 特集1		290億8,364万円																					
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。 <u>医療的ケア児の受入体制を確保するため、看護師の雇用経費を拡充します。</u> また、 <u>自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。</u>																							
イ 地域型保育向上支援費<拡充> 特集1		10億2,689万円																					
小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。 <u>自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。</u>																							

2 延長保育事業	60億5,287万円 (58億8,714万円)
給付対象施設・事業者に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。	
3 保育・教育コンシェルジュの設置	1億4,006万円 (1億4,025万円)
保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。 (18区：40人)	
4 年度限定保育事業<拡充>	2億7,031万円 (2億8,620万円)
認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。また、 <u>きょうだい児減免</u> を実施し、負担軽減を図ります。	
5 市立保育所民間移管事業	7,578万円 (8,073万円)
令和5年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、令和6年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。	
6 横浜保育室助成事業	11億5,460万円 (17億6,373万円)
本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数：20か所)	
7 認可外保育施設等利用料助成事業	10億6,255万円 (11億690万円)
施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。	
8 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援	8,190万円 (8,210万円)
一定の基準を満たす、幼児を対象とした多様な集団活動事業（幼稚園類似施設等）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育無償化の給付を受けていない保護者にその利用料の一部を給付します。	
9 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上	8,355万円 (7,482万円)
認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。	
10 保育所等における業務効率化推進事業	9,554万円 (3億2,235万円)
保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。	
11 市立保育所の業務支援システム<拡充>	4,952万円 (360万円)
市立保育所全園に業務支援システムを導入し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。 また、児童の検温等の記録や保育日誌等を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。	
12 給付費申請のオンライン化<新規>	2,400万円 (新規)
給付対象施設・事業所からの給付費申請をオンライン化し、施設職員の事務負担軽減を図ります。	
13 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用	6,233万円 (4,425万円)
保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。	
14 指導・監査	846万円 (740万円)
(1) 認可保育所等の指導等 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。 また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。	※一部、予算額は9に含む
(2) 認可保育所等の監査 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。 また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。	

4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保		事業内容
本 年 度	千円 2,947,535	保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。 また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。
前 年 度	2,687,923	1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>
差 引	259,612	9,882万円 (9,826万円)
本年度の財源内訳	国 1,780,222	(1) 保育・教育の質向上に向けた取組<新規・拡充> 特集1
	県 —	ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践<拡充> 「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。
	その他 221	また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
	市 費 1,167,092	イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備 質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに事業者選定、基本設計を進めます。
ウ 幼児教育推進協議会の開催		学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・教育の質の向上について意見・助言を得ます。
エ 医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの策定<新規>		特集1 保育・教育施設で医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定し、医療的ケア児の受入れを推進します。
(2) 園内研修・研究の取組の支援		
ア 園内研修・研究を推進する人材育成		
園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修のほか、修了者の支援や園長・施設長向けの研修を実施します。また、公開保育を実施することで、子どもへの対応や保育の工夫を共有し、保育・教育の質の確保・向上に繋げます。		
イ 園内研修・研究サポーターの派遣		
新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。		
(3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.14)）		
より良い施設・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。		
(4) 保育・幼児教育研究		
日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。		
○ 8講座・29回開催（定員：358人）		
(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進		
認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。		
2 保育・幼児教育職員等研修		4,717万円 (4,286万円)
保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために研修を実施します。研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。		
○ 50講座・131回開催（定員：14,245人）		

3 幼保小連携・接続事業

3,120万円(2,776万円)

(1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。

○ 幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加見込数：100園・校）

○ 接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加見込数：8園・校）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、市内すべての保育・教育施設を対象に接続期研修会等を行い、相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○ 幼保小連携・接続に関する研修会：5回開催（参加見込者数：3,200人）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,205万円(1,202万円)

保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<新規・拡充>

27億5,830万円(25億704万円)

※予算額は(11)を除く

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充> **特集1**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。○補助対象：採用10年目までの保育士 ○ 補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円
(申請見込件数：4,465戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> **特集1**

私立幼稚園等預かり保育補助事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。
(申請見込件数：416人相当分、補助額2万円（月額上限）)

(3) 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化<拡充> **特集1**

保育士養成施設の学生や求職者に「横浜市で保育士として働く魅力」を広く周知するため、インスタグラム等を活用して魅力発信を行います。

(4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(5) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業予定者に対して貸付を実施し、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。○貸付対象数：50人/年 ○ 貸付金額：月額5万円以内

(6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を一部オンラインも導入し、開催します。

(7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(8) 保育士相談窓口の設置<新規> **特集1**

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(10) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

(11) 保育士等の職場環境改善事業<拡充>

保育士等の職場環境改善を図るために休憩室・更衣室等の整備の補助を実施します。

(新規施設への補助 44件、既存施設への補助 16件)

6	放課後の居場所 づくり	
本 年 度	千円	11,028,893
前 年 度		9,413,647
差 引		1,615,246
本年度の財源内訳	国	3,392,316
	県	2,805,033
	その他	825
	市 費	4,830,719



【放課後キッズクラブの活動】

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。

子どもたちにとって、より安全で豊かな放課後の居場所となるよう、補助体系を見直すとともに国の支援メニューを一層活用することで、医療的ケア児の受け入れの支援や職員の事務負担軽減に必要な支援、人材確保や人材育成の支援等の質の維持・向上に取り組みます。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>**77億5,017万円 (64億4,464万円)**

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

(1) 放課後キッズクラブの運営<拡充>

保護者からのニーズを踏まえて、土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から原則8時に前倒します（夏季休業から実施）。（通常期と比較して預かり時間が長い7・8月の利用料について、月額500円の割増しを行います。）

あわせて、夏季休業中に支援単位が増えるクラブへの加算等に取り組みます。

(運営か所数：338か所)

(2) 放課後キッズクラブの整備等<拡充>

学校の建替えに伴うキッズクラブの活動場所の整備や、既存クラブの設備修繕等を行います。

(実施設計：9クラブ、工事：3クラブ)

2 放課後児童クラブ事業<拡充>**31億5,882万円 (28億5,325万円)**

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

保護者のニーズに合わせて、夜間や学校休業日の朝の時間帯に基準時間よりも長い時間を開所しているクラブに対し補助を加算し、実績に応じた支援に取り組みます。また、補助金制度の見直しにより事務を簡略化することで運営に携わる保護者の負担軽減に取り組みます。

その他、エアコンやトイレ、非接触型の蛇口の設置など感染症対策のための施設の簡易改修の補助を行います。

(運営か所数：224か所)

3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業**8,731万円 (8,317万円)**

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数：5か所)

4 プレイパーク支援事業

※環境創造局との共管事業

3,259万円 (3,259万円)

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(実施団体数：25団体)

5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組＜新規・拡充＞

※予算額は1～3に含む

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はま子ふれあいスクール事業）について、放課後の居場所の質の維持・向上を図るために、様々な支援に取り組みます。

(1) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブへの支援＜拡充＞

ア 育成支援体制強化加算の新設＜新規＞

現場職員の負担となっている事務や雑務を含む周辺事務等に対する新たな補助を行うことで、職員が子どもの育成支援に注力できる環境づくりに取り組みます。

イ 医療的ケア児の受入れ支援＜新規＞

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師等を配置した場合の支援に取り組みます。

ウ 保護者負担減免制度

経済的な理由でお困りの場合でも利用ができるよう就学援助制度を利用する世帯等を対象として、保護者負担減免（上限2,500円/月）の支援を引き続き行います。

(2) 放課後児童育成事業への支援＜拡充＞

ア 人材確保支援＜拡充＞

事業所における人材確保支援のため、現在実施しているウェブサイトやチラシでの周知による放課後児童育成事業の認知度向上を図ることに加え、クラブが採用したい人材に合わせた効果的な広報手段（SNS等）の活用や周知先の拡大等の広報を強化していきます。

また、新採用者向け研修やマネジメント研修に離職防止の視点を盛り込むなど、職員及び運営主体への支援に取り組みます。

イ 人材育成＜拡充＞

(ア) 従事する職員向け研修

職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた障害理解や子どもの健全育成の講座など、様々な研修を充実させます。

また、研修の実施にあたってはオンラインやオンデマンド化とすることで受講機会を拡充するとともに、職員の経験年数等のレベルに応じた講座を増設し、個々のキャリアに即した知識・技術を身に付けることができる研修としていきます。あわせて、事業に携わる職員の交流機会の創出に取り組みます。

(イ) 運営主体向け研修

運営主体による人材育成や風通しの良い職場運営が一層進むよう人材育成研修の実施や、運営主体の関心が高いコンプライアンスや防災等のオンデマンド研修を行います。

また、補助金事務や職員配置の考え方等をわかりやすくまとめた動画の配信を行います。

ウ 地域・民間事業者等との連携支援＜新規＞

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援を行います。



【放課後児童クラブの課外活動】

9	地域療育センター 関係事業	
本 年 度	千円	3,488,653
前 年 度		3,370,686
差 引		117,967
本年度の財源内訳	国	54,480
	県	24,430
	その他	125
	市 費	3,409,618



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を支援します。

1 地域療育センターの運営<拡充>

30億7,706万円 (29億9,550万円)

療育に関する相談、診療・評価、集団療育の提供等を行います。また、利用希望児の増加や相談内容の多様化を踏まえ、地域療育センターに心理職等を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

(1) 予算内訳

(単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理： (福)青い鳥		380,756
2 中部地域療育センター			409,250
3 東部地域療育センター	指定管理： (福)横浜市リハビリテーション事業団		476,531
4 戸塚地域療育センター			380,789
5 北部地域療育センター	民設民営： (福)十愛療育会		375,894
6 西部地域療育センター			423,749
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団		288,940
8 よこはま港南地域療育センター			341,148
	計		3,077,057

(2) サービス内容

相談・地域支援部門	療育に関する相談、保育所や幼稚園、小学校等への支援、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、指導、訓練等
通園部門	未就学児を対象とした集団療育等（児童発達支援、医療型児童発達支援）

2 総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実<拡充>

2,806万円 (1,907万円)

総合リハビリテーションセンターに心理職を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

※総合リハビリテーションセンターは健康福祉局予算で運営していますが、地域療育センターと同様の機能を担っています。こども青少年局では、小学校への支援及び利用申込後の面接や初期の療育支援等にかかる予算を措置します。

3 発達障害児等の通所支援<拡充>

3億8,354万円 (3億5,611万円)

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的な遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

また、療育が必要な難聴児の増加に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、5年度からの難聴児の受入拡大に向けた準備に着手します。

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等	事業内容	
		障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。	
本 年 度	千円 20,790,026	1 障害児通所支援事業等<新規・拡充>	181億6,084万円 (144億4,287万円)
前 年 度	17,063,095	(1) 障害児通所支援事業<拡充>	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支払います。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、引き続き、障害児相談支援事業所への支援を行います。 ○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 450か所
差 引	3,726,931	(2) 障害児通所支援研修等事業	障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修に加えオンラインも活用し、事業所の理解を深め、支援の質を確保します。
本年度の財源内訳	国 9,813,020 県 4,515,068 その他 16,028 市 費 6,445,910	(3) 在宅障害児支援の充実に向けた調査の実施<新規>	在宅障害児支援にかかる相談体制やサービス提供の充実に向け、実施手法の検討及び調査を区と協力して行います。
2 学齢後期障害児支援事業		1億2,855万円 (1億2,766万円)	
学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。 また、有識者等による検討会議を設置し、本事業の体制強化に向けた検討を進めます。			
【実施機関】		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） ○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） ○ 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区） 	
3 障害児医療連携支援事業<拡充>		5,086万円 (4,553万円)	
(1) メディカルショートステイ事業		常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○ 協力医療機関数：11病院	
(2) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>		医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、 <u>医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を養成します。</u>	
(3) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援		医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。	
4 特別児童扶養手当事務費		5,358万円 (5,588万円)	
障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。 当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。			
5 障害児入所支援事業等<拡充>		23億9,620万円 (23億9,116万円)	
障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるよう、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、 <u>福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を新たに実施します。</u>			

基本施策⑨

18	ワーク・ライフ・バランスの推進		<u>事業内容</u>
	本 年 度	千円 10,295	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。
	前 年 度	9,125	(2) 父親育児支援<拡充> 父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設において開催する <u>父親育児支援講座の実施回数を増やします</u> 。 また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。
	差 引	1,170	(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。
	国	—	
	県	3,302	
	その他	100	
	市 費	6,893	
			

計画の推進

19	計画の推進		<u>事業内容</u>
	本 年 度	千円 35,731	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進のための会議や市民向けフォーラムを開催します。
	前 年 度	23,073	令和4年3月に策定予定の「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、地域における子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たにヤングケアラーの支援に向けた取組等を行います。
	差 引	12,658	
	国	9,861	(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催 有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価や地域子ども・子育て支援事業の中間見直し等に関する審議を行います。
	県	—	(2) 子ども・子育てを支える機運の醸成<拡充> 計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、 <u>市民向けフォーラムを開催します</u> 。
	その他	11,755	
	市 費	14,115	
			2 (2) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 特集3 <社会福祉基金を活用> 「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 子どもの居場所づくりの取組に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援等のほか、フードバンク等と連携した食材等の配布について、 <u>実施期間を半年から1年に拡充します</u> 。
			3 (3) ヤングケアラーの支援に向けた取組<新規> 特集3 <社会福祉基金を活用> 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん





令和 4 年度

予 算 概 要

医 療 局

医療局病院経営本部

I 令和4年度 予算案の考え方

新型コロナウイルス感染症は、昨年9月以降、新規感染者数の減少傾向が続き、本市の病床使用率も低い水準で推移していましたが、1月以降、オミクロン株による感染拡大により病床のひっ迫が再び懸念されています。

医療局では、今後、感染が再拡大した場合に備え、市内医療機関との連携・協力のもと、コロナ患者の受入病床の確保や軽症者への早期治療の推進など、更なる取組を進め、日常の地域医療と新型コロナウイルス感染症医療との両立を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症以外においても、急増する医療需要に対し、必要なときに必要な医療を提供できるよう、病床機能の確保、医療人材の確保・育成支援、ＩＣＴを活用した医療政策を着実に推進していきます。あわせて、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、更に「医療と介護の連携強化」や「地域医療・在宅医療の充実」を進めていきます。

市立病院は、新型コロナウイルス感染症の専用病床を確保するなど、引き続き新興・再興感染症への対応において中核的な役割を担います。また、「横浜市立病院中期経営プラン2019-2022」に基づき、救急・災害時医療や周産期・小児医療などの政策的医療の提供を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行うなど、地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

令和4年度は、現行の「よこはま保健医療プラン2018」について、6年度を初年度とする次期プランの策定に着手いたします。策定にあたっては、これまでに積み重ねてきた取組や成果を踏まえつつ、コロナ禍で生じた情勢の変化を的確に捉え、本市の実情に即した保健医療体制の在り方を検討していきます。

医療局・医療局病院経営本部は、『市民の皆様が将来にわたって住み慣れた横浜で、安全・安心に暮らすことのできる最適な地域医療の提供』の実現に向け、引き続き着実に取組を進めていきます。

II 令和4年度 予算案について

令和4年度予算案総括表

(1) 医療局

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和3年度 (当初予算)	差引増△減	(%)
一般会計	11,372,165	12,137,109	△ 764,944	△ 6.3
7款 健康福祉費	4,058,400	4,696,156	△ 637,756	△ 13.6
職員人件費	766,489	759,834	6,655	0.9
事業費	3,291,911	3,936,322	△ 644,411	△ 16.4
新型コロナウイルス 感染症対策	(252,836)	(950,888)	(△ 698,052)	(△ 73.4)
17款 諸支出金	7,313,765	7,440,953	△ 127,188	△ 1.7
病院事業会計繰出金	7,313,765	7,440,953	△ 127,188	△ 1.7
特別会計	386,104	396,288	△ 10,184	△ 2.6
介護保険事業費会計	386,104	396,288	△ 10,184	△ 2.6
合計	11,758,269	12,533,397	△ 775,128	△ 6.2

※令和4年度の医療局予算一般会計分については、医療政策上、必要な予算を確保した上で、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の減(698,052千円)及び病院事業会計繰出金の減(127,188千円)などにより、令和3年度と比較して、全体で6.3%(764,944千円)の減となりました。

<参考> 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策関連予算

当初予算	950,888千円	計 4,105,949千円
補正予算	3,155,061千円	

令和4年度 予算体系図

- ◆ 一円未満は、四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。
- ◆ *印を付している事業については再掲箇所があります。

1 新型コロナウイルス感染症対策	2億 5,284万円
・新型コロナウイルス感染症外来拠点事業	1億 7,700 万円
・感染症対応人材強化事業	6,000 万円
・Y-C E R T 強化事業	1,584 万円
2 2025年に向けた医療提供体制の確保	9億 7,078万円
(1) 病床機能の確保等 (1億 7,290万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (病床確保)	567 万円
・南部病院再整備支援事業	6,500 万円
・地域中核病院支援事業	1億 223 万円
(2) 地域における医療連携の推進 (3,995万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (ICTを活用した地域医療連携) *	3,654 万円
・在宅医療推進事業 *	70 万円
・在宅医療・介護連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	271 万円
(3) 人材確保・育成 (7億 560万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (医療人材等確保・働き方改革)	1,604 万円
・看護人材確保事業	5億 1,861 万円
・横浜市病院協会看護専門学校設備改修費補助事業	1億 6,000 万円
・在宅医療推進事業 *	244 万円
・在宅医療・介護連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	708 万円
・医療政策人材育成事業	144 万円
(4) 市民啓発の推進 (5,002万円)	
・医療に関する総合的な市民啓発推進事業	3,091 万円
・在宅医療・介護連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	1,910 万円
(5) よこはま保健医療プランの次期プラン策定 (230万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (保健医療プラン次期プラン策定)	230 万円
3 地域医療の充実・強化	7億 4,726万円
(1) がん対策の推進 (1億 2,893万円)	
・総合的ながん対策推進事業 *	1億 2,893 万円
(2) 心血管疾患対策、疾病の重症化予防 (1,394万円)	
・疾病対策推進事業	1,394 万円
(3) 産科・周産期医療及び小児医療 (4億 266万円)	
・産科医療対策事業	1億 988 万円
・小児救急医療対策事業 *	2億 3,528 万円
・周産期救急医療対策事業 *	5,250 万円
・こどもホスピス (在宅療養児等生活支援施設) 支援事業	500 万円
(4) 歯科保健医療の推進 (9,564万円)	
・歯科保健医療推進事業	9,374 万円
・在宅医療推進事業 *	190 万円
(5) 国際化への対応 (610万円)	
・医療の国際化推進事業	610 万円

(6) 先進的医療の充実（1億円）

- ・横浜臨床研究ネットワーク支援事業 5,000 万円
- ・総合的ながん対策推進事業 * 5,000 万円

4 救急・災害時医療体制の強化

15億 9,457万円

(1) 救急医療体制の充実（15億 3,256万円）

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・救急医療センター運営事業 | 4億 5,247 万円 |
| ・初期救急医療対策事業 | 3億 7,476 万円 |
| ・二次救急医療対策事業 | 3億 6,338 万円 |
| ・小児救急医療対策事業 * | 2億 3,528 万円 |
| ・周産期救急医療対策事業 * | 5,250 万円 |
| ・精神疾患を合併する身体救急医療体制事業 | 1,448 万円 |
| ・疾患別救急医療体制事業 | 27 万円 |
| ・超高齢社会におけるドクターカーシステム整備事業 | 2,585 万円 |
| ・その他の救急医療対策 | 1,357 万円 |

(2) 災害時医療体制の整備（6,200万円）

- | | |
|----------------------|----------|
| ・災害時医療体制整備事業 | 5,771 万円 |
| ・横浜救急医療チーム（YMAT）運営事業 | 430 万円 |

5 在宅医療の充実

4億 1,391万円

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・在宅医療推進事業 * | 2,780 万円 |
| ・在宅医療・介護連携推進事業（介護保険事業費会計） * | 3億 8,610 万円 |

6 ICTを活用した医療政策の推進

5,160万円

(1) 医療ビッグデータ活用システムによる分析（1,506万円）

- | | |
|---------------|----------|
| ・医療ビッグデータ活用事業 | 1,506 万円 |
|---------------|----------|

(2) ICTを活用した地域医療連携の推進（3,654万円）

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ・2025年に向けた医療機能確保事業（ICTを活用した地域医療連携） * | 3,654 万円 |
|--------------------------------------|----------|

～ その他医療局予算～

- | | |
|---------------|--------------|
| ・医療局人件費 | 7億 6,649 万円 |
| ・医療総務諸費 | 1,619 万円 |
| ・医療政策推進事業 | 1,316 万円 |
| ・医療機関整備資金貸付事業 | 2,529 万円 |
| ・横浜市保健医療協議会 | 69 万円 |
| ・病院事業会計繰出金 | 73億 1,377 万円 |

令和4年度予算額（医療局分）

一般会計	113億 7,217万円
介護保険事業費会計	3億 8,610万円

7 市立病院における取組と経営（地方公営企業法の全部適用）

	収益的収入	収益的支出	経常収支※
病院事業会計	420億 9,122 万円	428億 4,835 万円	5億 6,251 万円
市民病院	311億 840 万円	321億 7,073 万円	5,732 万円
脳卒中・神経脊椎センター	89億 7,679 万円	91億 5,548 万円	2,130 万円
みなと赤十字病院 (指定管理者制度)	20億 604 万円	15億 2,214 万円	4億 8,390 万円

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

ウ 医療分野における ICT 活用に向けた大学等との共同研究 500 万円 <新規>

医療政策の企画立案や事業評価をするための基礎情報を行政が収集する仕組みなどについて、大学等との共同研究を進めます。

(3) 人材確保・育成

7 億 560 万円 (前年度 5 億 5,776 万円)

増大する医療ニーズに対応できるよう、地域医療を支える医師・看護師等の医療人材の確保・育成に向けた取組を充実させます。

働き方改革の関連法が平成 31 年 4 月から施行され、医師についても令和 6 年 4 月より時間外労働の上限規制が適用されるため、市内病院の取組が円滑に進むよう支援を行います。また、人材確保体制に不安を抱える市内の病院を対象とした採用・定着支援を行うほか、看護専門学校の運営支援や資格を持ちながら就業していない看護師（潜在看護師）の復職支援を継続します。あわせて在宅医療を担う医師の養成・確保対策を進めます。

ア 医療人材の確保

(ア) 市内病院（特に病床数 200 床未満の病院）の人材確保支援 1,050 万円 (前年度 1,560 万円)

市内病院の採用活動を支援するため、地方合同就職説明会への参加やWEB 合同説明会を開催します。

(イ) 医師等の働き方改革取組支援 554 万円 (前年度 200 万円)

医療従事者の負担軽減に向けた、市内病院の働き方改革への対応が円滑に進むよう、医師等の働き方改革に向けたセミナーを開催するとともに、医療従事者のタスクシフトを進めるための人材育成研修等を支援します。

イ 看護人材の確保

(ア) 看護専門学校の運営支援 5 億 1,791 万円 (前年度 5 億 2,550 万円)

横浜市医師会聖灯^{せいとう}看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。

(イ) 看護師復職支援 70 万円 (前年度 70 万円)

潜在看護師の再就職及び復職後の定着を推進するため、復職後の看護師に対しフォローアップ研修を実施します。

ウ 横浜市病院協会看護専門学校の設備改修費補助 1 億 6,000 万円 <新規>

平成 7 年に開所した横浜市病院協会看護専門学校について、設備の不具合が生じていることから、県基金等を活用しながら、長期保全計画に基づいた改修に係る費用を補助します。

エ 在宅医療を担う医師の養成 総事業費 219 万円：市費 27 万円 (1/8 相当) ★

(前年度 総事業費 201 万円：市費 25 万円 (1/8 相当))

より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、横浜市医師会と連携して研修を行い、在宅医療を担う医師を養成します。

才 在宅医療を支える訪問看護師の育成

(ア) 訪問看護師人材育成支援 194万円 <社会福祉基金活用事業> (前年度 218万円)

地域で即戦力として活躍できる訪問看護師を育成するため、横浜市立大学と協働で開発した人材育成プログラムを周知・運用します。また、訪問看護師のキャリア開発・スキルアップとして、研修・教育支援体制を整備し、地域での人材育成体制を構築します。

(イ) 訪問看護師対応力サポート 14万円 <社会福祉基金活用事業> (前年度 14万円)

訪問看護師が、医療依存度の高い患者に対して質の高い看護を提供できるよう、病院等で勤務する専門看護師・認定看護師によるサポートを受けられる機会を確保します。

力 在宅医療推進のための人材育成 241万円 <介護保険事業費会計> (前年度 196万円)

医療・介護連携に関わる人材育成研修を職種別、対象者別にきめ細かく実施し、在宅医療・介護サービスを一体的に提供するためのより質の高い連携を目指します。

キ 医療政策を担う職員の育成 144万円 (前年度 246万円)

超高齢社会において安定した医療提供体制を確保するためには、医療、病院経営、保健・福祉など幅広い知識をもとに医療政策を立案・実行する職員が求められます。そのため、横浜市立大学が実施する課題解決型高度医療人材養成プログラムへの派遣研修を行います。

また、診療情報管理士⁶の資格取得支援を行います。

(4) 市民啓発の推進

5,002万円 (前年度 7,015万円)

ア 医療に関する総合的な市民啓発の推進 3,091万円 ★ (前年度 4,068万円)

市民の皆様に医療を身近に感じていただき、将来の具体的な受療行動の変容につなげるため、民間企業等との連携による手法で医療広報を実施する「医療の視点」プロジェクトを平成30年10月より開始しました。令和4年度も引き続き本プロジェクトのもとで、医療に関心の低い方の興味を引き共感を促進する大規模な啓発を企画・実施するとともに、統一コンセプトによるリーフレット等デザイン制作を通じた分かりやすい情報発信を行います。

実施にあたっては、取組への共感促進による波及拡大や、メディア報道及びSNS活用による評判化を図り、将来にわたり安全・安心に医療を受けられる意識の醸成を目指します。

※<実施内容イメージ><取組事例>は、12頁参照

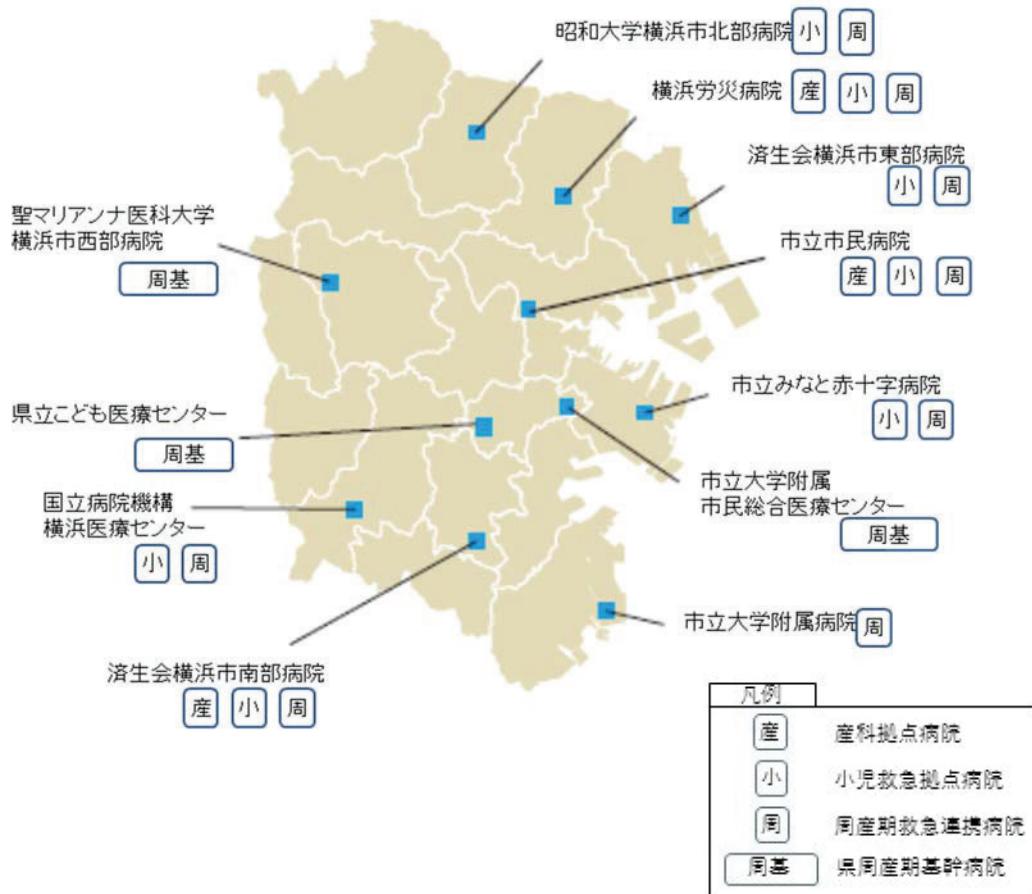
(5) よこはま保健医療プランの次期プラン策定

230万円 (前年度 400万円)

次期プランの策定に向けた検討として、市民意識調査の実施、検討部会を開催します。

⁶ 診療情報管理士：医療機関における患者の様々な診療情報を中心に人の健康(health)に関する情報を国際統計分類等に基づいて収集・管理し、データベースを抽出・加工・分析し、様々なニーズに適した情報を提供する専門職種

小児救急拠点病院と市周産期救急医療体制



(ウ) こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援 500万円（前年度 500万円）

令和3年11月に開所した「横浜こどもホスピス～うみとそらのおうち」の事業費（看護師の人工費）の一部を引き続き補助します。

本市では、こどもホスピスの設立・運営支援のため、事業者に対し事業費の補助のほか、市有地の無償貸付を行っています。



<建物外観（事業者提供）>

（4）歯科保健医療の推進

9,564万円（前年度 9,612万円）

ア 歯科保健医療の推進 9,374万円（前年度 9,402万円）

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費を補助します。

5 在宅医療の充実

4億 1,391万円
(前年度 4億 2,903万円)

地域包括ケアシステム¹²の構築に向け、在宅医療を支える医師を始めとした人材の確保・育成や全区の在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく、効率的に提供されるよう連携に取り組みます。あわせて、医療的ケア児・者等の在宅医療を支える取組を関係局と連携して進めます。

(1) 在宅医療の推進

4億 1,391万円 (前年度 4億 2,903万円)

ア 在宅医療推進事業

(ア) 在宅医療を担う医師の養成 総事業費 219万円：市費 27万円 (1/8相当) ★ (再掲)
(前年度 総事業費 201万円：市費 25万円 (1/8相当))

(イ) 在宅医療バックアップシステムの推進 70万円 ★ (前年度 470万円)

在宅医療に携わる医師の負担を軽減するため、在宅医が二人一組で互いの在宅患者の副主治医を務め、主治医が不在等の際に副主治医が患者の看取り（緊急対応も含む）の対応を行う「主治医・副主治医制」を、横浜市医師会と協働して行います。

(ウ) 在宅医療を支える訪問看護師の育成 (再掲)

◎訪問看護師人材育成支援 194万円 <社会福祉基金活用事業> (前年度 218万円)
◎訪問看護師対応力サポート 14万円 <社会福祉基金活用事業> (前年度 14万円)

(エ) 在宅医療を担う有床診療所支援 361万円 (前年度 601万円)

緊急一時入院やレスパイ¹³機能を担うなど、在宅医療連携拠点と緊急一時入院受入れの協定を締結している有床診療所を支援するため、夜間帯の看護師人件費の一部を補助します。

(オ) 在宅歯科医療の推進 190万円 (再掲) (前年度 210万円)

(カ) 小児在宅医療の推進

◎医療的ケア児・者等の在宅医療支援 1,425万円 <拡充> (前年度 888万円)
(総事業費5,698万円：こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会の4局で実施)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターによる支援等を継続して実施します。

◎小児訪問看護ステーション支援 171万円 <社会福祉基金活用事業> (前年度 171万円)
小児訪問看護を行う訪問看護ステーションを確保するため、小児用の医療機器購入や小児医療に関する研修会の参加などについて補助を行います。

¹² 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるシステム。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。

¹³ レスパイ^ト：一時的中断、小休止などの意味。在宅療養者を介護する家族等の病気や事故、冠婚葬祭、介護疲れといった事由から、在宅療養者のケアを医療機関や施設等が一時的に代替すること。

イ 在宅医療・介護連携推進事業 <介護保険事業費会計>

(ア) 在宅医療連携拠点の運営 3億5,663万円 (前年度 3億5,770万円)

市民の皆様が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、横浜市医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区で運営します。

医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供など、在宅医療や介護に関する相談支援を行います。

また、在宅医療を担う医師の育成、緊急一時入院への病院等の協力体制の構築、医師・看護師・ケアマネジャーなどによる多職種会議や事例検討会の開催を通じた医療と介護の連携の推進、区民等を対象とした啓発業務を実施します。

(イ) 在宅療養移行支援 271万円 (前年度 322万円)

医療機関から在宅へスムーズに移行できるよう、「入院・退院サポートマップ」、「入院時・退院時情報共有シート」の活用や、介護職を対象とした「介護職のための看取り期の在宅療養サポートマップ」、本人や支援者を対象とした「高齢者のための看取り期の在宅療養ケアマップ」の普及啓発を進めます。

(ウ) 在宅医療推進のための人材育成 241万円 (再掲) (前年度 196万円)

(エ) 人生の最終段階における医療等に関する検討・啓発 1,623万円 (前年度 2,740万円)

アドバンス・ケア・プランニング（以下ACPという。愛称：「人生会議¹⁴」）の普及啓発を進めるため、自らの人生の最終段階をどう過ごしたいかを考え、家族等と話す際の手助けとして活用する「もしも手帳」を市民の方へ配布します。あわせて、知的障害や認知・理解力に心配がある方向けに作成した「もしも手帳わかりやすい版」の配布も進めます。また、ACPの概念を正しく理解し、適切に市民の方に伝えられる人材を育成するとともに、令和3年度に制作した『横浜市「人生会議」短編ドラマ』を活用してACPの普及啓発を図ります。

横浜市「人生会議」短編ドラマ

稔りの世代（高齢期）編
～みなどの見える街で～



主演：竹中直人

働き盛り世代（壮年期）編
～みどりの見える街で～



主演：高島礼子

¹⁴ 人生会議：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング」と呼ぶ。

その愛称が、厚生労働省による公募により「人生会議」に決定した。

(33)	在宅医療推進事業		<p>【事業概要】 本市の在宅医療の現状把握や在宅医療を支える人材の確保・育成、在宅医療を担う医師や診療所等への支援を行います。 また、関係局が連携し、医療的ケア児・者等を支援する体制整備を進めます。</p>
本 年 度		27,802千円	
前 年 度		32,741千円	
差 引		△ 4,939千円	
本年度の財源内訳	国	—	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅医療・看取りに関する調査 (2) 有床診療所への夜間帯看護師人件費補助 (3) 在宅医療を担う医師の養成研修補助 (4) かかりつけ医のバックアップシステム補助 (5) 訪問看護師の人材育成支援 (6) 医療的ケア児・者等支援促進事業の実施 (7) 小児訪問看護ステーションへの補助 (8) 訪問看護師の対応力向上のための支援 (9) 在宅歯科医療に係る地域多職種向け研修の実施
	県	—	
	その他	3,344千円	
	市 費	24,458千円	

(34)	歯科保健医療推進事業		<p>【事業概要】 夜間、休日昼間の歯科診療、心身障害児・者及び通院困難者等への訪問診療を行う横浜市歯科保健医療センターに対し運営費を補助します。 また、周術期口腔ケアに関する市民啓発、研修会開催支援を行います。</p>
本 年 度		93,741千円	
前 年 度		94,021千円	
差 引		△ 280千円	
本年度の財源内訳	国	—	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科保健医療センター運営費補助 (2) 周術期口腔ケアに関する市民啓発の実施 (3) 障害児・者歯科診療に係る研修会支援
	県	—	
	その他	—	
	市 費	93,741千円	

(37)	在宅医療・介護連携推進事業 <介護保険事業費会計>		<p>【事業概要】 疾病を抱えても市民の方が住み慣れた家等で療養生活を送れるよう、在宅医療と介護が切れ目なく継続的に提供される体制を構築し、在宅における医療と介護の連携を推進します。</p>
本 年 度	386,104千円		
前 年 度	396,288千円		
差 引	△ 10,184千円		
本年度の財源内訳	国	148,650千円	
	県	74,325千円	
	その他	88,804千円	
	市 費	74,325千円	



令 和 4 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会

目 次

令和4年度教育予算案の考え方	1
教育予算案について	2
市立学校の学校数等	2
1 1人ひとりを大切にした学びの推進	3
(1) GIGAスクール構想の着実な推進	
(2) 教育EBPM等の推進	
(3) 新学習指導要領の着実な推進	
～コラム～ キャリア教育実践プロジェクト事業	
～コラム～ SDGs達成の担い手育成推進事業	
(4) グローバル社会で活躍できる人材の育成	
(5) 魅力ある高校教育の推進	
2 多様なニーズに対応した教育の推進	9
(6) 日本語指導や就学困難な児童生徒への対応	
(7) 特別支援教育の推進	
(8) 不登校児童生徒への支援	
(9) いじめの防止や早期解決に向けた取組	
3 健康な体づくり	13
(10) 小学校等給食の管理運営	
(11) 中学校給食（デリバリー型）の推進	
(12) 学校保健	
(13) 学校体育	
4 教職員に対する取組	17
(14) 教職員の採用・育成・働き方改革の推進	
(15) 教職員人件費等	
5 市立学校の運営	20
(16) 学校管理費	
(17) 学校運営費	
(18) 地域と学校の連携・協働の推進	
～コラム～ 通学路の安全	
～コラム～ 小中学校における再生可能エネルギー地産地消の拡大	
6 安全・安心な教育環境の整備	24
(19) 市立学校の建替え等	
(20) 市立学校の營繕・空調設備・校地整備等	
7 市民の豊かな学び	27
(21) 生涯学習の推進	
(22) 文化財の保存・活用	
(23) 図書館サービスの充実	
～コラム～ 図書館サービスの充実	
令和4年度 教育予算総括表	29

令和4年度教育予算案の考え方

令和4年度は、「横浜教育ビジョン2030」に掲げた「自ら学び　社会とつながり　ともに未来を創る人」の育成を目指し、計画期間の最終年度となる「第3期横浜市教育振興基本計画」を着実に推進するとともに、次期計画である「第4期横浜市教育振興基本計画」（以下、「4期計画」という）の策定を見据えて取り組んでいきます。

4期計画を見据え、今後の教育政策について協議が行われた「横浜市総合教育会議」（令和3年12月開催）で示された、「一人ひとりを大切にした教育の推進」、「様々な機関との連携・協働」、「客観的な根拠に基づく教育政策（EBPM）の推進」の3つの視点を大切にしながら、事業を推進していきます。

市立学校においても引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた多様な取組を継続しています。今後も、児童生徒や教職員の安全・安心を第一に、適切な感染症対策を講じながら、児童生徒の充実した学びに資する取組を進めていきます。

令和4年度予算の主な事業として、

- ・ICT支援員の派遣などGIGAスクール構想の着実な推進や、横浜市学力・学習状況調査等を活用した教育EBPM等の推進、新学習指導要領の着実な推進、グローバル社会で活躍できる人材の育成など「一人ひとりを大切にした学びの推進」
 - ・日本語指導が必要な児童生徒への支援や、医療的ケアなど特別支援教育の更なる推進、不登校児童生徒の学びの保障や社会的自立に向けた支援、いじめの防止や早期解決に向けた取組など「多様なニーズに対応した教育の推進」
 - ・給食の管理運営や中学校給食（デリバリー型）の推進、健康・体力つくりなど「健康な体づくり」
 - ・職員室業務アシスタントの配置や中学校部活動支援、学校業務のアウトソース、教職員の配置など「教職員の採用・育成・働き方改革の推進」
 - ・学校施設の建替えや維持補修、環境改善など「安全・安心な教育環境の整備」
 - ・図書館情報システムの構築や電子書籍サービスの提供など「図書館サービスの充実」
- に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、**学校と家庭、地域、社会が連携・協働しながら、一人ひとりを大切にした教育**を日々実践します。また、SDGs未来都市として、学校教育においても、**SDGsとの関係性を意識した教育活動**を展開していきます。

教育予算案について

<教育予算案の概要>

区分	4年度予算額	3年度予算額	増減
一般会計	2,682億5,802万円	2,613億5,616万円	69億186万円 (+2.6%)
教育施策の推進にかかる経費	711億9,193万円	666億2,584万円	45億6,609万円 (+6.9%)
教職員人件費等	1,653億6,898万円	1,662億3,153万円	▲8億6,255万円 (▲0.5%)
教育施設整備費	316億9,711万円	284億9,879万円	31億9,832万円 (+11.2%)

市立学校の学校数等

区分	令和4年度	令和3年度	差引	備考
学校数	校 507	校 508	校 ▲ 1	
小学校	337	339	▲ 2	閉校：緑園東小、緑園西小
中学校	145	145	0	
義務教育学校	3	2	1	開校：緑園義務教育（緑園学園）
高等学校	9	9	0	
特別支援学校	13	13	0	
児童生徒数	人 263,501	人 265,652	人 ▲ 2,151	
小学校	174,869	177,468	▲ 2,599	
中学校	76,683	77,132	▲ 449	
義務教育学校	2,457	1,416	1,041	
高等学校	7,962	8,037	▲ 75	
特別支援学校	1,530	1,599	▲ 69	
学級数	学級 10,018	学級 9,870	学級 148	
小学校	6,754	6,610	144	
中学校	2,488	2,502	▲ 14	
義務教育学校	92	53	39	
高等学校	222	222	0	
特別支援学校	462	483	▲ 21	

※児童生徒数、学級数は推計値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

7	特別支援教育の推進		<p>特別な支援を必要とする児童生徒にあらゆる教育の場で一貫した適切な指導・支援や合理的配慮を提供するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、市立学校における教育環境をさらに充実します。</p> <p>1 就学・教育相談事業 133,567千円 (前年度： 131,804千円)</p> <p>特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うため、就学・教育相談を行います。</p> <p>2 特別支援教育支援員事業 138,343千円 (前年度： 138,428千円)</p> <p>小・中・義務教育学校の一般学級及び個別支援学級で、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒に、特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。</p> <p><対象児童生徒：4,400人></p> <p>3 専門職派遣事業 850千円 (前年度： 770千円)</p> <p>肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣します。医療情報や授業内容を踏まえながら、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面など、学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。令和4年度は、2学校教育事務所エリアで試行実施し、全市展開に向けた検討を行います。</p> <p><総派遣時間：85時間></p> <p>4 特別支援学校就労支援事業 13,803千円 (前年度： 13,555千円)</p> <p>高等特別支援学校に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、就労支援指導員を配置し、職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問を行います。</p> <p>5 スクールバス運行事業【拡充】 915,775千円 (前年度： 859,504千円)</p> <p>障害のある児童生徒の登下校の安全を確保し、身体的負担の軽減を図るため、特別支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバスを運行します。</p> <p><スクールバスコース数 令和3年度：46コース→令和4年度：47コース></p> <p>また、医療的ケアが必要な児童生徒の福祉車両等による通学支援を拡大します。</p> <p><福祉車両台数：令和3年度：7台→令和4年度：20台></p> <p>6 小・中・義務教育学校等における医療的ケア支援事業【拡充】 108,147千円 (前年度： 56,995千円)</p> <p>学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、訪問看護師を派遣します。個々の児童生徒の病状や特性に合わせて、看護師によるケアや、本人が行うケアの自立に向けた技術指導を行い、校内での学びや活動の参加を広げます。（対象となる医療的ケア：痰の吸引、導尿、経管栄養）</p> <p><対象人数：令和3年度：17人→令和4年度：29人></p> <p>7 特別支援学校医療的ケア体制整備事業【拡充】 242,401千円 (前年度： 195,484千円)</p> <p>多様化する医療ニーズへの対応のため、肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置します。</p> <p><看護師配置数 令和3年度：30名→令和4年度：35名></p> <p>また、学校内での人工呼吸器等高度な医療的ケアの実施に引き続き取り組み、全保護者の付添解消を目指します。</p> <p>8 医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】 14,245千円 (前年度： 8,877千円)</p> <p>医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、コーディネーターを担える人材を養成します。</p> <p><こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局連携事業></p>	
本年度予算額	1,997,058 千円			
前年度予算額	1,829,322 千円			
差引	167,736 千円			
本年度の財源内訳	国・県 130,855 千円 その他 9,114 千円 市債 - 千円 一般財源 1,857,089 千円			

12 学校保健		<p>児童生徒等の健康の保持・増進のため、各種健康診断を実施します。また、学校保健安全法や学校環境衛生基準に基づき、学校保健を推進するための各種事業を実施します。</p>	
本年度予算額	1,443,392 千円		
前年度予算額	643,959 千円	<p>1 児童・生徒等健康診断費 284,290千円（前年度： 280,319千円）</p> <p>横浜市立学校の児童生徒を対象に健康診断、腎臓検診、結核検診、心臓検診及び運動器検診のモデル事業を実施します。また、翌年度小学校入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を実施します。</p>	
差引	799,433 千円		
本年度の財源内訳	国・県	408,043 千円	<p>2 日本スポーツ振興センター費 253,125千円（前年度： 257,666千円）</p> <p>学校管理下における児童生徒の負傷等に対する給付を受けるため、災害共済給付制度に加入します。</p>
	その他	112,063 千円	
	市債	－ 千円	
	一般財源	923,286 千円	<p>3 環境衛生検査費 4,953千円（前年度： 20,771千円）</p> <p>高架水槽水の水質検査などの環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生の維持管理を図ります。</p>
<p>4 AED維持管理費 安全な教育環境を維持するため、市立学校全校に配置しているAED（自動体外式除細動器）の維持管理を行います。</p>		19,125千円（前年度： 19,076千円）	
<p>5 健康・安全教育推進事業費 健康・安全教育の推進のため、医師等専門家を学校に招き、学校保健に関する授業や講演等を行います。</p>		900千円（前年度： 1,080千円）	
<p>6 ゲーム障害・ネット依存啓発事業費 「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査報告書」を踏まえて作成した啓発パンフレットを小中学生に配付します。</p>		1,215千円（前年度： 1,215千円）	
<p>7 学校施設における感染症対策教育環境向上事業【新規】 815,400千円（前年度： 0千円）</p> <p>児童生徒の健やかな学びを確保するため、各学校において感染症対策を徹底する上で必要となる消耗品や備品の整備等にかかる経費及びオンライン学習に係る経費について引き続き学校へ配当します。</p> <p>なお、令和3年度も同様の事業を実施していますが、令和2年度予算を繰越し執行しているため、令和4年度の予算は新規扱いとなっています。</p>			
<1校あたりの配当額> (単位：千円)			
校種	規模	単価	
小学校	小規模	900	
	中規模	1,350	
	大規模	1,800	
中学校	中規模	2,250	
	大規模	2,700	
高校	小・中・高等部	3,600	
	高等部のみ	1,800	

20	市立学校の宮繕・空調設備・校地整備等	
本年度予算額	19,095,522 千円	
前年度予算額	20,009,835 千円	
差引	▲914,313 千円	
本年度の財源内訳	国・県	2,223,281 千円
	その他	68,007 千円
	市債	11,167,000 千円
	一般財源	5,637,234 千円

学校用地の整備を行うほか、維持補修及び屋外環境整備を行い、学校教育における活動の場の向上を図ります。また校庭等の施設の改修を行います。学校施設の安全性・耐久性を確保し、良好な教育環境の維持を図るため、計画的かつ効果的な施設の保全に取り組みます。

1 エレベーター等設置事業費

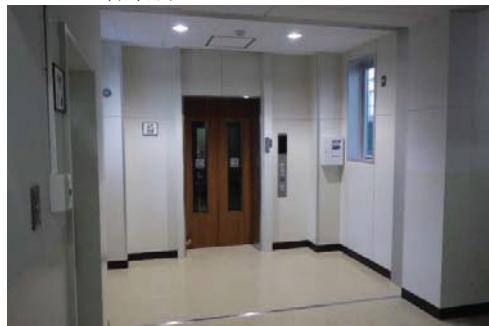
944,549千円（前年度： 944,549千円）

「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、平成10年度より、車椅子利用等により、階段の利用が困難な児童・生徒等及び学校訪問者の建物内の移動が容易となるよう整備を進めています。車椅子を利用している児童・生徒等が在籍している学校の中から選定し、エレベーターを設置するほか、状況に応じてスロープの改修、多目的トイレの整備を行います。

〈令和3年度：11校→令和4年度：10校〉



エレベーター増築棟



2 市立学校空調設備整備事業費

865,919千円（前年度： 1,443,198千円）

学校施設の安全安心な環境整備のため、設置年数が古い職員室等における既存空調の計画的な対策が必要です。老朽化の状況を考慮し、更新工事を行います。

〈令和3年度111校：→令和4年度：66校〉

3 体育館空調設備設置事業費

870,200千円（前年度： 870,200千円）

学校の体育館は、体育の授業や部活動だけでなく、放課後キッズ、地域開放、避難所といった公益性のある施設であることから、近年の猛暑の影響を考慮し、空調設備の設置工事を行います。〈令和3年度：工事20校→令和4年度：工事24校〉

※補完的な対応として、スポットクーラーの設置を行います。

マルチエアコン



スポットクーラー
(大型冷風機)

高さ約1.8m



4 外壁・窓サッシ改修事業費

3,954,900千円（前年度： 3,742,147千円）

児童生徒等の安全を確保するため、外壁や窓サッシの非構造部材の落下防止対策を実施します。〈令和3年度：25校→令和4年度：25校〉

23	図書館サービスの充実		市立図書館18館の効率的な運営に努めるとともに、市民の課題解決や暮らしに役立つ情報の提供など、図書館サービスの充実を図ります。
本年度予算額	1,948,407千円	1,136,991千円	1 図書館運営費【拡充】 (前年度： 922,343千円)
前年度予算額	1,690,275千円	中央図書館及び地域図書館の施設管理・運営、広報、研修、図書館情報システムの運用を行います。	
差引	258,132千円	感染症拡大防止対策として、施設・設備の消毒作業等を緊急雇用創出事業で実施します。 <u>令和6年1月稼働に向けて、第4次図書館情報システムの構築を開始します。</u>	
本年度の財源内訳	国・県	2,700千円	2 図書館資料費【拡充】 374,322千円 (前年度： 346,814千円)
	その他	20,713千円	第二次横浜市民読書活動推進計画に基づき、魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する専門図書を幅広く収集します。
	市債	-千円	<u>「新しい生活様式」に対応するため、電子書籍サービスを提供します。</u>
	一般財源	1,924,994千円	
3 中央図書館利用者サービス事業費【拡充】		124,919千円	(前年度： 122,919千円)
資料の貸出・閲覧等のサービス、移動図書館による資料の貸出等のサービスを提供します。また、 <u>移動図書館の運行を2台体制</u> とし、サービス拠点を拡充するとともに、地域のイベント等への特別運行などを実施します。			
4 障害者サービス事業費【拡充】		8,014千円	(前年度： 6,344千円)
視覚障害者等に対する対面朗読や録音図書の製作と貸出、来館困難障害者に対する資料の配達貸出等のサービスを提供します。また、 <u>テキストディジーの製作</u> を進めます。			
5 地域図書館・図書取次業務委託事業費【拡充】		120,949千円	
(前年度： 110,462千円)			
都筑図書館、戸塚図書館及び港北図書館の貸出等業務及び図書取次サービスを業務委託により行います。 <u>令和4年1月から、日吉図書取次所（港北区）で図書取次サービスを開始しました。</u>			
6 市立図書館指定管理事業費		181,937千円	
(前年度： 180,618千円)			
山内図書館の指定管理者による運営を行います。		日吉図書取次所（日吉の本だな）外観	



日吉図書取次所（日吉の本だな）外観

～コラム～ 図書館サービスの充実

横浜市は、市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資するため、令和元年12月に「第二次横浜市民読書活動推進計画」（以下「読書計画」）を策定し、様々な取組を行っています。読書計画に基づき、図書館は地域の情報拠点として蔵書の充実とともに、社会におけるICT活用の進展を踏まえて、電子書籍サービスや障害者サービスの拡充に取り組んでいます。

電子書籍サービスは、24時間いつでもどこでも、自分のスマートフォンやタブレット、パソコンを使って電子書籍の貸出・読書・返却ができるサービスです。令和4年度は、新たに約7,000点のコンテンツを提供し、デジタルと図書の両面から市民の読書活動を推進します。

障害者サービスは、視覚に障害のある利用者を対象に、ZOOMを使用したオンライン対面朗読を実施しています。また、本の文字情報をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるテキストディジーの提供を開始し、コロナ禍でも読書しやすいうようにサービスの充実に努めています。

また、図書館情報システムは、貸出・返却・蔵書検索などの利用者サービスや、蔵書管理・図書発注業務などの職員の業務等、すべての図書館サービスの基盤を担っています。現在のシステムが運用保守業者の事業撤退により令和5年12月末に稼働が終了するため、令和6年1月の新たな稼働に向けて、第4次図書館情報システムの構築を開始します。



令和4年度 教育予算総括表

(単位:千円)

款項目	4年度 予算額	3年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)
15款 教育費	268,258,021	261,356,162	6,901,859	2.6
1項 教育総務費	187,502,684	187,566,278	▲63,594	▲ 0.0
1目 教育委員会費	21,360	21,342	18	0.1
2目 事務局費	11,523,434	11,365,741	157,693	1.4
3目 教職員費	165,368,975	166,231,529	▲862,554	▲ 0.5
4目 教育指導振興費	8,413,785	7,790,114	623,671	8.0
5目 教育センター費	98,012	152,589	▲54,577	▲ 35.8
6目 特別支援教育指導振興費	605,090	545,293	59,797	11.0
7目 教育相談費	1,472,028	1,459,670	12,358	0.8
2項 小学校費	13,023,075	12,237,894	785,181	6.4
1目 学校管理費	8,857,836	8,610,640	247,196	2.9
2目 学校運営費	4,165,239	3,627,254	537,985	14.8
3項 中学校費	5,901,822	5,760,278	141,544	2.5
1目 学校管理費	3,390,578	3,327,080	63,498	1.9
2目 学校運営費	2,511,244	2,433,198	78,046	3.2
4項 高等学校費	998,673	950,005	48,668	5.1
1目 学校管理費	618,428	644,953	▲26,525	▲ 4.1
2目 学校運営費	380,245	305,052	75,193	24.6
5項 特別支援学校費	1,643,290	1,576,170	67,120	4.3
1目 学校管理費	1,379,305	1,355,901	23,404	1.7
2目 学校運営費	263,985	220,269	43,716	19.8
6項 生涯学習費	3,473,077	3,092,606	380,471	12.3
1目 生涯学習推進費	480,602	368,968	111,634	30.3
2目 文化財保護費	1,044,068	1,033,363	10,705	1.0
3目 図書館費	1,948,407	1,690,275	258,132	15.3
7項 学校保健体育費	24,018,292	21,674,139	2,344,153	10.8
1目 学校保健費	736,139	700,954	35,185	5.0
2目 学校体育費	615,391	688,421	▲73,030	▲ 10.6
3目 学校給食費	11,184,119	9,695,059	1,489,060	15.4
4目 学校給食物資購入費	11,482,643	10,589,705	892,938	8.4
8項 教育施設整備費	31,697,108	28,498,792	3,198,316	11.2
1目 学校用地費	1,101,987	1,439,021	▲337,034	▲ 23.4
2目 小・中学校整備費	11,585,430	7,665,465	3,919,965	51.1
3目 高等学校整備費	130,070	133,143	▲3,073	▲ 2.3
4目 特別支援教育施設整備費	131,427	131,427	-	0.0
5目 学校施設營繕費	17,994,305	18,571,584	▲577,279	▲ 3.1
6目 学校施設整備基金積立金	225,420	542,124	▲316,704	▲ 58.4
7目 教育施設解体費	528,469	16,028	512,441	3,197.2



○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に關係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平18条例8・旧第3条繰下)

(分科会)

- 第6条 審議会に、分科会を置くことができる。
- 2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平23条例50・追加)

(部会)

- 第7条 審議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平18条例8・旧第5条繰下、平23条例50・旧第6条繰下)

(幹事)

- 第8条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平18条例8・旧第6条繰下、平23条例50・旧第7条繰下)

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。
- (平17条例117・一部改正、平18条例8・旧第7条繰下、平23条例50・旧第8条繰下)

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平18条例8・旧第8条繰下、平23条例50・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。

3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることがある。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

- 第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。
- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
 - 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。